

ふ問題以外、政治的には餘り關心を有してゐなかつた。しかるに暴動直前、突如として其の威力を恃んで自己の政治綱領を掲げた。現在では四十に上る聯合會、會員總數約三十萬の大勢力を有し、一大政治勢力として自他共に許してゐる。ド・イメルグ内閣成立にあつて、この團體からリウ・レ氏を入閣せしめ恩給相に任じた程であつた。

退役軍人團は地方議會のみでなく下院の選挙法改正を主張してゐる。また憲法改正及び國家改造を研究する委員會の設置、下院の解散等を要求してゐる。然し乍ら退役軍人團の強味も弱味もその尨大な量的勢力にあると言へる。首脳部は團體の統一強化に多大な努力を注いでゐるにも拘らず、既に分裂の徵候すら現はれてゐると言はれてゐる。

極右及び極左の勢力 左翼と同様右翼に於ても現在非常な對立軌轍が行はれてをり、凡ゆる團體は夫々独自の改造計畫を押し進めてゐる。

尤も王政派や共產黨の如き極端派は、この混亂の圏外に置かれてゐるのであつてアクション・フランセーズの首領モリス氏は、各團體の泥仕合に超然としてゐる少數の人物中の一人である。彼にとつてはこの現象は不可避的な王政復古に至る長き道程の一挿話に過ぎず。氏の軍隊即ち「王の壯士團」は二月六日の大暴動の前後に華々しい働きを示した。純然たる王政主義者でない右翼諸團體が現在主張してゐる改

る公益事業を國家に返還せしめようと云ふのである。然しフランス人の約五分の四は所謂中間階級に屬してゐるから、少數者たるプロレタリアの獨裁を主張する共產主義の教義は、もう一つの少數者即ち大資本家による現在の獨裁が有害であると同樣結局非現實的なものであるとしてゐる。

コンミュニ戦線團よりも理論的で勢力の大きいものにネオ・ソシアリストがある。これはレオン・ブリュム氏の社會黨から分裂した一派で、指導者は前労働相のマルケ氏及びバリー選出の代議士デア氏の兩名である。その主張する所によれば、正統社會主義の抽象論は行詰つてゐる。現在の情勢の下に於てはインタナショナルイズムは空漠たる夢想に過ぎない。かくて國內の範圍に於てのみ現實的解決を求むべきであると云ふ。しかしこの一派は何等街頭行動に出てゐない。積極的なコンミュニ戦線團がこれを壓倒してゐる有様である。

「火の十字軍」の活動 この左派の運動に對する潜在的對抗勢力として、種々の團體や宗派が組織されてゐる。是等の團體に共通する目標は秩序と權威を防衛することである。彼等の綱領は夫々多岐多様であるが若し共產主義者や社會主義者を相手にして公然たる闘争が行はれる場合には、一致團結して之に當ると云ふことに一致してゐる。この團體の中には「フアンシスト團」の様に自らフアンシストと稱するものもあれば、「愛國青年黨」の様に民主主義の原則を承認してゐるものもある。

革意見の多くは、アクション・フランセーズの教義から出てゐる。例へば職業組合制度や地方分權の思想がそれである。けれどもアクション・フランセーズはその教義が全體として極めて峻厳で其理論は凡て王制政治の復古に集中されてゐる。その黨員は自然に王制政治を歓迎しない輿論の主流の圏外に立つてゐる。

極端な他の陣列には活潑な革命思想を追求してゐる共產黨がゐる。彼等は極左分子の根幹をなしてゐる。そしてその突撃隊たる共產青年同盟は凡ゆる活潑なデモの先頭部隊である。

左翼の「コンミュニ戦線團」 共產黨よりも穩健な左派の連中の組織する重要な行動的團體に急進社會黨員ガストン・ベルチャリ氏の統率する「コンミュニ戦線團」がある。是はフアンシズムに對する防塞となり、また社會主義的基礎に立つ國家改造の中核となつて活動する事を目的としてゐる。然しこの團體は共產主義や社會主義若くは急進社會黨の綱領や理論を承認してゐる譯ではない。即ちフアンシズムは憎むべき資本主義の最後の化身であると言ふ理論を基礎とした独自の綱領政策を掲げてゐる。戦線團はフランス全土にその細胞を組織し、特にリヨン地方に於ては侮り難い勢力を扶殖してゐる。フアンシズムの蔓延を阻止すべしと云ふその第一の綱領は活潑な街頭宣傳で一應達せられたので、今や國家改造運動に乗り出しつゝある。この改革案を見るに、個人財産や小企業はそのままにして置いて、凡ゆる銀行保險會社、運輸事業その他莫大な私利を貪つてゐると認めらる

是等の團體の中で最も果敢な活動をなしてゐるものは「火の十字軍」である。この團體は一種の私設軍隊であつて、次の三つの理由から非常な魅力を持つてゐる。首領ロック大佐は團員間に絶大な聲望を持つてゐる。團體は一定の綱領を發表せず、こゝから神秘的雰囲気(宗教的な)を發散してゐる。團員は一種の軍隊的責任感を有してゐる。集會は凡て規律正しき熱心な聴衆で占められてゐる。

「火の十字軍」の根本的精神はフランスに秩序と權威を創造することに於てある。彼等は右翼でもなければ左翼でもなく、フランスの「新精神」の精髓を代表するものだと言張してゐる。この團體は元來、大戦當時最も武動嚇々たる二千五百名の退役軍人の團體であつて、既述の退役軍人團や政黨政派には一切の連絡なく超然たる態度をとつて來た。二月六日のパリ暴動に於て始めてその相貌を現はし、官憲の機關銃にも屈せず、肅々として行進を続けパリ市民の心膽を寒からしめたのである。現在ではパリ市中だけでも一萬五千乃至二萬名を動員し得ると言はれてゐる。尙この團體は一定の目的若くは綱領を掲げてゐないだけに、一般に一種の無氣味な印象を與へ、却つて潜在的な威力を増してゐる。

二月暴動の直後、從來の如き急進社會黨の政權の盪廻しは中止され、超黨派的なド・イメルグ氏が出馬して舉國一致内閣を作

り、政争休止を宣言したのは議會外に擡頭しつゝある行動的勢力によつて共和制が顛覆せらるゝ事を惧れたのであつた。又ドゥーメルグが憲法改正案を放送したのも、議會外の勢力の主張に押されと言はれてゐる。

労働運動
フランス運動の猖獗議會外の行動的勢力の擡頭は、或は民主主義の抗争を惹起し、亦一面無産運動を刺激して左翼の共同戦線樹立を促進せしめた。

パリ暴動に際し労働同盟は國家非常時の名の下に佛國にフランス政治の擡頭せんとするに反対し總罷業を決行し、これがためパリに於ては王黨派の機關紙アクション・フランセーズ紙以外は全新聞紙發行不能となる等のことあり、かくの如き左翼の反フランス運動の爲労働組合以外の分子をも糾合したと其の戦線統一運動は各國の無産運動に影響する事甚大なる點に於て正に劃期的現象となし得る。

一九三四年七月フランスに於て社會黨と共產黨との共同戦線が樹立され、これが各國の無産運動を刺激し、イタリア、オーストリアに於てそれ／＼共產黨と社會黨との戦線統一が成立し次いでポーランド、イスパニアも之に倣はんとしてゐる。其の後十一月十三日より四日間パリに於て開催された第二インターナショナル執行委員會に於て是等の左翼派は第二インター、第三インターの戦線統一を主張したが、結局時期尚早を唱ふる右翼

派の決議が通過した。然しこの決議は左翼派に多大の讓歩を示し、戦線統一問題に對する各國加盟政黨の行動的自由を許容したので、フランス運動の猖獗に従つて兩派の提携運動は、今後益々熾烈の度を加へて行くことと思はれる。

扱て第二インター内部の左翼派の統率者たるフランス社會黨の情勢を見るに、十一月二十四、五の兩日社會黨全國協議會(Council National du Parti Socialiste)がパリで開催せられたこの會議の主要議題は共產黨との共同闘争の問題であつた。原案によれば「政治的情勢並びに統一運動の均衡」と云ふ題目であつたが、討議は事實上この問題の範圍以上に出てゐた。十一月二十五日、フランス共產黨の日刊機關紙「ユーマニテ」は共產黨政治部からこの全國協議會に宛てた書翰を公開した。この書翰は「労働、平和及び自由の人民的戦線樹立の基礎」となるべき行動綱領を指示したものであつた。この書翰が公開された結果全國協議會は新しい問題に當面した譯である。

二十五日の會議に於て社會黨々首レオン・ブリュム氏は共產黨の行動綱領草案に對し自己の反対意見を開陳し、現在の共同戦線をやがて組織合同に迄發展せしめんとする社會黨の方針と全く對立するものであると斷じた。曰く「共產黨の代表者は一大國民的戦線の樹立を欲して居り、自分達だけの政策を掲げて他派を脅威する様な事はしたくないと宣言した。又社會黨の提議したプログラムに關しては、政權を掌握した後でなければ實施

出來ないのであるから、我々は現在政權を掌握すべき手段を研究すべきであつて、綱領政策を並べる必要はないと稱する。是は明かに矛盾である。彼等は永久的獨裁形式として民主主義的自由の防衛と、プロレタリアの獨裁とを同時に認め、凡ゆる社會的階級を含む勢力の廣汎なる集中と階級闘争の最も嚴格な理論とを同時に認め、ブルジョア國家機構の凡ゆる改良と此の國家機關の必然的破滅とを同時に認め、益々ヒットラー一派及びその同盟者と對立して、フランスと接近しつゝあるソウヴェート聯邦の地位と、資本主義制度下に於ける國防の否認とを同時に承認してゐるのである」と。

レオン・ブリュム氏は以上の如く統一戦線に對する共產黨の二重主義的態度を攻撃したのであるが、氏は共產黨との統一希望を放棄しようとするのではなく、若しこの問題に就き共產黨と論議を続けるならば、それは際限のないことであり、且つ統一運動を事實上遲滞せしむるに過ぎない。何故なら理論的討議は共產主義の理論を益々硬化せしめ、それだけ共產主義者を統一戦線から疎隔せしめる結果を生じる。それ故に我々の應待は純眞でまた確乎たるものでなければならぬ」と主張してゐる。

社會、共產兩黨は理論上明かに相違を示してゐるのであるが單に理論上に止らず事實上も未だ融合してゐない。社會黨は共產黨の切崩に對し極度に警戒してゐる。即ち共同戦線が樹立されて以來、共產黨員が社會黨に出入する傾向が多くなり、中に

は單に社會黨を攪亂せんがために入黨するものや、或は二重黨籍を持つてゐるものが現はれ、これに對する取締規定を必要とするに至り、他の無産政黨に屬するものが社會黨に加入する場合の諸規則を審議決定するに至つた。

全國労働會議 フランス労働同盟(C.G.T.)では、三四年二月十二日示威的全國總罷業を敢行して、最近國內に擡頭しつゝある反動的勢力と政界の腐敗に對抗々議するところがあつたが四月七日には全國の労働組合を初めとして、農民協同組合、智能労働者、技術家、在郷軍人の代表者約三千名をパリーのミニチュアリテ會館に集合して、之をば由緒深き三部會 *Three Sections* の名稱に於て一大全國的労働會議を開催した。最初の豫定では、この催しは二日間に亘りて行はれ、第二日目には示威運動を舉行する筈であつたが、共產黨の策動の爲め會場借用不可能となり、第一日の會議に於てフランスの労働階級全部の意見を綜合せる經濟改造綱領を可決して解散する事になつた。

會議は、總同盟セイヌ縣同盟會主事カストン・ギロー氏議長として開會し、總同盟主事ジョー氏先づ立つて、今回の勤務者三部會召集の經過を説明し、出席代表には、總同盟加盟團體以外に、農民、青年團、生産組合員、消費者組合員、在郷軍人、技術家、地方都市代表等があり、全國の政界、思想界及び労働界の代表者を網羅せる旨告ぐるところあり、進んで今回の會議の目的が、失業對策、政治的改革、反動勢力の克服、全國經濟

會議の改造等、要するに經濟的社會的乃至政治的改革の主要原則を樹立することであることを聲明した。之に續いて、各地方代表を初め、智能労働者、技術家、農民、在郷軍人、協同組合商人の各代表者の演説あり、終つてジュー氏は再び登壇して、今回會議の目的たる、國民經濟改造に關する綱領案を上程した。

該綱領は、滿場一致で可決するところとなつたが、その内容は、過去四箇年に亘る經濟的危機は、財閥寡頭政治の支配下にある我が國政治的民主主義制度の根本的矛盾を激發するに至つたと述べて、各國に於て不況と失業に對する鬭争の着々成功せるに反して、フランスに於ては、歴代政府に對する財閥の勢力が、經濟的再建を目的とする凡ゆる創意を妨遏して、不況恢復を不可能ならしめてゐると云ひ、いま寡頭政治の力を破砕して勤勞階級各階層の民主主義を確立し、之によつて國事の經綸に當るべき時機であると斷定し、以て「經濟的民主主義」の確立を呼號してゐる。

該綱領には、フランス現下の特殊事情として、次の事項が指摘されて居る。即ち(一)現下のフランスは、決して貧困に頻してゐる譯ではなく、その困厄の原因は、四百億フランに達する金及び證券が空しく死藏されて居り、財閥は之を何等生産的用途に用ひず、その結果失業者を増加せしめつゝある。(二)フランスには、自己の貯蓄又は借入による資本にて經營せる中小企業の数に數百萬件に達して居り、是等に對する不況の影響は甚

大なるものがある。(三)フランスの農業は、今日尙ほ主要産業の一つであるが、農産物價格の低落は驚くべきものであるに拘はらず、消費者側では、中間介在者ある爲め、他國に比して遙かに高價を支拂ひつゝある。(四)フランスの議會制度は、今や内部的危機に直面して居り、それを利用して民主主義反對運動が勃興しつゝあるが、事實は現下の政治組織に於ては、財閥の支配の爲め民主主義運用の自由がないのである。

以上の認識の下に、綱領は「獨裁主義の脅威の下にある凡ゆる階層の國民の承認し得べき直接實行可能なる方策」より成る共同綱領の樹立を必要とし、それが爲め先づ全國經濟會議(C. N. E.)の改造を要求して居る。而して將來全國經濟會議の委員には、(一)農工商各階層も國民經濟に關聯せる凡ゆる種類の勞資の主要團體の代表者と、(二)専門的知識の必要上、金融業に於ける勞資團體の代表者と、(三)國家の代表者をも参加せしめ調査情報機關としては、殊に在庫品の現狀(之が報告は強制的にす)と資本蓄積の狀況に注意し、一方經濟的改造案を作製し、經濟的發展上に積極的に寄與すべき役割を負擔し、その事業に必要な資金の爲めには證券發行の權能を賦與し(之は國會に協賛を要す)、一般經濟界の情勢に呼應して各産業の緩急宜しきを得るやう指揮統制すべきであると主張して居る。次に國會に關しては、綱領は政治上に於ては勞働者も富豪も平等であり、從つて普通選舉權を基礎にせる議會は國事に關する限り至上の機

關たるべきである云ひ、唯經濟問題に關しては、あくまで全國經濟會議の協力援助を求むる必要あり、以て從來の利害關係の衝突や、能率低下を防止しなければならぬと説いて居る。

尙ほ綱領には、現下の失業對策として、公共事業の振興を緊急なりとし、それが爲め先づ六箇年に亘つて、百五十億フランの支出を要求し、次に減給や失業や繰業短縮の結果勞働階級の収入は三分一に減少せる事情に省みて、緊縮政策の停止と一週四十時間勞働制と税制の改正、納稅欺偽の取締等を支持して居る。

農業に關しては、綱領は「農業に對する國家の補助を増加し……土地生産物の經濟的價格を確立すべきである。農産物價格は既に四割乃至五割の下落をせるに、消費者の支拂ふ價格は少額の低下をしたに過ぎない。農民組合の價格引上運動はあくまで之を支持しなければならぬ。各種中間介在者取締の方策を實施すると共に、彼等の活動は農民に支拂はるゝ價格の増加に匹敵せしむべきである。而して農産物價格の増加により、小賣價格の増加を行ふことなく、之は中介者の利潤減少によりて行ふべきである」と云ひ、又中小商業者に對しては、「中小商業の勞働者雇傭上に於ける重要性に省みて、その重荷を軽減し、以てその地位を安定ならしめ、又小賣價格を増進することが根本的に必要である」と述べて居る。

尙ほ中小農工商業者保護の一端として、貯蓄の保護も要求さ

れて居るが、その方策としては、(一)新會社の設立又は發券に先だちて重役會議及び専門的知識の確實性を保障すること、それが爲め豫め手續の合法性及び投下資本の實狀を調査すること(二)損益對照表は信用ある計理士により作製せしむること(三)會社に對する法規上の監督を嚴重實施することが提案されて居り、萬一問題の生じた場合には、原告の示談あるとも調査を中止せず、計理士の責任を法律を以て規定し、凡て犯罪に對しては嚴罰を課することを主張して居る。

右の他今回の綱領にはクレヂットの管理に關する項もあり、クレヂットは、凡て全國經濟會議の管掌事項とし、以て銀行家の私利私欲と國民經濟混亂とを防止せしめることとし、又全國經濟會議をしてクレヂット保險制度を設置して投資に對する一定の最低收入を保障せしめ、或は重要産業團體をして、全國經濟會議の起案せる計畫に基く振興案を作製せしめ、之をば全國經濟會議の承認した場合にのみ株式の發行を許可する等の提案をして居る。

以上の如き方策を列挙した後、綱領は「フランスには、現下の不況を恢復すべき凡ゆる要素はあるのであるが、唯缺くるところは、信用である、この信用こそは、經濟的民主主義と政治的自由との密接なる結合による組織化によつて生ずべきものである」と結んで居る。

社會黨大會 フランスの社會民主主義を代表する社會黨(S.

F. i. o. は、三三年その右翼たるルノーデル氏一派の分離獨立後に於ける善後策を講究する爲め、かねて大會開催豫定なりしところ、三四年初頭以來パリに於ける極右派諸團體の示威運動の結果、シュータン内閣の總辭職に次ぎて組織せられたダラチエ内閣も在職僅か數日にして下野の止むに至り、之に續いて前大統領ドゥメルグ氏の聯立内閣成立を見るに至りし等の事情の爲め、延期せられて、同年五月二十日より二十三日の四日間に亘つてトゥールーズ市に於てその大會を舉行することゝなつた。

フランス社會黨の分裂は、さらでだに國家的にも重大時局に際會し、社會運動の方面に於ては、各派勢力の抗争對立熾烈を極めつゝある際として、労働運動の動向上甚大の影響あるべきは云ふまでもないが、殊に最近フランス労働組合運動の代表團體たる労働總同盟が、新方針を標榜して新局面を開拓せんと試みつゝある形勢の爲め、その無産政黨との關係は最も微妙を極め、社會黨兩派に對する總同盟の向背は、今後フランス労働界の面目を一新すべきものがあると思惟されて居る。

今回大會に於て、黨首レオン・ブリュム氏が、一九三二年五月の總選舉以來の社會黨の態度を説明したところによれば、當時エリオール氏の急進黨政府に入閣問題が起つたとき、社會黨としては、三項目の入閣條件を作製して提出するところがあつたが之に對してエリオール氏が拒絶の意嚮を明らかにした旨を發表せ

る文書は、ルノーデル氏が起草したものであつたと云ふ。而して一九三三年一月下旬第一次ダラチエ内閣より入閣の勧告があつたが、當時は社會黨議員全部が非妥協主義を固持して居り、フロツサール氏の如きは、入閣は裏切行爲なりと極言せる程であつたにかゝはらず、其の後に至つて右翼幹部間に、社會黨が徒らに内閣倒壊にのみ努力せりとの非難の起つたことを述べ、エリオール氏以下ポール・ボンクール、アルベール・サロー、シュータン等代々の内閣の辭職する事情が社會黨の所爲にあらず、唯第一次ダラチエ内閣の崩壊のみが、その藏相ラムール氏のデフレーション政策と社會黨のインフレーション政策との衝突による旨を説明し、翻つて第二次ダラチエ内閣の下野の際に於ける急進黨の態度不鮮明を指摘して、ルノーデル氏一派の攻撃が根據なきことを釋明するところがあつた。

今回の大會に於ける重要問題は、最近國內の形勢に對する社會黨としての態度を決することであつて、之に關する決議はレオン・ブリュム氏が提案し、三千六百票の賛成投票を獲得して可決となつた。それは去る二月六日の全國的騷擾の結果として生じた時局に對する黨としての方策を述べたものであつて、社會黨の行動綱領を規定したものであるが、綱領の細目に就いては、尙ほ執行委員會に於て審議補足することゝなつて居る。而して該決議には、是等の方策の實施は社會黨の政權獲得の上ならでは不可能であるが、將來社會黨政府成立の際には、あくまで

之を實行すべきことが述べられて居る。

次に來る十月施行さるべき市町村選舉に關するノール縣提案の決議は、ルバ氏之が説明に當り、二千五百二票を獲得して可決となつた。それには今回の地方選舉の重大性が強調されて居り、尙ほ第二次投票の際に於ける黨の態度を左の如く規定したるものであつた。

『吾人の標語はあくまで、その名稱と假面の如何にかゝはらず、反動勢力を撲滅せよにある。今日労働者社會主義運動にとつて反動勢力とは、『舉國大同團結』と、それを基礎として成立し、その政策を決定せる政府と、其の他過去に於て之を支持し又は公然と反對せず或ひは單に形式的に反對せるもの凡てを意味する。即ちそれは、労働者の運動と組織化に必須なる自由と権利の敵であり、破壊者たるファシスト運動を意味するのである。云々』

右の外ノール縣提出の決議で、一度提出者より撤回されたがチムロスキー氏が再び修正の上提出したものも採擇となつた。修正した箇所は、前出決議と殆ど同一のものであつた。

フランス排撃運動は、時下社會黨の重大任務と見做されるものであつたが、之に關してアムステルダム反ファシズム運動團より加盟勧告が來たが、黨大會はそれに對しては、この種の永久的施設に加盟するは黨規の禁するところなれば、萬一必要ある場合には、隨時提携協力して共同動作をすべき旨回答することゝなつた。又大會には、反ファシズム運動の爲め、労働總

同盟(C. G. T.)と、統一労働總同盟(C. G. T. U.)と共產黨とを聯合せる永久的機關を創設すべき案も提出されたが、之は二、四七三票對一、二八六票にて否決となつた。尤も社會主義インターナショナル執行委員會に参加せる黨代表をして、同インターナショナルが、かねてファシズム反對運動に關して共產主義インターナショナルに提出せる事項を再び考究せしむべきこととは、滿場一致採決するところとなつた。之に反して、モスコに代表を派遣して、革命主義に基く労働者共同戦線組織につき、共產主義インターナショナルと協議せしめんとする極左派代表チ、スト氏の提案は、二、三二四票對一、三〇一票で否決となつた。尙ほアムステルダム反ファシズム運動團との協力問題に對して昨年除名となつた黨員の復籍に關する決議も可決となり、右派の分離獨立後新黨に参加せる人々にして復籍を希望するものも、亦復籍を認むることゝなつた。

前年社會黨より脱退して創設せられし新社會主義政黨たる『フランス社會黨(ジョレス派)』は、五月二十日及び二十一日の兩日パリに於て第二回大會を開催した。

フランスに於けるマルキシズムの老闘士たるピエル・ルノーデル氏を盟主として、故ジャン・ジョレスの『理想は高遠に、實踐は卑近に』を標語として、平和的社會進化により革命の實現を主張せるこの新無産政黨は、前年末結黨したのみで未だ基礎確立するに至つてゐないが、本年二月ドゥメルグ氏の舉國一

致内閣の成立するや、同黨のアドリアン・マルケイ氏はかねての方針に基き入閣して労働省大臣に就任するに至つた。一方各種労働團體とも密接なる協力をなすべき機会も得て殊に労働同盟及び在郷軍人團とは、種々の點に於て提携しつゝある。今回の大會は主としてその政策樹立に力が注がれ、前年獨立以來調査研究しつゝあつた諸種の政策が採擇されるに至つた。

今回大會に於て可決となつた政策中殊に重要なものは、一般政策としては、國會對策があり、其の他國家及び經濟制度改造に關する綱領も採擇となつた。

一般政策は、先づ二月六日の騷擾事件以來の國內の形勢に省みて、マルケイ氏の個人として入閣せるを承認し、氏をして舉國一致政府の行動を監視せしめることとし、進んでその代議士會に對して、左記の方策をとらしめることを命じたものであつた。

- 一 一九三四年四月四日附法令にて改正となつた恩給制度を再び改訂し、以て長期に亙るべき過渡期に於て、官吏員にして、年金を清算されしものをして、約束不履行の訴へなからしめ、
- 二 多額所得者の減税の代償として、少額賃銀労働者に新しき負擔を課するは許すべからざるものなれば、俸給賃銀に對する課税は一萬フランに止むること。
- 三 國民經濟の現状上必要となりし減税と同時に、凡ゆる形態の財政上の欺偽行為に對する嚴重なる取締の實施。
- 四 世界的不況の中心たるフランスをして、豫算の均衡化と國民經濟の再建に缺くべからざる活動に更生せしむる爲め、組織化經濟

政策の實施。

- 五 無産者階級の一部をば苦しめつゝある失業に對する大々的改勢の開始。
- 六 組織化せる労働者階級に對して、理解と正義とを以て處置し、社會立法の維持改善を確保すること。
- 七 豫算經濟政策の眼目たる物價の低落に努力すること。
- 八 全歐洲の政情不安にして、戰爭勃發の氣運の危險に類せる際には、國防を改造すること。フランス社會黨は國防改造の必要を公認するものなれど、服役期間の延長の如き、器械的にして怠惰なる、從つて確かに有效ならざる解決策に訴ふるを避けんとするものである。

尙ほ、大會は「全國の健全なる民衆的要素を速に糾合し、以て自由の擁護と政治的財政的經濟的の三精神的再建とをば、大資本主義の特權と封建制度を排撃し、労働階級と民主主義とにより、全國の利益を目的として實現せんが爲、労働總同盟(G. T. I.)に團結せる労働者團體と、全國總聯合(G. N.)に結合せる在郷軍人と」協力提携すべきことを決議して居る。

又、國家及び經濟組織の改良案として、左の諸項をも可決するところがあつた。

- 一 總理大臣は、任期を一定し、國民之を選挙する。
- 二 閣員の選任は、總理大臣の責任に於て之を爲す。
- 三 經濟上及び近代行政上の必要に應じ、機能主義的に各省の數を減少し、之を再組織す。

- 四 國會議員數の低減。
- 五 國會議事法の改正。國會内部の規制を改造し、下院の管理權發言權を確保し、質問及び修正の權利を統制する。
- 六 上院を廢止し、之に代ふるに全國經濟會議を以てす。全國經濟會議の選出には、職業團體の自由を尊重し、職業別及び地方的の合法的團體を基礎として行ふ。
- 七 二院間の意見相異の際は、レフレンダムに附して決す。但しこの權利濫用を防止すべき施設を設けること。
- 八 司法制度の改造。司法權の獨立を期す。
- 九 或る種の裁判權の擴張及び手續の簡便化。
- 一〇 官吏の發意權及び責任を復舊し、公務の合理化再組織による行政改善。

經濟組織

- 一 個人的利益の動機に代ふるに、社會奉仕の觀念を以てす。殊に労働者の生活上缺くべからざる産業に於て。
- 二 技術會議 *Conseil technique* を設け、從來各省に分散せる統計情報等の事務上の經濟を統一し、この機關には調査上の有力の權能を賦與すること。
- 三 全國經濟會議の指令に基く一般經濟の組織化。
- 四 失業及び不況に對する應急對策として、マルケイ案を第一歩とする大々的事業計畫の實施及び就業機會と販路擴張を同時に増進せしむべき其の他の方策の採用。
- 五 労働總同盟の綱領實施、殊に法定労働時間を一週四十時間に短

縮すること。

- 六 農民團體による農産市場の組織化をなし、以て農業をして大資本集團(製粉、肥料、農具等に於ける)の獨占價格より解放すること。
- 七 國家財政の簡易化による商業の重大負擔輕減。
- 八 匿名會社制度の根本的改正による貯蓄及び收益權の保護。
- 九 投機を禁止し且つクレヂットの融通をば國民の一般的利益に有利ならしむる意味に於ける一般經濟活動の發展に適應せしむるやうなクレヂットの分配を統制すること。

ベルギー

労働運動

労働組合大會 ベルギー労働組合評議會(C. S. B.)では、一九三三年アンリ・ド・マン博士の起草せる一國社會主義に基く新綱領をば採用して、労働黨と協力して、現下の經濟的悲境打開に努力しつゝあつたが、同じく一九三三年五月政府が財政難對策として、非常權法を制定し、三箇月に亙つて緊急令政治を敢行するところありしにもかゝはらず、産業界の不況は依然たるものにて、失業者の増加及びその結果たる地方官廳の救濟資金に關する諸問題、殊に各地方に於ける負擔額の不公平等の問題惹起したる結果、評議會では、之が對策講究の爲め、一九三四年七月一日ブリッセルに於て特別大會を開催することとなつた。

ベルギーに於ける失業保險は、元來労働組合の經營せる所謂

ガン式制度であつたが、一九三一年十二月二十一日附勅令により、臨時全國失業基金なるものが設けられ、之は労働組合側の保険制度を適用せざる失業者に對する救済手当の支給を取扱ふことになつた。其の後一九三三年五月三十一日附にて改正の結果、全國臨時基金の支給する救済手当は基本手当と補足手当とより成ることとなり、それらの金額は全國を工業地帯と半工業地帯と農業地帯の三種に區別して、各地帯により相異あり、又全國臨時基金の財源は國家及び地方官廳にて分擔することとなり、その分擔歩合は各地方により、例へばリクサンブルは三割五分とか、アントワープは一割八分五厘とかの相異なることとなつた。今回評議會の特別大會に於ては、この分擔歩合の不公平が問題となり、國家が失業救済の一部を地方に負擔せしむることを理不盡となし、之に抗議すると共に、補足手当の金額決定の爲めにする地帯區分の方法に關しても、之を不可となし、地帯區別上失業救済に不利なる地方には、物品給與を附加することを得ざることを指摘し、且失業救済事業に従事すべき労働者の雇傭に就いても、現行の方法には、賃銀低下の虞あり、又現行規定には、地方當局者は事業契約中より従業時間に關する條項を削除するにあらざれば、國家の補助金の支給を得ざることを指摘せる決議を可決するに至つた。尙ほ特別大會にては、少年労働者の失業問題に關する決議をも採擇するところがあつたが、是等は、政府に對して、學齡十六歳まで延長

及び貧困父兄へ補償金支給、それによる最少雇傭年限法規の改正、滿十八歳までの義務的補習教育制度の設立、勞力不足の産業に於る職業教習の奨励、滿十八歳までの失業者の義務的講習及滿二十歳までは凡て普通及び職業教育を受けしむること、失業教員中より失業者教習員の選抜及び労働團體との協議、二十歳未満の労働者に失業保険適用等を要求しそれと同時に各労働團體をして、失業少年工と聯絡を保ち、特に失業少年部を設置せしめ、講習開催、見學、娯樂の便宜を得させしめ、以て失業少年の墮落を防止せしむべきことを力説したものであつた。

右の特別大會に次いで、ベルギー労働組合評議會第二十九回大會は、七月二十八日よりブリッセルに於て、エ・デ・ヴレミンク氏司會の下に開催された。書記長メルタンス氏の事業報告によれば、評議會加盟組合員数は、近年漸く増加し、一九三三年十二月末日現在合計六十二萬九千五百三十二人に達したが、之は一九三一年に比すれば、八萬九千六百二十二人の増加である。氏は、尙ほ評議會が近來少年労働者問題に特殊の注意を拂ひつゝあり、労働者教育聯盟と協力して、少年労働組合員の講習會を開催したこともあり、各加盟團體に於ても亦少年部を設けて特にこの問題の考究に従事しつゝある旨報告するところがあつた。又メルタンス氏は、進んで最近國內に於ける失業對策問題に言及して、或ひは前年五月三十一日の給付減額緊急令の再發の虞を説き或ひは失業救済に關する省令の濫發の結果たる

労働組合の給付事業妨害を指摘し、今や政府は、労働組合が失業手当の一割五分を寄與しつゝあるにかゝはらず、組合の失業手当に對する監督權及び行使權を奪はんとしつゝあるを説いた。最後に氏の事業報告には、最近キリスト教労働組合の間に組合國家制度を支持する傾向あるに言及して、評議會としてはあくまで之に反對の旨言明し、労働組合運動の結束統一を力説し労働黨の一機關誌が労働組合攪亂を策せるものあるを非難するところがあつた。

大會は、右の事業報告協賛の後、労働組合運動としては、その目的達成の爲め、あくまで立憲的方法を追及すべきで、この點に於てベルギー労働黨をば支持する旨決議するところがあつた。

次に今回大會の重要事項であつたのは、労働組合の組織方法に關するもので、之はかねてジ・ボンダ氏の手で報告が作製されて居り、それによれば、ベルギー労働組合運動は、今後その機構上一層統一と聯絡を擴大強化すべきことが主張されて居つた。この報告を中心とせる討論は、長時間に亘つたが、その結果大會の可決せる決議は、各加盟組合をして現下の經濟的社會的趨勢に適應するやうその規約を改正せしめ、且評議會執行委員會に對しては、評議會の構成上必要なる變革を遂行するに當つて、斡旋の勞をとるべきことを指令したものであつた。而して同決議は、全國罷業基金の創設を認め、各執行委員をして

時季到來の場合にはこの方向に對する措置をとるべき權能をも賦與して居る。尙ほ重大なる労働爭議の場合には、評議會執行委員會及び中央委員會で各加盟組合に對して特別離出金を徵集すべき權能を規定した。一九二六年の決議を再認すべきことも同決議には述べられて居る。

今回の大會には、ルイ・ド・ブルケール氏が労働黨友誼代表として出席したが、氏はベルギーに於ける労働賃銀低下の問題を論じて、不況以來全國の労働賃銀合計は二千九百萬フランより一千九百萬フランに減少したることを述べ、抑々ベルギー労働者の生活水準は、不況期以前に於ても既に他國に比して低下せるもので、今やそれは貧乏線以下に沈降したるにかゝはらず、紡織業雇主はその上三割の賃銀値下をして、以てイギリスの紡織工と同等ならしめんと云ふて居るが、調査の結果イギリスの紡織工賃銀はベルギーよりは高率なることが明かになつた事を報告し、之以上の賃銀引下は、ベルギー産業界を一層悪化せしむべきを説き、進んで労働組合が生産統制への参加と賃銀率の漸増と労働時間の短縮とを要求すべきことを主張して居つた。

(子安 浩、水上鐵次郎)

ソ ウ エ ー ト 聯 邦

外

一九三四年はソウエート聯邦にとりて重大なる轉換の年であつたと云ふことができる。蓋し國內の民力限度を殆ど無視して強行せられた第一次五箇年計畫は一九二八年十月に始まり、一九三二年末に至る四箇年三箇月の歳月を以て一應終了した形となつて居るが、其の影響は尙一九三三年度にも及んで急テムボの政策の緊張は容易に緩和さるゝ程度に至らなかつた。

然るに、一九三四年に入つて斯の如き状態は著しく改善の兆を示し、一般に非常時状態を蟬脱して國內人心にも幾分の餘裕が見受けられるやうになつた。かゝる重大なる轉換の契機をなしたるものは第十七回共産黨大會である。同大會は一九三四年一月二十六日から二月十日に亘つて開催された。共産黨の規約上、大會は二箇年に一回開催さるゝことになつて居るのであるが、一九三〇年夏に開かれた前回の大會以後、右の規約は無視せられて大會は行はれず漸く本年に入つて三年半振りに再開を見たるものである。本來黨の大會は黨首腦部の過去に於ける活動並に將來に對する計畫を批判評價する權利を有し、同時に又かゝる活動並に計畫を承認し、或ひは否認する權限を有して居る。従つて、理論的に云へば、大會は黨指導者及びソウエート政

府にとりて頗る重要な行事たるものである。事實亦、過去に於ては黨大會が眞剣に黨首腦部に對して反對的空氣を示し首腦部の採れる政策に峻烈なる批判を下したることも敢えて珍らしくはなかつた。然し乍ら、本年度大會の有様は從來に比べて著しく變化したものであつた。討議の結果は既に事前から見透されて居た。大會は黨指導者の計畫を批判し修正するためにはなく、單に之を喝采し承認するために開かれたに過ぎないのである。共産黨内に於て反對意見の影を潜むるに至りしは一面前年中を通じて繼續された徹底的な清黨運動に基因するものである。即ち、一九三三年の當初、黨は約二百萬の正規黨員と百萬餘の黨員候補者とを擁して居たが、同年末までに二十七萬の正規黨員と二十五萬の黨員候補者が除名處分に遭ひ、更に二十萬の正黨員が候補者に轉入され、二十一萬の候補者が新に「同伴者」の列に格を下げられた。従つて本年度大會の代議員は否應なしに首腦部と意見を一致する黨員によつて選出せられた譯である。それと共に黨内一般の和平的空氣を齎らした他の半面の理由は一九三三年度を通じて得られた内外政策の成功である。國際問題に就いては、各方面に於けるソウエート外交の有利なる展開、

殊にアメリカ合衆國の國交承認を獲得したリトウノウフの成功が全國民に少なからぬ満足を與へた。加之、一九三三年度の穀物豐作は一九一三年の豐作をも一千萬トン凌駕して、文字通り未曾有の記録を劃した。而も、黨首腦部は此の豐作に關する公式統計を黨大會の開催される僅々數日前に突如發表して一大センセーションを捲起し、以て其の内政方面に於ける成功の劇的效果を一層甚大ならしめたのである。斯くて、今回の大會に當り黨首腦部並にソウエート政府の地位は從來よりも少なからず、強化せられた觀がある。

尙注目すべきは、此の大會に於いて初めて第二次五箇年計畫の細目に亘るプランが決定され確認されたことである。第二次計畫に於いては、第一次計畫の場合と異なり、生産用物資の生産に力を集中して國內の重工業化を促進する努力もさること乍ら、寧ろ國內の慰安水準を引上げるため、一般消費用物資の増産が強調されて居る。更に又、國家機關の大改廢が決議され、從來の勞農監督人民委員部に代はるソウエート統制委員會、黨中央檢察委員會に代はる黨統制委員會、陸海軍人民委員部に革命軍事會議に代はる國防人民委員部、ゲ・ベ・ウ廢止による内務人民委員部等々の國家機關が夫々設置せられた。

國民經濟に於いては其の産業建設のテムボが著しく引下げらるゝに至つた。此事は工業に於いてのみならず、農業特に集團農場化運動に於いて一入顯著なるものがあつた。一般消費用物

資の出廻りも二、三年前とは殆ど比較にならぬ程潤澤豊富となつた。これは一面前年來の豐作とも關聯を有するは勿論であるが、他面外國貿易の衰退によつて、從來國內の必要を抑へて外國市場に搬出された消費用物資が勢ひ國內に停滞することゝなつたためである。同時に又、重工業の確立を主眼とする第一次五箇年計畫によつて多大の犠牲と不便とを強ひられてきた國內大衆の不満を考慮して輕工業の發展が特に留意された。其の結果、國內に於ける消費用物資は著しく増加を見たのである。而も大觀するに物資の出廻り増加も目下の處では主として都市中心に限られ、地方農民の生活水準は依然低度に止まり、彼等の窮乏に對する不満は決して解消されて居ない。物資の出廻りが主として都市中心に限られ、農村地方に及ばぬのは、其の量の乏しきことも或ひは一因であるが、それ以上に、其の全國的配給が圓滑にゆかぬと云ふことに原因して居る。即ち交通運輸の未發達不完全状態が現在のソ聯邦國民經濟にとりて最大の弱點と看做される。殊に此の部門は常に經濟生活に於てのみならず、軍事的にも文化的にも極めて緊要なるは云ふまでもない。乃ち一九三四年度に於いては交通運輸の改善が重大なる課題として取上げられ、政府は幾多新鐵道の敷設、新自動車道路の開設並に既成線の充實改良に多大の努力を傾注した。其の結果他の先進諸國には尙及ばないが、從來に比すれば相當の効果を擧ぐるに至つて居る。然し乍ら、尨大な國土のことではあり、其の全

版圖に亘る運輸交通の刷新は向後に残された大問題であらう。更に、對内政策に於て特筆すべき轉換は一九三四年末に至つて斷行された食料切符制度の廢止である。ソウェイト聯邦では一九二九年以來此の切符制度を以て國民の食料品購入を統制し、制限してきたが、此年の十二月、商業人民委員部はバン及び其他穀物の販賣を無制限に公開市場に移譲する旨の法令を發布した。惟ふに斯の如き政策の變化は、一九三四年度の穀物收穫が前年度に引續き好成绩であつたこと、政府の穀物徵集プログラムが順調に進んだこと、此の二つの理由の必然的歸結であつたと云へよう。然し乍ら、他國では、此の食料切符制度の廢止によつて普通の自由賣買制度の復活を豫想し、ソウェイト聯邦が社會主義制度から資本主義制度へ一歩後退したものであると觀て居る向も少くない。食料物資の増加と共に商店網の増設充實も亦見るべきものがある。從來の商品販賣機關に於いては官僚的氣分が頗る横溢して居て、いはば「人民共に賣つてやるのだ」と云ふやうな態度が特に甚しかつた。斯うした部面の弊風も昨今は次第に改善され、商店、就中續々増設せられつゝある新商店の如きは極めて清潔且つ美化されて居て從來とは全く面目を一新しつゝある。

其他一般の社會生活文化生活に於ける所謂アメリカニズム的ブルジョア的傾向の増大も看過し難い。此の結果、從來の極端に緊張した革命的氣風が薄らいで寧ろ却つて一部には享樂的な風及びソウェイト聯邦は共に重大なる不安を感じ、其の結果兩國の關係は日を逐ふて緊密となりつゝあり、此の兩國を中心として東歐ロカルノ條約の締結が關係諸國に提案さるゝに至つた。所謂東歐ロカルノ條約とはラトヴィア、エストニア、リツアニア等のバルト海沿岸諸國、ポーランド、チェコスロヴァキア、ドイツフランス、ソウェイト聯邦等を含む東歐諸國の相互援助條約であつて、從來のロカルノ條約と相俟ち、ヨーロッパ全體の安全保障を一層強化するを目的に掲げて居る。而も此の條約によつてソ聯邦は其の西部國境の安全を確保し、ヨーロッパ諸國との親善關係を促進して反ソウェイト・プロックの結成乃至反ソウェイト戰爭の危険を未前に防止し、以て國內に於ける社會主義建設を極力急テムボに實現せんとするものである。同時に又フランスとしては賠償問題の紛糾に次いで對佛軍備平等を要求する等、最近しきりに反佛強硬態度に出づるナチス・ドイツの擡頭を本條約によつて抑壓しヴェルサイユ條約を飽迄確保せんとする目的を抱くものである。

斯の如き性質を帯びたる條約に自ら對立感を抱くドイツ並にポーランドが敵對的態度を持するものも亦、勢の當然であらう。之がため本條約は今日に至るも尙實現を見ず了つて居る。東歐ロカルノ條約問題と相並んで、否それ以上に一九三四年に於ける重大なる歴史的事件は、ソ聯邦の國際聯盟加入の實現したることである。蓋し、世界大戰前の變轉なき外交史上の

潮さへ現はれ始めて居る。國內情勢の安定と共に、從來の非常時的施設が廢止されるやうになつて來るのは、蓋し勢の自然であらう。前述の食料切符制度の廢止の如きも其の一つであるが其の最たるものはゲ・ベ・ウの廢止である。尤もゲ・ベ・ウの廢止の代りに内務人民委員部の設置を見、其の組織内に包括されたものであつて、全然解消を遂げたる譯ではない。のみならず十二月一日に突發したキエフ暗殺事件は、再び此の秘密警察の聲息を盛返した觀がある。從て内務人民委員部に併合され、其の組織は幾分縮小されたが、ゲ・ベ・ウの本質は尙依然として存続せるものと看做すべきである。然し乍ら、兎も角もゲ・ベ・ウの表面的廢止及び之に代はる内務人民委員部の設置によつて、ゲ・ベ・ウが從來に比して或る程度の縮小を受けたことは否み難い。かゝる變化が起つたのは、國內一般の生活が次第に安定してきたこと、ソウェイト國家の秩序が漸次整つてきたこと、一應觀察して差支へないであらう。

次にソウェイト聯邦の對外關係を見るに、一九三四年に於けるソウェイト聯邦の國內情勢の重大なる轉換は其の對外關係にも著しく反映して居る。一九三三年末の米ソ國交の恢復はソウェイト外交にとつて一のエポックを劃したるものであつた。爾來ソ聯邦の資本主義諸國に對する交渉關係は益々密接を加ふるに至つて居る。其の樞軸をなすものは對フランス外交である。蓋し、ヒットラーの率ゐるナチス・ドイツの躍進によつてフランス

凡ゆる事件を回顧しても、此事件程皮肉なパラドックスはなかつたと云つてよいであらう。ソウェイト側の代辯者は、極めて最近まで國際聯盟を目してプロレタリアートに對抗する資本家の陰謀の巢窟と做し、ソ聯邦に敵意を有する帝國主義國の國際的聯合として罵倒し續けてきた。之に對して聯盟の中心勢力をなすフランス側では、ソウェイト政體を「壓迫と掠奪の全世界未曾有の忌はしき政體」と批評し、攻撃をさらさるゝなきものがあつた。所が今や相互の舌の根の乾かざるに此の兩國が進んで積極的に握手を遂げ、其の結果ソ聯邦の聯盟加入を見るに至りたるものである。聯盟側では日本並にドイツの脱退によつて著しく無力となつた聯盟の威信を維持する一手段としてソ聯邦の加入を歓迎したのである。就中、フランスがナチス・ドイツの脅威に當面してソ聯邦の聯盟加入に就いて最も熱心に奔走したるは決して偶然ではない。一方聯邦側の事情も亦、急激なる政策の轉換を圖らざるを得なくなつて居る。蓋し極東に於いて日本の地位は益々強固となり、其の勢力は駭々として北滿地方に伸びつゝあり、ソウェイト聯邦としては今にもシベリアを攻略さるゝのではないかと云ふ疑念を抱くに至つた。

かゝる東隣の脅威に對して、西方に於いてはナチス・ドイツが虎視眈々としてソウェイトの邊境を窺ひつゝある。ヒットラーは再三ならずウクライナの併合を叫び、ナチス・ドイツを以てボルシェヴィズムの進入に對する西歐文明の防壁であると做し又優秀

なるアリアン人種が後進未開の斯拉ヴ人種を統治するはドイツ民族の使命であるとさへ揚言して居る。斯の如く東西兩隣に於ける日本並にドイツの活動はソウエト聯邦にとつて少からぬ頭痛の種である。茲に期せずしてフランス及びソ聯邦の利害が共通し、諸他の矛盾を排除して、兩國の間に握手が成立し、延いてソ聯邦の聯盟加入が實現を見た譯である。兎も角此の事件はソウエト外交の劃期的轉換を示すものとして、其の意義は頗る大なるものがある。然し乍ら、國際聯盟加入によつてソ聯邦がどれだけの實際的效果を収め得たかは尙疑問であらう。蓋し此事によつてソ聯邦が従來の如き國際的孤立から脱れ、反ソウエト戦争の危惧を緩和した點に於ては有利であるが、同時に又變轉極まりなきヨーロッパ外交の渦中に捲込まれて、其の影響と支配を受け、獨立不拘束の立場を喪失した點に於いて著しく不利である。尤も此種の影響が現はれるのは將來の事柄に屬するであらう。

大觀して一九三三年度に於けるソウエト聯邦の對外關係は、前年度に引続き歐米諸國との間に著しき好轉を示して居る。其間に異例をなすは前記の如く極東に於いて日本、ヨーロッパに在つてはドイツである、而も、ソ聯邦は此の兩者の脅威を過重視して軍事施設の充實に倦む所なき努力を傾注し、殆ど寧日なき有様である。特に極東國境の防備に就いては未曾有の重裝軍備が完成さるゝに至つて居る。

最近ソ聯邦とフランスとの間には相次いで通商協定や政治協定が調印され、兩者の關係は益々親善に向ひつゝある。其の外對イギリス關係も安定して居るし、對イタリア關係も亦悪くはない。

斯くてソウエト聯邦の國際的地位は、歐米諸國との協調促進によつて前年度以來引続き改善の跡を辿つて居ることは大體に於いて否み難い所であらうと思はれる。

國民經濟の建設、特に第二次五ヶ年計畫の進展

ソウエト聯邦の第二次五箇年計畫は、既に一九三二年に於いて其の一般方針が決定され、一九三三年一月から實行開始されてゐるが、其の細目の立案は最終的決定を第十七回共產黨大會まで残して来たのであつて、從て其の計畫の全貌が明示され確認されたのは第十七回共產黨大會に於てであつた。

第二次計畫の生産プログラム

第二次計畫は第一次計畫の終末年度たる一九三二年に比べて工業全體に就いては一一四・一%、生産財工業(グループA)に就いては九七・二%、消費財工業(グループB)に就いては一一三・六%の増産を豫定して居る。即ち消費財の生産を最も急速に——一年平均二一・九%づゝ増加し、之に對して「基本」諸工業は一年平均一五・九%づゝの増産を行はうと云ふ計畫である。第二次計畫に於ける生産高の實績と豫定數とは次頁表の如くである。(單位百萬ルーブル、一九二六—一九二七年の物價を基準として)

	1932	1933 概算成績	1934 豫定計畫	1935 豫定計畫
全工業	43,300	46,900	55,800	92,700
生産財工業	23,100	25,400	25,400	45,500
消費財工業	20,200	21,500	24,900	47,200
大規模工業	38,500	41,900	50,200	—

1 資本支出

第二次計畫の施行期間内に豫定されて居る工業への資本支出は六九、五〇〇百萬ルーブルに達し、其の中、五三、四〇〇百萬ルーブルはグループAに、一六、一〇〇百萬ルーブルはグループBに割當てられる。一九三三—一九三四年度の豫定額は一二、九二六百萬ルーブルで其の中グループAに振向けられるものが約一〇、七〇〇百萬ルーブルである。ソ聯邦の經濟的重心を東方へ移動させることも亦、第二次計畫の特色の一つと看することが出来る。一九三三—一九三七年の期間を通じて全國經濟組織に對して投資される總資本の約三分の一が東部諸地方(ウラル、シベリア、バシキリア、カザクスタン及び極東)に支出される豫定である。斯の如き經濟的重心の東方移動の一つには産業活動を原料資源の所在地に近接せしむることを目的とするものではあるが、又一つには國境から近距離の地域に大工業中心地を設立して其の安全を圖りたいと云ふ戰略上の考慮も大に廻らされて居る。

2 各産業部門に於ける實績(一九三三年)と豫定計畫

一九三三年度の實績と其の以後の各年度に對する計畫を重要産業部門に就いて觀れば次の如くである。

イ 金屬工業

第二次計畫に於ける最も緊急なる課題の一つとして、鐵鋼業を豫定通りに發達せしむるため、從來の缺陷を補正することに全力が注がれて居る。一九三二年度の鐵鋼生産高は第一次計畫の最終年度(一九三二—一九三三年)の當初の豫定數の僅か約五八%にしか達しなかつた。一九三三年度の修正された計畫では凡そ一〇%から二〇%ほどの減少になつて居たにも拘らずそれさへも七七%乃至八〇%の程度しか實現せられなかつた。從て、一九三三年度の生産高は第一次計畫の最終年度に定められた當初豫定高の僅か三分の二に過ぎなかつた譯である。一九三三—一九三四年度の計畫でさへ、粗鋼及び壓延鋼に關する限り一九三二—一九三三年のそれよりも幾分控へ目である。第二次計畫の全期間に於ける増加は鐵鋼に就いては一六〇%、鋼に就いては一八九%、壓延鋼に就いては二〇三%と定められて居る。實際の生産高と豫定計畫は次頁表の如くである。

尙、第二次計畫に於いて鐵鋼業に投資さるべき資本の約四一%は東部地方へ割當てられる。一九三七年末には新にウラルII、ズルネツク工業地帯が金屬生産總額の三分の一を供給する豫定である。

鐵鋼以外の金屬に就いては、一九三三年度の計畫は七七%だけ實現された。一九三三—一九三四年度の平均増加率は生産高の二七・七%

	1932-33 年第一次 計畫	1932年 生 産	1955年 豫定計畫	1933年 生 産	1934年 豫定計畫	1937年 豫定計畫
鉄 鐵	10.00	6.20	9.00	7.13	10.00	16.00
鋼	10.40	5.80	9.93	6.92	9.80	17.00
壓 延 鋼	8.01	4.20	6.25	4.80	7.00	13.00

と定められて居る。従て此年の生産高は、大體一九三三年度のそれと同額である。第一次計畫では之等の工業は其の豫定計畫の五五%の程度にしか實現されなかつた。而も、此の方面の不成績は多くの他の工業（電機工業、機械工業等）の發達をも著しく阻害したのである。

■ 石炭及び石油 一九三三年度の石炭採掘量は七六、七〇〇、〇〇〇トンで計畫の九一・一%であつた。但し同年の最後の四半期に於いて急速に増加し、其の増加は前年同期と比較して凡そ三六%を超過して居る。一年間を通じての平均増加率は、一九・五%であつた。一九三四年及び一九三七年に對する採炭豫定高は夫々九六、二五〇、〇〇〇トン及び一五二、五〇〇、〇〇〇トンと定められて居る。従て第二次計畫の全期間に於ける増加は、一九三三年度の採炭量の一三七%、第一次計畫最終年度の豫定數字の一〇二・三%である。鑛山の機械化は、一九三七年度に於て九三%に達する見込である。

石油の生産は第一次計畫の期間中に急速に増加し、一九三一年度には早くも第一次計畫の最終年度の豫定計畫（二百萬トン）を凌駕して二二・三百萬トンの生産を見た。然し乍ら、其の以後は殆ど停頓して居る。一九三三年の計畫は一九三二年の生産高よりも一〇%の増加を定めて居たが、概算の統計によると實際生産されたのは二百萬トンで三六%の増加に止まつて居る。此の不成績は主として掘鑿方法の不備に基因するもので、其の結果、作業の開始に時日を浪費したためである。ソ聯邦内の自動車及びトラクタアの数は非常に増加して居るので、内燃機關用の燃料供給の問題は益々重大となつてきて居る。それ故第二次計畫に於ては石油生産を更に急速に増加することに重點を置いて居る。一九三四年の生産高は三〇、六六〇、〇〇〇トン、此の一年で三三%の増加に上る筈であり、更に一九三七年には四六、八〇〇、〇〇〇トン即ち一九三二年よりも一〇%以上の増加に達する豫定である。第三次計畫の最も著しい特色はカウカサス以外の地方に於ける油田の開發である。即ち、ウラル、シベリア及び極東に於ける一九三七年度の石油生産高は現在の九倍半に増加され全國總生産高の一・二二%（一九三二年には僅かに二・五%）を占めることとなる。

ハ 機械化及び電化 機械工業に於ける成績は概して良好であつた。重工業人民委員部に所屬する諸企業は殆ど完全に一九三三年度の計畫を實現（九六%）し、一九三二年度の生産高より

	1932年 實 績	1933年 實 績	1934年 計 畫	1937年 計 畫
自 動 車	23,900	49,500	72,000	200,000
ト ラ ク タ ア	51,700	77,500	115,000	167,000
機 關 車	828	670	1,253	2,800
貨 車	22,200	22,800	42,000	118,400

も一四・九%を増加した。或種の部門例へばトラクタア、自動車、ボールベアリング等では豫定計畫を超過したが、他方鐵道用の機關車並に車輛等は多少豫定よりも劣つて居り、計畫の八三・七%が實現されたのみであつた。一九三四年の平均増加率は一八・八%となつて居り、就中機關車及び車輛、自動車、トラクタア、農業機械の増産が期待されて居る。

此の方面に投下される資本は一九三三年度には一、二八〇百萬ルーブルであつたが一九三四年度には一、四八五百萬ルーブルに達する筈である。第二次計畫の終りには此の方面の生産高は一〇七%増加する豫定となつて居る。上表は細目數字の發表されて居る若干部門に就いて其の生産高の實際と計畫とを示したものである。

電力の生産は一九三二年には一三、四〇〇百萬キロワット時であつたが、三三年度には一五、九〇〇百萬キロワット時に増加し豫定計畫の大部分（九七・五%）が實行された。發電所の總發電能力は一九三三年に九二、〇〇〇キロワットを増大して全部で五

も一四・九%を増加した。或種の部門例へばトラクタア、自動車、ボールベアリング等では豫定計畫を超過したが、他方鐵道用の機關車並に車輛等は多少豫定よりも劣つて居り、計畫の八三・七%が實現されたのみであつた。一九三四年の平均増加率は一八・八%となつて居り、就中機關車及び車輛、自動車、トラクタア、農業機械の増産が期待されて居る。

此の方面に投下される資本は一九三三年度には一、二八〇百萬ルーブルであつたが一九三四年度には一、四八五百萬ルーブルに達する筈である。第二次計畫の終りには此の方面の生産高は一〇七%増加する豫定となつて居る。上表は細目數字の發表されて居る若干部門に就いて其の生産高の實際と計畫とを示したものである。

四八七、〇〇〇キロワットに達した。一九三四年中に發電能力は更に一、三六、〇〇〇キロワットを増加し、開發電力は一九、〇〇〇百萬キロワット時に達する筈である。第二次計畫期間内に豫定されて居る増加率は一八三%で一九三七年に至れば三八〇〇〇百萬キロワット時に達する豫定である。

ニ 林産物 森林人民委員部に所屬する諸企業では、其の生産は二・六%だけ増加したに過ぎず、總額一、九〇八百萬ルーブルであり、豫定計畫の八四%を達成したのみであつた。製材工場は其の計畫の七八・四%を實行したに過ぎず、製紙業の生産高は一九三二年の四七〇、〇〇〇トンに對して五〇八、〇〇〇トン即ち約八%を増加したが、之亦第一次計畫の最終年度に對する豫定計畫よりも三〇%も足りない。林業生産の總價額は一九三四年には二、二五六百萬ルーブル、一九三七年には三、六〇〇百萬ルーブルに達する筈である。

ホ 輕工業 一九三三年度の實績に關する概算統計によれば輕工業人民委員部に屬する諸企業は豫定計畫の九一・四%まで實現したことを示して居る。生産額は一九三二年と略々同額で約八、〇四五百萬ルーブルであつた。手工業者協同組合は其の豫定計畫の凡そ七九・一%を實現した。一九三四年度に於て此の方面の生産は一〇・六%を増加し、八、九〇〇百萬ルーブルとなる筈である。第二次計畫に於ける全増加率は一四八・八%に達する見込で、一九三七年度の生産額は一九、五〇〇百萬ルーブル

	1932-33	1932年	1933年	1933年	1934年	1937年
	年豫定第 一次計畫	生 産	豫 定	生 産	豫 定	豫 定
綿製品(100萬メートル)	4,588	2,250	2,750	2,586	2,927	5,100
リンネル(120萬平方メートル)	450	130	170	154	192	600
靴 (100萬足)	80	79.5	81.5	—	67.5	180

へ 食料品工業 食料品工業に對して一九三三年度の豫定計

ルと定められて居る。斯くて第二次計畫の後半三年間に年平均三〇%の増加が行はれる筈である。綿製品、リンネル、及び靴に就いては細目の数字が發表されて居るが、是等の品物の實際並に豫定生産高は上表の如くである。

輕工業人民委員部に所屬する諸企業への資本投下は一九三三年の五九〇、〇〇〇、〇〇〇ルーブルに對して一、〇三二、四〇〇、〇〇〇ルーブルに達する筈である。第二次計畫の豫定数字の中には一五の大綿業工場（其の中の若干は各々二〇〇、〇〇〇を備える）各一八、〇〇〇錘乃至二七、〇〇〇錘を有する一二のリンネル工場、八〇〇萬乃至一、五〇〇萬メートルの生産能力を各自有する一二の毛織工場、一八の大編物工場、一一の絹業工場、全能力一億足に達する二一の製靴工場等々が含まれて居る。

畫で定められて居た額は七、七〇〇百萬ルーブルであつた。これは食糧人民委員部及び畜産委員会の所管下に於ける生産を包含するものである。前者に所屬する諸企業は四、八二八百萬ルーブルの生産額で、其の豫定計畫の九一・五%を實行したことになる。畜産委員会所管の下に於ける生産額は一、一六〇百萬ルーブルであつたと云はれて居る。是等の産業全體として豫定計畫は七七・七%の程度まで實行された。一九三四年の豫定計畫は食糧人民委員部所屬の諸企業に就いては二二・一%、畜産委員会所屬の企業に就いては三六・一%の増加を豫定して居る。生産額は此の年度内に於て夫々五、九〇六・四百萬ルーブル、及び一、五七八・五百萬ルーブルに増加することとなつて居る。資本支出は、一九三三年度の七八〇百萬ルーブルに對して九九六・六百萬ルーブルの豫定である。更に食糧人民委員部所屬の諸企業は一九三七年には一、九〇〇の生産額に達する筈であり（一九三二年より一五六%の増加）、また畜産委員会所屬の諸企業は一九三七年に於て一七六%に増加し、砂糖の生産は一九三二年の八三〇、〇〇〇トンに對して一九三七年には二、五〇〇、〇〇〇トンに増産される見込である。

ト 生産力及び生産費 工業労働の生産性は一九三三年には一九三二年よりも一四%だけ増大するものと豫定されて居た。概算統計の示す所によると實際の増加率は一〇・七%であつた。

然し乍ら、此の成績は比較的良好なるものとして報告されて居る。蓋し此點に就いて一九三二年の成績は前年度に比して僅か一%の増加しか示して居ないのである。各人民委員部所管の下に於ける諸企業毎に其の増加率を觀れば次の如くである。（括弧内は豫定数字）即ち、重工業一・二・五（一・六・五）、輕工業七・五（一・二）林業四・五（一・八）、食料品工業九（一・四・六）一九三四年の豫定計畫は工業全體に就いて一三・五%の増大を、また各産業部門に就いては、次の如き増加率を豫定して居る。即ち重工業一・七、輕工業六、林業一・二、食料品工業一・三・五%。而して第二次計畫の終末年度には生産性は一九三二年に比較して六三%だけ増大するものと豫定されて居る。（第一次計畫の期間に達成された増加率は四一%であつた）従て、工業生産高の全増加の約五五%が生産性の増大によつて得られる譯である。生産過程の改善以外に労働時間の充分なる利用を確保するため大なる努力が傾注される筈である。蓋し、有效労働時間が一日五時間乃至五時間半にしか達せぬことが屢々あり、而も一方では月末になつて時間の損失を埋合せるために時間外労働の行はれることが珍らしくないからである。

生産費は一九三二年に幾分増加を見せたが一九三三年中には一%半乃至二%低減された。豫定の低減率は三・六%であつた。重工業は四・五%の減少を示し、其の豫定計畫を殆ど完全に遂行したけれども輕工業及び林業に於ける生産費は寧ろ却つて二・

四%及び五%を夫々増加した。一九三四年に對する工業全體の減少豫定率は四・七%である。之を内譯にすれば重工業六・五、輕工業一・八、林業及び食料品工業四%である。更に第二次計畫の全期間に於ける生産費の低減率は二六%とされて居り、之は一四、〇〇〇百萬ルーブルの節約に相當する。

チ 被備者數 一九三三年に於ける工業労働者數及び俸給被備者數に就いては数字の發表されたものがない。豫定計畫では一九三二年より二%と云ふ僅少の増加が豫定されて居た。（六、四一六、〇〇〇人に對して六、五四三、〇〇〇人）。全國民經濟組織に於ける被備者數は一九三二年に比べて四・六%だけ減少した。（二、九四二、〇〇〇人―二、八二二、〇〇〇人）。而も一九三四年の豫定計畫では再び一、五〇〇、〇〇〇人の増加が豫定されて居る。此の増加労働力が最も多く振向けらるべき産業は農業（國營農場）及び建築業である。尙又、一九三七年までには、被備者の總數は二九六〇〇、〇〇〇人に達する豫定で、此の中約九、〇〇〇、〇〇〇人は工業に従事するものである。

リ 交通 第一次計畫に於て交通の發展は充分の成績を挙げ得なかつた。のみならず、第二次計畫の最初年度に於ても同様豫想に反する不成績であつた。一九三三年の鐵道豫定計畫では一日五八、〇〇〇輛の貨車運轉を豫定して居た。之は一九三二年に比して八、〇〇〇輛の増加である。處が實際の貨車運轉數は一年間を平均して一日僅かに五二、四〇〇輛に過ぎなかつた。一九

三二一年に一六九、〇〇〇百トンキロメートルと推定された鐵道貨物運送高は、一九三三年には一七二、〇〇〇百トンキロメートルに増加して居るものと報告されて居る。一九三四年中には一日六八、〇〇〇輛の貨車運轉が豫定されて居り、貨物運送高は二一五、〇〇〇百トンキロメートルとされて居る。鐵道の新線建設は一九三四年に於て六〇〇キロメートルであり、第二次計畫の終末には一九三二年の總延長八三、〇〇〇キロメートルに對して九四、〇〇〇キロメートルに達する豫定である。其の曉には貨物運送高も三〇〇、〇〇〇百トンキロメートルに上るであらう。更に五、〇〇〇キロメートルの線路が電化され、九五〇キロメートルの單線が複線となる。機關車數は一九三二年の一九、五〇〇臺から二四、六〇〇臺に、車輛の數は五三七、〇〇〇輛から六八六、〇〇〇輛に夫々増加される豫定である。

鐵道と相並んで水路及び道路運送も亦、大に發展する見込である。河川による貨物の運送は一九三二年の二六、〇〇〇百トンキロメートルから一九三七年には六三、〇〇〇百トンキロメートルに増加する。豫定計畫では白海バルト海間二二七キロメートル、モスコフ、ヴルガ間一二七キロメートル、ヴルガ河ドドン河間一〇〇キロメートル等々の重要な運河の建設が定められて居る。是等の中第一の運河は其の大部分が既に完成した。

海路による貨物輸送は一九三二年の一八、〇〇〇百トンキロメートルから一九三七年には五一、〇〇〇百トンキロメートルに増加する筈であり、自動車運送も亦同期間に一、〇〇〇百トンキロメートルから一六、〇〇〇百トンキロメートルに増加する豫定である。最後に民間航空路は現在の總延長三三、〇〇〇キロメートルから一九三七年には八五、〇〇〇キロメートルに擴大されることになつて居る。

3 一九三四年に於ける實績

以上は第十七回共產黨大會に於て明示せられた第二次計畫の中の主要部分である。其後即ち一九三四年に於て右の豫定計畫が實際何の程度に進捗したかと云ふに、同年を通じてソウ、ト産業の發展は、前二箇年に於けるよりも一層速かなるものがあつた。工業全體の増加率は一七・四%であり年次計畫の九六・六%までが實現されて居る。工業總生産の凡そ九一%を占むる大規模工業に於ては、其の増加率は一八・三%に上り、生産額に於ける絶對的增加は七、八〇〇百萬元に達し、過去二箇年間の増加額合計(八、〇〇〇百萬元)に略々匹敵するものがあつた。然し乍ら他方に於て小規模工業の生産額は一九三四年に於て五〇〇百萬元の減少を示した。第二次計畫は生産用物資の生産よりも消費用物資の生産増加を一層急速に實現することを主眼とせるにも拘らず、一九三四年の實績を觀るに生産財工業(グループA)は、豫定計畫の九八・七%を實現して約二〇%の増加を示せるに對し、消費財工業(グループB)は僅か

	1934年 豫定計畫	1934年 概算成績	1935年 豫定計畫
全工業	55,800	53,900	62,500
生産財工業	30,900	30,500	35,400
消費財工業	24,900	23,400	27,100
大規模工業	50,800	49,500	58,500

に八・八%の増加に止まり、豫定計畫の九三・九%を遂行したのみで其の成績は餘り振はなかつた。一九三五年の生産増加率は工業全般では一六%、大規模工業に於ては一七%と定められて居る。グループBに就いては増加率が一五・八%と定められて居るが、此の率は工業全般の平均増加率よりも遙かに低度である。此の結果、一九三五年に於てはグループAとグループBとの關係に何等の變化も生ぜず、生産財工業は依然として全工業生産として五六・六%を供給する筈である。尤も工業に對する投資額は一〇・五〇〇百萬元を豫定されて居るが、此の中生産財工業への割當額は一九三四年と比較して六・三%を減じ、消費財工業は七・九%を増加されることとなつて居る。一九三四年に於ける生産の實績と一五三五年の豫定計畫を擧示すれば上表の如くである(單位百萬元、一九二六、一九二七年の物價を基準として)。

更に又、各主要産業部門に於ける一九三四年の實績及び一九三五年の豫定計畫は以下に記せる如くである。

4 金屬工業 鐵鋼業は非常な發展を見せた。此の部門の生産高は前

	1934年 豫定計畫	1934年 生産	1935年 豫定計畫
鐵	10.00	10.44	12.00
鋼	9.80	9.56	12.10
延鋼	6.60	6.70	8.00

にも述べたる如く一九三三年に於て第一次計畫の最終年度に定められた量の僅か三分の二にしか達しなかつたが、一九三四年に於ては四〇%乃至四五%の増加を齎らし、部分的には豫定計畫の數字をも突破した。其の發展狀況は上表の如くである。

溶鑪の一日平均生産高は一九三四年一月には二二、六〇〇トンであつたが、七月には二九、八〇〇トンとなり、更に十二月には三一、二〇〇トンに増加した。これを一九三三年の一日平均生産高一九、五〇〇トンに比すると、著しい改善の跡が窺はれる。一九三五年の最も緊急なる仕事は鐵鐵、鋼及び延鋼の各生産の一層適正なる均衡を得ることであらう。一九三六年に至れば、鋼鐵生産高は一四、八〇〇、〇〇〇トンとなり、鐵鐵の豫定生産高一四、〇〇〇、〇〇〇トンをも凌駕する筈である。

鐵鋼以外の金屬に就いて觀るも其の發展は前年度よりも一層順調で、全體としての生産高は凡そ一八%乃至二〇%を増加した。

精鋼業は凡ゆる努力が行はれたにも拘らず一九三一年、一九三二年及び一九三三年を通じて少しも發展を遂げなかつたが一九三四年に至つて漸く其の生産を一八・四%増加した。然し乍

ら尙豫定計畫の八四%を實現し得たに止まつて居る。亞鉛及び鉛工業では其の生産は豫定よりも尙一〇%足りなかつたが、それでも従来よりは非常な増加を示した。最後にニッケル、アルミニウム、金等々の生産を含む部門に於ては豫定計畫を遙かに突破した。

石炭及び石油 一九三四年度の石炭採掘量は、九二百万トンに達し、全體として年次計畫の九五・六%までが實現された。殊に全採掘量の殆ど三分の二を占むるドネツ炭田は其の割當量を完全に採掘し、六〇百万トンを生出した。一九三五年度の豫定採炭量は一一二、二〇〇、〇〇〇トンを見積つて居る。此の増加高は、大部分勞働の出來高増加によつて得られる筈である。現在の所では、採炭機械は七四%、自動ハムマーは四九%しか使用されて居ないが、向後同等の機械の使用は一層促進普及されることゝならう。

石油の産出は二五、六〇〇、〇〇〇トンで、豫定計畫よりも一六・五%不足であつた。此の不足は主として掘鑿作業組織の、相不變不良なるに因るものと云はれて居る。最近の統計に據ればソ聯邦内に於ける石油埋藏量は三、〇〇〇百万トンに達すると推定される。故に石油事業にして完全に其の作業を行ひ得るに至れば、不斷に發展しつゝある、工業農業及び交通運輸業の必要を優に充つに足る生産をなし得る筈である。尤も従来感ぜられたやうな設備の不足は漸次充實されつゝあるを以て斯業の發

展も向後は見るべきものがあらうと思はれる。第二次計畫は一九三五年度に對して三五百万トンの産出を豫定したが、第七回ソウエート大會に於て承認された計畫によれば、産出豫定高は三〇、三〇〇、〇〇〇トンとなつて居り、これは一九三四年に對する豫定高と大差なきものである。

機械工業 機械工業の生産高は九、八二八百万ルーブルに達した。然し乍ら此の數字は重工業人民委員部に最早所屬して居ない地方官廳管轄下の機械工業の生産高一凡そ三、〇〇〇百万ルーブルと推定される一を含んで居ない。生産高を前年度と比較すれば大約二五%を増加した。全體として生産額は豫定計畫の見積額を稍々超過したが、機關車及び車輛の製作を含む若干部門に於ては寧ろ不足を示した。車輛の製作は豫定計畫では四二、〇〇〇輛と見積られたにも拘らず、實際に於ては三二、〇〇〇輛に過ぎなかつた。發動機及び器具類の製作は最も好成绩を示した。一九三五年度に對する計畫は重工業人民委員部管下の諸企業が生産額を一一、二六

	1934年 計	1934年 實	1935年 計
自動車	72,000	72,300	92,000
トラック	115,300	91,300	97,000
機關車	1,405	1,326	1,123
貨車	42,000	32,000	88,000

七百萬ルーブルと豫定して居る。上表は若干の機械工業部門に於ける一九三四年度の実績及び一九三五年度

の計畫を示すものである。

ニ 化學工業 重工業人民委員部管下の化學工業に於ては、其の生産額は一九三三年の一、六二〇百万ルーブルに對して一九三四年には二、一九九百万ルーブルに増加した。單に數量の點から云へば、大部分の企業は完全に其の計畫を遂行した。然し乍ら生産物の品質は未だ充分とは云へず、特に染料工業に於て其の品質が不良であつた。一九三五年度の計畫は約一六%の生産増加を見積つて居る。窒素工業の發展に就いては特別の努力が傾注される筈である。

ホ 電氣事業 電力生産高は一九三四年に於て一九、九五五百万キロワット時に増加し、一九、〇〇〇百万キロワット時と定められた豫定計畫を遙かに突破した。尤も電力供給所の全電力増加は計畫によつて一、一九七、〇〇〇キロワット時と見積られて居たが實際は七六六、〇〇〇キロワット時の増加に止まつた。電熱供給所の電力は八七、〇〇〇キロワット時に増加した。是等供給所のお蔭で節約された燃料は百万トン以上と推定されて居る。一九三五年度に對する計畫によれば、電力の生産高は二四、〇〇〇キロワット時に達し、電力供給所の電力は六、二一六、〇〇〇キロワット時から七、八七四、〇〇〇キロワット時に増加される筈である。

ヘ 木材業 森林人民委員部管下の諸企業に於ては、生産高は一・二・一%増加した。此の事は木材業が殆んど進歩しなかつた

過去數箇年に比較すると明確なる進歩を劃するものである。尤も此の増加を以てするも豫定計畫は九四%を達成し得たに過ぎない。木材の伐採及び運搬事業は一〇%乃至一五%に達する著しい不足を示したが、挽材事業、張板事業及び木材化學工業は夫々の割當量を完全に遂行した。紙の生産高は一二%を増加して五一、七〇〇トンに達し、計畫の九五%を實現した。マッチ工業は三四%の大増加を示し、其の生産高は一九三三年の、六八〇〇、〇〇〇箱に對して九、一〇〇、〇〇〇箱に達したが、それでも計畫の九一%を實現したに過ぎなかつた。一九三五年度に於て全體として林業に定められた増加率は一一・六%である。而して木材の伐採及び運搬作業の機械化に就いて特別の努力が注がれることになつて居る。一九三四年度に於ては、機械的運搬作業によつて伐採木材の總量の四・五%が搬出されたに過ぎなかつたが、一九三五年度には二六%を搬出する豫定である。

ト 輕工業 輕工業人民委員部管下の企業は、一九三四年度に於て其の計畫の九四%を實現した。前年度に比すれば、生産高は平均五・二%の増加に止まつて居る。而も若干の重要工業例へば綿業、製靴業の如きものは却つて減少をすら示した。此の減少は部分的には原料―其の輸入は殆んど全く杜絶されて居る―の不足に因るものであると云はれて居る。然し乍ら、羊毛絹絲亞麻及び黃麻編物等の工業は何れも其の割當額を遂行し、其の計畫見積高を超過さへして居る。生産物の品質も幾分改善さ

れたやうであるが、雜貨端物及び下級安物の品は今尙以て甚だ高價である。また計畫に従へば、一・八%の低下を實現する筈になつて居た。生産費は、一九三四年の最初九箇月間に於て却つて約六%の増加を示した。亞麻及び黃麻工業だけが生産費の低下に成功した唯一のものであつたと云はれて居る。一九三五年に於ては、輕工業の生産高は平均一・七%の増加を豫定されて居る。リンネル及び羊毛工業を含む若干部門では四〇%以上の増加を要求されて居る。

チ 食料品工業 食料品に就いて云へば、食糧人民委員部下の諸企業の生産は前年度に比して二〇・二%を増加し、豫定計畫の九二・七%が達成された。其の生産價額は約五、七〇〇百萬ルーブルに達して居る。畜産委員會に所屬する工場及び地方工業人民委員部管下の諸企業をも包含する食料品工業全體の生産増加率は二一・四%で其の生産額は約八、五〇〇百萬ルーブルに及ぶものと算定されて居る。油脂、石鹼、葡萄糖、牛乳、砂糖等々を含む若干部門は、計畫を完全に遂行した上、豫定見積高を超過したと云はれる。砂糖の生産高は一九三三年には一、一〇〇、〇〇〇トンであつたものが一九三四年には一、四〇七、〇〇〇トンに達した。罐詰工業は八八〇百萬罐を生産し、一九三三年度よりも一三〇百萬罐を増加した。食糧人民委員部管下の漁業は前年度よりも一五〇、〇〇〇トンを増加して、總額一、四五〇、〇〇〇トンの魚類捕獲高を示した。一九三三年度に對す

る食料品工業の全生産増加は前年度に比べて一四・八%と豫定せられて居る。

リ 勞働の生産高 一九三三年度の計畫は、工業全般に就いて勞働の生産高に於ける一三・五%の増加を見積つて居る。其の實績に關する概算的數字によれば、實際の増加は僅かに九・五%に止まつた。最も好成绩を得たのは重工業人民委員部管下の諸企業である。即ち其の生産増加率は一六・二%を示し、計畫で定められた一七%の水準に殆んど到達して居る。食料品工業の部門に屬する企業も亦勞働の生産高に於て著しい増加を示し約一三%に達する増率を見せた。而も他方に於て、輕工業の如きは僅かに二%増加したのみであつた。一九三三年度の計畫によれば、勞働の生産高は平均一一%の増加を見積つて居り、其中重工業に於ては一四・三%、輕工業に於ては三・八%となつて居る。

又 生産費 生産費の低減は平均四・七%と豫定されて居た。重工業に於ける生産費は七%を低減し、豫定の計畫を完全に遂行した。然るに、輕工業及び食料品工業に於ては却つて六%乃至八%の生産費増加を見て居る。一九三三年度の計畫は工業全體を通じて平均三・七%の生産費低減を豫定して居る。

勞働組合及び勞働事情

ソウエト聯邦は所謂プロレタリア獨裁の國家である。従つてソ聯邦の勞働組合は他の資本主義諸國に於ける勞働組合の如く

勞働者が自己の利益擁護のために自ら他の權力に對抗すべく組織されたるものではない。レニンは勞働組合の任務を規定して「凡ゆる政治經濟部面に於て勞働者階級の前衛たる共產黨の指導する政府にとりて最も密接且つ絶對的なる支持者であり、同時に又、全勞働者及び勤勞者のために共產主義の學校―特に社會主義産業管理の學校たるべきもの」と云ふ原則を示して居る。然し乍ら勞働組合の實際的機能は、ソ聯邦に於ける國民經濟發展の各段階に照應して幾多の變遷を示して居る。即ち一九一七年革命の直後戰時共產主義の時代に於ては、革命政府を支持し積極的に生産の管理を行ひ産業を破滅より救ふと共に消費物資の分配管理に關與し或ひは又國內戰線に向つて兵員補充をなす等頗る廣汎の範圍に渉る機能を果したが、一轉して新經濟政策の時代に入るや、工場の監督が新に國家の經濟機關に委任せられたると、他方國內戰の終熄によつて其の機能は著しく縮小せらるゝに至り、爾後は主として國家産業に於ける勞働者の利益を擁護する機關として活動するに止まつて居つた。

然るに、一九二七年以降、所謂五箇年計畫の下に國民經濟の再建設が開始せらるゝに至つて再び勞働組合の機能擴大が要求せらるゝこととなつた。即ち國を擧げて未曾有の緊張裡に急テムボを以て強行さるゝ社會主義建設―特に其の中樞を成す重工業―の確立を勞働組合は極力支援すべき立場に置かれた。茲に於て新經濟政策以來主として勞働者の利益擁護機關たるに止ま

り比較的狭い範圍の活動分野に甘んじて居た勞働組合は再び其の機能を擴大して積極的に勞働者を國內の社會主義建設に参加せしめ、其の計畫達成を目標として活動するの必要を生じてきた。

然し乍ら、斯の如き勞働組合の方向轉換は、新經濟政策時代に於て相當根強く培養された組合内部の組合至上主義的傾向に妨げられて、急激に且つ容易には實行されなかつた。此の點に關して一九二八年以來激烈なる内部闘争が行はれ其の結果漸く諸障礙を克服して一九三二年に至り初めて新情勢に應じたる組織を整え、新に課せられた任務を遂行するに足る基礎を固むることができた。此の勞働組合の積極的役割を一層強めたるは一九三三年六月二十三日付の法令を以て勞働人民委員部が廢止され其の機能が新に全聯邦勞働組合總評議會に移讓されたことである。右の法令によつて勞働組合に課せられた新たな機能は社會保險の管理、工場監督、産業衛生及び安全、團體協約の登録及び監督、各年度經濟計畫の中、勞働者數、賃銀、能率等々凡べて勞働に關する規定の審査である。

是等の新職能中、第一に位するものが社會保險であることは云ふまでもない。斯くて勞働組合は、勞働人民委員部の廢止によつて、名實共に國家の行政機關の一つとなり、其の權限機能を著しく擴大せしめたのである。

勞働組合の改組 一九三四年九月六日から八日までの三日間、

モスコに於て全聯邦労働組合總評議会の第四回總會が開催され、現存の各労働組合を更に細分して産業別組合の数を増加せんとする共産黨の改組案が承認された。かゝる労働組合の改組は既に一九三一年にも行はれ、當時二三の労働組合は四四組合に増加されたが、更に其の後三組合を増加して合計四七組合となつて居たのである。今回更に右の組合数以上に増加することとなつた。

改組當時四七の労働組合の組合員数は一、八〇〇萬以上に達して居た。其の中三十萬以上の組合員数を有する組合が一九、五十萬以上の組合が四、百萬以上の組合が四となつて居る。百萬以上の組合員を擁する組合は機械工組合、建築労働組合、鐵道従業員組合、教員組合の四組合である。然るに他方に於て季節労働者を含む全賃銀労働者の二二%は未だ労働組合に加入して居ない。例之鐵鋼業では二三%、建築業では二六%、炭坑業では一九%、教員では一一%、鐵道では一七%の労働者が尙夫々の組合に参加して居ない、従つて共産黨及び労働組合總評議會は是等の未組織労働者を労働組合に加入せしむるため、組合の一層効果ある活動を希望して居る。然し乍ら、現在の如き労働組合の組織では充分に此の活動を遂行し得ない状態にある。蓋し、現在組合の組織は非常に複雑であり、また組合が老成に失するため組合本部の多くが組合員を募集すべき主要地域から遠く隔つて居るからである。尙又、労働組合は社會主義競争の

活動を效果的に指導することができず、且つ労働條件を生産の必要に適應せしむるやう積極的に働くことをしなかつた。更に又労働組合は社會保險制度を生産のために有効に利用しなかつた。尤も今回の労働組合改組の理由とせられて居るものには右に述べたるが如き缺陷以外に労働組合自體の機能が變化したと云ふ根本的理由が存することを看過してはならない。斯して労働組合を國內に於ける社會主義建設に積極的に参加せしめ、労働者の怠業を一掃し、政府並に共産黨の新労働組合政策に今尙反對して居る異分子に對して制壓を加ふるため、其の基礎工作として共産黨では現在の労働組合を多數の小單位の組合に分割し、其の組合数を四七から一五四組合の中、六五組合は本部をモスコに有することとなるが、其の他の組合の本部は凡て各組合の擔當する産業にとつて最も重要な地域に夫々設置さる、筈である。

食料切符制度の廢止と労働組合 一九三四年十一月二十六日、ソウエト聯邦共産黨中央委員會は食料切符制度を廢止することに決定した。食料切符制度とは一定量のパン、小麦粉、碾割粉、其他他數種の食糧を切符制度を以て自由公開市場に於ける賣價よりも遙か廉價に供給することであつた。此の制度は一九二九年以來採用され、其の恩恵に浴した者(被扶養者を含む)の数は一九三〇年には二六、〇〇〇、〇〇〇人、一九三四年には四〇、

三〇〇、〇〇〇人に達して居る。學生、年金受領者、手工業協同組合員等々を加えると、最近其の数は凡そ一七〇、〇〇〇、〇〇〇の人口の中、五〇、〇〇〇、〇〇〇を超える。此の中には軍人警官、工業労働者、技術家、官吏並に彼等の家族等が含まれて居る。加之、工業用作物(棉花、亞麻、烟草等)栽培地方の耕作者も亦國家の手によつて極めて廉價なる穀物を配給されたのであつた。然るに最近の事情は一變した。今日國家は集團農場や國營農場を通じて農業の大部分を直接其の支配下に置いて居る。従つて、生産者から穀物を徵集することは従来よりも比較的容易である。都市への供給用として保留せられる穀物數量は、一九二八年の六五〇百萬ブードから、一九三四年には一、五〇〇百萬ブードに増加して居る。同時に又、卸賣業も小賣業も今日では殆んど全部が國家又は協同組合の手中に在る。一九二八年には、未だ二一八、〇〇〇の私營店舗が存在し、國營並に協同組合經營のものは僅かに一二三、〇〇〇しか存せず、私營商業は尙國內商業全體の二二%を掌つて居た。然し乍ら、今日では國營並に協同組合經營の店舗は二八三、〇〇〇に増加し、私營商業は殆ど消滅してしまつた。勿論國營並に協同組合經營店舗の数は未だ以て充分とは云へず、政府は其の小賣店特にパン販賣店を一層速やかに増加せしむる必要を痛感して居る。それにも拘らず今日では既に社會全體の利益に順應した賣價を定めることによつて、國內商業を監督し促進することが出来る程度にまで達し

たのである。茲に至つて食料切符制度の廢止が決定されたのは決して偶然ではない。

一九三四年十二月七日付を以て、ソウエト聯邦人民委員會は右の食料切符制度廢止の決定に效力を付與せる一條令を公布した。此の條令はソ聯邦全國を八地區に分ち是等地區内に於けるパン、小麦粉、碾割粉、其他數種の食糧に就いての標準價格を定めて居る。新制度が實施せられた際の投機行爲を防止するために同一人に對してパン二キログラム以上又は小麦粉一キログラム以上を賣ることは禁ぜられて居る。工業用作物を國家に供給する農民に對する穀物の廉價は一九三五年一月一日から廢止せられる。従つて是等の作物(棉花、亞麻、烟草等)の納入價格は引上げられる筈である。同じ理由に基いて毛皮、魚類及び鳥獸類の納入についても、新に高い價格表が定められて居る。パン販賣店の數も一〇、三〇〇を増加されることになつて居るが、其の中八、〇〇〇は一九三五年の一月までに開店する筈である。食料切符制度の廢止に伴ふ生活費の昂騰に應ずるための賃銀増加額豫算は、全國を合して四、二〇〇百萬ルーブルと計上されて居るが、労働組合は、其の職業別割當を管理する。賃銀増加額の方法は標準賃率に對する附加率の形式を採り、且つ出來高賃銀の増加率を多くする。而して現金拂ひによる賃銀が再び労働報酬の根本的要素となり、且つ差等賃銀の原則が採用さる、筈である。要之、食料切符制度の廢止に伴ふ労働組合の役割は

右の四、二〇〇百萬ルーブルに上る貨銀増額豫算を活用して、労働者の能率増進と規律向上に努め、重金屬工業及び石炭鑛業に於て好成績を収めた果進的出来高貨銀制度をできるだけ擴張適用するに在ると云ふことが出来よう。

労働者の最近の狀態 一九三五年一月二十八日より二月六日に亘つて、第七回全聯邦ソヴェート大會がモスコに於て開催された。其の席上、労働組合總評議會當局はソ聯邦労働者の近狀に就いて大要左の如き報告を行つて居る。即ち一九三一年三月に開催された第六回全聯邦ソヴェート大會以來今日に至る四年間に於てソ聯邦の労働者数は八、六〇〇、〇〇〇を増加した。特に婦人労働の發展は見るべきものがあり、其の社會的地位は素晴しく向上して居る。一九三一年に於ける婦人労働者の全労働者に對する比率は二八%であつたが、一九三五年の初めには既に三八%を占むるに至つた。労働者数の増加と共に労働組合に加入する労働者の數も著しく増加した。一九三一年三月に於ては凡そ一三、〇〇〇、〇〇〇の労働者が組合に組織されて居たが、最近即ち一九三五年の初めには一九、〇二五、〇〇〇に上つて居る。

過去四箇年間に於ける國民經濟が著しい發展を遂げた結果として勤勞者の物質的水準も漸次向上しつゝある。單に労働者の賃銀のみを例に採つて見ても、一九三四年を通じて九一・四%の増加を示し賃銀總基金は一九三〇年の一三、五九七百萬ルーブ

ルから一九三四年の四一、六〇三百萬ルーブルに増加し、更に豫定計畫に據れば一九三五年には約五〇、〇〇〇百萬ルーブルと云ふ巨額に達する筈である。加之、ソ聯邦に於ける勤勞者の物質的水準は單に個人的賃銀のみを以ては計り得ない。此の外に諸種の社會的福利施設の形式に於て支出さるゝソヴェートの所謂「社會的賃銀」をも考慮に入れねばならぬ。賃銀の統制は重要工業部門に於て特に良好なる成績を示した。一九三四年に於ける賃銀水準の第一位は石油工業、第二位は金屬加工及び機械製作業、第三位は鐵鋼業、第四位は石炭工業と云ふ順位となつて居る。

労働人民委員部の廢止に關聯してソヴェート政府が労働組合に課したる重大任務の一つは社會保險の管理である。改組後の労働組合は社會保險事業を著しく生産に接近せしめた。一六〇に近い労働組合中央委員會は何れも社會保險金庫を有し、諸企業には一六八、〇〇〇の支拂部が創設せられた。保險料金の徵收に就いては一九三四年の徵收豫定額五、一五〇百萬ルーブルを遙かに突破して五、三九二百萬ルーブルと云ふ好成績を示した。是等巨額の資金は其の大部分が労働者の物質的生活改善のために支出されて居る。一九三四年に於ける恩給の支出は、一九三三年の六三二百萬ルーブルに對し、八二五百萬ルーブルに増加した。疾病に對する扶助、出産、授乳其他幼兒の保護等に關する支出は、一九三三年の九〇三百萬ルーブルに對して一九三四

年には九八七百萬ルーブルに増加した。醫療扶助は一九三三年の九四五百萬ルーブルに對して、一八九百萬ルーブルに増加して居る。労働組合は労働者及び勤勞者のために榮養給與の組織、サナトリウム療養所及び靜養所等の發達に努めて居る。サナトリウム療養所靜養所等に關する支出は一九三三年には二四五、四〇〇、〇〇〇ルーブルであつたが一九三四年には二八四、三〇〇、〇〇〇ルーブルに増大した。

一九三四年中に社會保險資金の恩澤に浴して靜養所に入つた男女労働者及び俸給被備者は一、一六〇、〇〇〇で、サナトリウム及び療養所に入つた者は、一八一、〇〇〇、合計一、三三一、

〇〇〇に上つて居る。更に又、一九三四年に於て兒童に對する諸設備のために支出した金額は一九三三年の一九八百萬ルーブルに對して二五〇百萬ルーブルに達して居る。

以上はソ聯邦労働者の最近の狀態に關する労働組合總評議會當局の公的報告であるが、其の成績に就いては多少誇張の言があるかも知れないが、大觀してソ聯邦の労働事情が從來よりも著しく改善されつゝあることは、否み難い事實であるやうに思はれる。

(中島仁之助)

第二類 商工業に亙るもの

名	稱	事業主	労働者	専門家	フラスリスト代表	計
9	金	28	28	4	3	63
10	化	27	27	3	3	60
11	被	20	20	3	3	46
12	紙、印刷	10	10	5	3	28
13	製業、公共	9	9	5	3	26
14	水道、ガス	7	7	2	3	19
15	水電、探	10	10	2	3	25
16	硝子、陶磁器	11	11	3	3	28

第一類 農工商業に亙るもの

名	稱	事業主	労働者	専門家	フラスリスト代表	計
1	穀	13	13	3	3	32
2	野菜、園藝	13	13	3	3	32
3	葡萄酒	13	13	3	3	32
4	油	9	9	2	3	23
5	甜菜、製糖	5	5	2	3	15
6	畜産、水産	18	18	3	3	42
7	製木、材	11	11	4	3	29
8	紡	11	11	4	3	29

即ち自治的生産者集團を公認することとなり職團の権限機能を規定するところがあつたが（労働年鑑昭和九年版参照）、右の細目具體案は五月十日組合中央委員會によつて承認せられるに至つた。

該案によれば、職團 Corporation は全國に合計二十二團體を設置せしめ、それらの職團は表示の如き三種に分類する事になつてゐる。而して各職團には、その中央機關として各種階級を代表せる協議會が設置され、それには勞資各同数の代表者が参加することになつて居るが、尤も代表者

第三類 公務自由業を代表するもの

名	稱	事業主	労働者	専門家	フラスリスト代表	計
17	保、金、融	—	—	43	3	46
18	自由職業、藝術	1	1	31	3	36
19	水運、航、空	9	9	1	3	22
20	内、信（ラヂオを含む）	18	18	1	3	40
21	娯、樂	8	7	8	3	27
22	旅館、飲食店	7	7	2	3	19
計		268	268	137	66	739

の總數は各職團によつて相異がある。右の外、協議會には協同組合、自由職業、技術専門家、藝術家等それら、その職團の屬する生産活動の分野に應じた代表者も参加し、又各種公共團體の代表者をも含む。尙ほ各職團協議會には超階級の一般利益の代表者として全國フラスリスト黨代表三名が参加することになつて居る。

職團の總裁は、閣令を以て首相が任命することになつて居るが、創立當初は、職團活動の統一を期する爲め、全國職團全部の總裁として、職團省大臣が就任することになつて居る。首相は又各職團の副總裁をも任命する権能を有して居るが、之には全國フラスリスト黨代表者を當らしめることになつて居る。

職團協議會の會合には、上程問題に關係ある政府部局の長官が出席し得ることになつて居り、議案は凡て當局大臣に提出して、その考慮を仰がねばならない。之は各職團と官廳との密接なる接觸聯絡の爲めに設けられたものである。協議會では専門家の援助を乞ふことが出来るが、それには二種の場合があつて

南 歐 諸 國

中央ヨーロッパの時局の推移とアフリカ問題とは一九三四年度に於けるイタリア外交の中心問題であつた。同年三月のローマに於けるムッソリニ氏のオーストリア首相ドルフス、ハンガリア首相ゲムベス兩氏との會談、六月ムッソリニ、ヒットラー兩首相のベニスに於ける會談は中歐問題を中心にして歐洲平和をムッソリニ首相のイニシアチブの下に實現せんとすることに對する可能性を提供するが如くに見えたのであるが、七月に於けるオーストリア・ナチスの叛亂はその企圖を完全に挫折せしめ中歐は再びヨーロッパ平和に對する暗雲地帯と化した。而してドルフス事件後オーストリア政府との了解の成立に成功を示したイタリア政府はその鋒を對岸アフリカに轉じ、エチオピアへの新たな進出によつてその宿望を遂げんとし、一九三五年一月に於ける佛伊平和條約の成立によつて佛國よりサハラ沙漠を中心とする八萬方哩の領土權割譲をうけ、このことはエチオピアに對するイタリアの攻勢を更に増加せしめるに至つたが、エチオピアの頑強なる抵抗に逢ひ、伊エ關係は將來の波瀾を望んで今や停滞状態に直面してゐる。

右の如く外交方面に於ける極めて多事なるに反し、イタリア

内部の建設は三四年度に於ては殆んど何等の障害に直面することなく著々と進行し、二月に於ける職團法に基く職團の構成、その細目具體案の作成は五月の中央委員會に於いて承認せられた十一月の組合總會に於て可決せられた結果、いよ／＼實現せられることになり、永きに亙るイタリア職團組織も遂にその第一の目標に到達するに至つた。

翻つて新興共和國スペインに於ては一九三一年の革命による共和國建設以來その労働運動は異常の發展を遂げるに至つたが三二年の社會黨代表の内閣脱退以來國內の形勢漸く思はしからず、三三年九月のルルー内閣成立後は急進黨、社會黨の對立激化し、一九三四年十月初頭の第三次ルルー内閣成立に際し、全國的に總罷業敢行せられしも、政府軍の彈壓に逢ひ崩壊の悲運に陥り、こゝに南歐の一角に樹立せられた新興労働者共和國も雄圖空しく挫折するの已むなきに至つた。

イタリア

職團組織の確立

イタリア政府では、一九三四年二月五日附法律を以て、職團

即ち總裁が當該問題に關して意見を述べべき技術的専門家を委嘱する場合と、極めて専門的なる或る種の問題をば國立調査院其の他國家の技術専門的機關に附する場合とである。

協議會の會合には、總裁の許可した際は又委員にあらずとも關係職業團體の指名せる人を参加せしむることが出来る。尙ほ特殊の問題の上程される際、特殊の利益の代表者の参加を必要と認められた場合には、總裁は、各省の關係職員の出席を乞ふことも出来る。各職業團體の全國聯合會々長は、各自の團體に關聯せる問題が職團協議會にて討議される場合には、それに出席することが出来る。

右の外職團の手續上の諸問題は、全國職團會議の永久命令によつて決定することになつて居るが、その採決の方法には、個人投票の外、經濟集團單位の投票と、勞資代表をば各一票とした投票との種類がある。

職團の事務は、全國職團會議書記局に委任することになつて居り、同書記局は、各職團の活動の統一、聯絡及各職團と政府各當局乃至會議諸機關との聯絡を維持する責任を有して居る。

右の議案は三四年十一月十二日ローマのジュリアス・シーザ大ホールに於て開催せられたる第一回職團總會を以て正式に實現するに至つた。

ムッソリニ氏は開會の演説に於て、この總會が「イタリアの歴史史上最も輝かしい式典であり、世界各國の歴史に於ても未だ會

つてこれに優る有意義な式典は無かつた」と述べ、「十九世紀は總ての人間が法律の前に於ては平等なる事を宣明した。フッシストの世紀はこの原則を支持し強化するものであるがしかしこの原則に劣らぬ基本的重要さを持つ一つの原則——總ての人間は勞働の前に於て平等であるといふ原則を追加する。而してこの意味に於ける勞働は義務並びに權利としての、また創造的な喜びとしての勞働であり、生存の意義を滅殺せず、これを昂揚するところのものである。」「フッシストの實驗は他國によつて模倣され、必然的に舊政治國家組織の放棄に導くであらう」と揚言した。乍然實際に於てはこの組合國家制の實現によつてイタリアの政治及び經濟組織はますます軍隊化され、その點に於てソウエト聯邦と比肩するやうになるものと思はれる。即ち組合國家制樹立の直接の目標は、國民生活の向上よりは寧ろ國防の充實の方に在ると見て差支へない。現にムッソリニ氏は右の演説に於て、「我々は國際協調と平和を念願とするも、ヨーロッパは再びその運命を決する十字路に立つに至るであらう」と警告することを忘れてゐない。

職團總會を形成する組合は、その管轄する國民經濟部門に對して言はゞ重役會若くは理事會の役目を爲すもので、相當廣泛な生産及び流通統制の權限を賦與されてゐる。職團總會はこれら職團の合議機關であり、その上に更に「全國職團評議會」なるものがある。兩者の何れが現在の下院に取つて代るかは目下

のところ不明である。但し實際の指導權はムッソリニの掌中に在り、「組合國家」の全組織は、彼の威令を徹底させるために作られたところの、彼を尖端とするピラミッドに外ならない。

スペイン

勞働運動崩壊

一九三一年の革命によつて共和國建設以來その中心勢力として異常の發展を見たるスペイン勞働運動は、一九三二年社會黨代表の内閣脱退以來國內の形勢漸く思はしからず、遂に一九三四年十月初頭全國的に敢行されし反政府總罷業鎮壓の結果として、崩壊潰滅の悲運に陥り、こゝに南歐の一角に樹立せられし新興勞働者共和國は、その創業の雄圖半途に挫折し、再び封建的反動の暗雲低迷せる陰惨なる歴史を繰返すべき運命となつた。スペイン第二共和國が、その建國後四箇年に滿たずして、斯く舊王政時代の事態を復活すべき情勢に立ち至つた經過を顧るに、この反革命的傾向の漸く顯著となつたのは、一九三三年九月ルルー内閣成立以來であつた。アレハンドロ・ルルー・ガルシア氏は、元來急進黨首として、革命當時假政府に入閣してその外相となつたが、新憲法制度後間もなく、閣員中に社會黨員のあるを理由として退職したものであつた。當時ルルー氏の内閣脱退の眞の理由は、數年前ルルー氏一派がバルセロナの市會の大多數を占め居りし頃、潰職事件を摘發せしカタロニア共

和派に屬せるカルネル氏が蔵相に就任したことに對する反感の結果であると云はれて居つたが、氏の下野後氏は専ら革命政府反對勢力の糾合に努めることとなり、氏の急進黨は爾後盛んに政府の社會主義的政策に反對するところあり、その結果革命進歩の前途頗る多難の形勢を惹起するに至つた。一九三三年九月アサナ内閣の倒壊に次ぎて、ルルー内閣の成立せし時、急進黨の國會に於ける勢力は、代議士僅かに八十名を有するにすぎず閣内に於ても必ずしも有力の地位ではなく、十月二日國會の開催さるゝや政府不信任案の成立せる結果、こゝに内閣は更迭して、マルチネス・ペリオ氏の「共和派集中」内閣の組織となり國會は解散して、總選舉は行はれることとなつた。この國會改選の結果、革命以來の政黨分野は一變して、前國會に於て第一黨なりし社會黨は、代議士僅かに五十八名を有し、在野派、左翼各黨を合すも定員四百七十二名中九十八名にすぎず、總選舉の結果新内閣は、ルルー氏を首相として、右翼保守派各黨、殊にホセマリア・ヒル・ロブレス氏の統率せるカトリック派にして、王黨にも同情を有すると目されて農村人民黨の支持によつて成立したのは、注目すべきことであつた。當時ロブレス氏の農村人民黨は、國會議員百四名を有し、院内第一黨たるにもかかはらず、入閣せず、憲法起草議會によつて制定された反カトリック法の撤廢を條件として、内閣支持を約束したものであつた。一九三四年三月ルルー内閣は閣員の交迭を行つたが、翌四月サモ

ラ大統領が特赦令の規定に反対して、その裁可を躊躇したるを理由として辭職するに至り、こゝにリカルド・サンベル氏の「國民協調」内閣が組織されることになつた。サンベル首相は、ルー氏とロブレス氏のロポットなりと云はれて居つたが、十一月一日國會の開催されるや、ロブレス氏は内閣支持撤回を宣言すると共に、前年二月組織したカトリック團體 C. E. D. A 員の入閣、反宗教立法の撤廢、農村土地法の廢止、及び勞働立法の改訂を要求して威嚇した。こゝにサンベル内閣は在職僅か半歳にして辭職するに至り、同じく五日革命以來第三回のルー内閣は組織された。その内閣には、ロブレス派代表三名閣員として参加し、こゝに第二共和政府は、純然たる右傾反動的政權の全貌を提露することゝなつた。

之より先社會黨の内閣脱退以來、國內に於ける反革命的勢力の發展は漸く顯著にして、ロブレス派の人民行動黨 Acción Popular を初めとして、農民黨、傳統黨、バスク國民黨、カタロニア聯盟等あり、是等は必ずしも王政復活を目標としたる政派ではないが、とにかく革命政府の進歩改良政策に對しては反對の意嚮を有し、殊に最近ドイツに於けるヒットラー政權成立以來前獨裁官ブリモ・デ・リヴァ氏の子息の統率せるスペイン鶴黨隊 Phalanx Española と稱するフ、シ、團體の急速なる發展をなすあり、一方政府に於ては國內各地極左派の騷擾に對抗する爲め、從來の市街軍以外に歩、騎、機械化の三部隊より成る

精銳なる警察隊を組織し、又政治上に於ては土地收用法の實施を延期し、教育上の政教分離を撤廢して、最近に於ては教區の宗教學校の教員たる僧侶に對する俸給の支給を再開せる等革命によりて成立せる諸種の進歩的施設は、漸次に撤廢され、至るところに革命前の事態の復活を見るに至つた。

斯かる形勢に於て、社會黨及びその背後の勢力たる勞働者總同盟 (U. G. T.) に於ては、何時かはこの反動的傾向に對し徹底的反撃を加ふるにあらざれば、やがては、スペイン勞働運動は、イタリア、ドイツの如き運命に陥るべきを考へ、密かに機會の成熟を期待しつゝあつた。社會黨及び勞働者總同盟の革命後に於ける發展は著しきものあり、社會黨にては、一九三一年當時、既に黨員の過度の膨脹を防止する爲め、入黨者の制限を考慮するに至る状態であつたが、總同盟加盟組合員數は、一九三二年六月末現在百四萬一千五百三十九人と報告され、之を革命前の一九三〇年末の二十七萬七千一人に比すれば、約四倍に達して居る情况であつた。然るにスペインに於ける勞働者團體としては、以上の社會民主系統に屬するものゝ外、十九世紀以來のサンチカリスト一派あり、その國際的本部たる國際勞働者協會はマドリッドに移轉し、一方共產黨の活動もトロツキー派を中心として各地に行はれ、一九三四年にはサンチカリスト一派は、從來の非政治的態度を棄却して、共產派と提携し、社會民主系統諸團體も之に合流して、反革命排撃に努めることゝな

つた。

斯くて十月五日ルー氏の聯立内閣成立するや、そのロブレス氏一派の代表三名を入閣せしめしことに對して抗議する爲め全國總罷業を計畫するところとなり、折柄、かねてルイス・コンパニース氏の極左派の優勢を占めしカタロニア政府の同州土地法に關して中央政府との紛争の未解決なりし結果、カタロニア州獨立宣言をなすあり、この分離運動はバスク、アスツリア地方にも傳波して全國の極左派勢力は一齊に蜂起するに至つた。カタロニア州獨立宣言の要旨は左の如くである。

- 一、カタロニア自治共和國はスペイン共和國より分離して完全に獨立する。
 - 二、新國家は第三スペイン共和國と稱し、スペイン共和國元首首相マニエール・アサナ氏を大統領に推戴す。
 - 三、首府は暫定的にバルセロナに置く。
- 之はかねて勞働者團體の間に締結せられし協定に基いた行動であつたが、右布告が宣言せられるや總罷業渦中のスペイン全

土は極度の不安に陥り、反政府の火の手は地中海を越えて對岸モロッコに及びオプエロ統監は辭表を提出し、同地の勞働組合も總罷業を斷行した。

六日夜に至りルー新内閣はスペイン全土に戒嚴令を布き軍隊及び空軍を動員して極端なる彈壓政策を開始した。獨立運動軍は武器をとつて之に對抗すると同時に軍隊の切崩に必死の努力を試みたが效を奏せず、七日バルセロナは中央政府の軍隊に包圍せられ、コンパニース氏は逮捕せられ、カタロニア獨立成就の際には大統領に擁立さるべきアサナ氏も逮捕となり全國勞働團體幹部は或ひは逮捕處刑せられ、或ひは國外に亡命しスペイン勞働運動の反革命排撃運動は遂に全國に多大の犠牲者を出して敗滅に歸するに至つた。十一月十五日國會は全國の勞働團體の全部を解散し、その資産を沒收すべき決議をば一六一票對三票にて可決し、こゝにスペイン反革命は名實ともにその地步を確立することゝなつた。

(水上鐵次郎、稻葉秀三)

北 歐 諸 國

外

北歐諸國はその共通的特色から區別して二個の群の對立と見
 る。一は所謂スカンディナヴィア諸國たるデンマーク、ノールウェ
 イ及びスウェーデンにフィンランドを加へたる四箇國の一群と他
 は所謂バルト沿海諸國に屬するリツアニア、ラトヴィア及びエス
 トニアの三國を含む一群との對立である。前者は純然たる若く
 は比較的濃厚なる民主主義的主勢力を有するに反し後者はファ
 シオ的、ナチスの獨裁國家の一群である。

スカンディナヴィア諸國は既に歐洲の諸國が或はフランスの
 或はナチスの洗禮を受けて強固なる獨裁制を實施せるに拘はら
 ず、依然民主的政治を布きその擁護に主力を盡してゐる。勿論之
 等諸國に於て無條件的民主制度が確固たる位置を有してゐるの
 ではない。デンマークもノールウェイもスウェーデンも亦フィン
 ランドに於てもその各の社會民主黨は最近の選舉に於て何れも
 第一黨たるの榮譽を克ち得た。然し之れは何れの國に於ても絶
 對過半数を制する程に大なる勢力を有してゐるのではない。例
 へばフィンランドの一九三二年の選舉はその議席二〇〇中、社民
 黨は七八、又ノールウェイの勞働黨は同年の選舉に於て議席二
 一〇中勞働黨は六九、又、スウェーデンの現内閣は實質的には

農民黨との聯立にして、デンマークの夫れは現實に自由黨との
 聯立内閣を組織してゐることから之等の諸國に於ける社民黨乃
 至勞働黨の地位を察し得られよう。

スカンディナヴィア及びフィンランドに於ける民衆は必ずしも民
 主主義の大綱の傘下に凝集してゐるのではない。ノールウェイの
 勞働者中には今尚ほ第三インターナショナル系ものを多少包
 含せるが如くであり、又フィンランドに於ては所謂ラプア運動
 に好意を有する勞働者乃至は社民黨員を發見し得べく、またス
 ウェーデンに於ては既に一九三三年所謂「シャツ禁止法」を出して
 政黨員がその政黨の特種の色彩を有するシャツを纏ふを禁じて、
 フランシスト乃至は國民社會主義者の表面化を抑壓せる事實の如
 きは要するに之等社會民主主義の暗明なる一點に漂ふ入道雲の
 存在を思はせるものがある。

轉じてバルト海に面する一團の諸國を見るに、リツアニアは
 最も早くナチスの影響を受け一九三三年以來社會主義運動を極
 力壓迫し、ドイツ「勞働戦線」に類する「勞働者總代會」なる
 官製勞働組織を確立した。次いでラトヴィアは一九三四年五月ク
 ーデータを敢行してフランシオ的職團制度を確立した。最後に残

されたエストニアは所謂「民主主義的」專制政治の下にベーツ
 ライドンネルの強壓が行はるに至つた。之れは民主主義の擁護
 に立つたものではあるが、社會主義は極端に禁壓せられ、その
 獨裁制は今や「專制政治」と共に「完全なる民主主義」を排斥
 するとの言辭が獨裁者の口邊から公然洩らされるに至つた。

かくして北歐の一角には黄色と白色とが對立を示してゐる。
 而して前者に於てはフィンランドを除き、その經濟關係は相對的
 には不良を示してゐないが黄色の色あせる日なしとは斷じ得な
 い。スカンディナヴィア諸國に残された民主主義が強壓政治に轉
 換すべき明らかな理由を手近かに發見することはできない。

スカンディナヴィア諸國に於ける勞働者團體は古くから協力し
 一九二〇年には第九回のスカンディナヴィア勞働會議を開催した
 が、一九二七年ノールウェイの勞働運動がモスコ・インターナ
 ショナルと密接な關係を生ずるに至つてこの協議會は停頓した。
 然るにノールウェイの勞働者は既に第三インターナショナルとの
 關係を清算し、その勞働組合の多くの部分は業別インターナシ
 ョナルを通じて第二インターナショナル系に屬するに至り、殊に世
 界の白禍状態はスカンディナヴィア諸國の勞働運動の統一強化を
 要求するに至り、改造後の第一回協議會を一九三三年九月スト
 ックホルムで開催したが（協議會發行昭和九年勞働年鑑三九七頁參
 照）、その第二回を一九三四年八月一七—一八日、同じくスト
 ックホルムで開催した。

第二回協議會は關係諸國の社會黨乃至勞働黨及び勞働總同盟
 より各二名宛の代表を參加せしめ、その代表者中にはデンマル
 ク及びスウェーデンの首相が列してゐた。

協議會は劈頭ノールウェイの參加を正式に協議したがまだ正
 式にはその決定を見るに至らなかつた。協議會に於ける討議及
 び決議中重要な事項は、關係諸國の社會黨乃至勞働黨及び勞
 働組合はその國內問題につき、共同政策を實施すべく、また社
 會民主主義の維持、人民の權利義務の維持に關しては關係國の
 之等諸團體は共同戦線を採るべきこととであつた。

スウェーデン

社民黨政府の經濟計畫

一九三三年の總選舉に於て總投票二百四十三萬五千中一百萬
 票以上を獲得して第一黨の榮譽を克ち得るとともに政權を確把
 し得た社會民主黨の政府は第一着手としてその經濟計畫殊に失
 業對策にその主力を注いだ。

戦後に於けるスウェーデンの經濟状態は少くとも他の歐洲諸
 國に比較しては必ずしも不良ではなかつた。然し一九二八年一
 〇・六%を示した同國勞働組合員失業者は一九三一年には一六・
 八%に而して一九三三年末には遂に一九・一%の最高點に達し
 た。「總ての失業者に雇傭を」といふ極めて大膽なる野望に充ち
 た計畫が立てられた。而してこの問題を研究せしめるがため委

員會を設置し、遂に國家事業市町村及び半官半民的工場及び私企業の總てに亘つて、先づ最初一年間に對し一週間四十時間労働制により、其後十箇月間に亘り四十八時間制により七萬四千人に雇傭を與へんとした。而してかゝる雇傭の増大は間接的に更に雇傭の増大を招き約十萬人を新らしい雇傭に招き得るものと期待せられてゐる。而して此の目的の爲め新たに資本を増加して雇傭を提供せんとする公私の新舊事業に對しその提供資本額と同等の補助乃至貸附を行はんとし、之がため二億八千七百六十萬クローネと、別に輸出貿易促進のため七千五百萬クローネの支出を決した。

農業政策はスウェーデンに取つて、また極めて重要な意義を持つ。大土地所有者は現在三千人乃至四千人、自作農五萬人、小作農は二十五萬人位と推定せられてゐる。而して彼等の共通の悩みは農産物價格の低落にある。政府はその經濟計畫に於て牛乳、牛酪、鶏卵、牛肉等の畜産物の價格引上を期圖してゐる。社民黨政府の地位は必ずしも確固たるものではない。蓋し、下院に於て第一黨を制する社民黨も之の議席は半数をさへ制せざる少數黨に過ぎないからである(協同會發行、昭和九年版労働年鑑三九八頁参照)。之がため政府は先づ農民黨と握手した。如上の政府の農業政策はその所産の一である。

一九三四年に於ては經濟界は多少の反撥を示し、直ぐ後にも述べるようにその失業者数は非常に減殺せられた。その外國貿易

易の狀勢も多少改善の跡を示してゐる。即ち外國貿易總額は一九三一年から一九三三年に於てその輸出入共に繼續下向を示したが一九三四年には明らかに回復を示してゐる。即ち一九三一年乃至一九三三年に於てその輸入は一億一千九百萬クローネから九千一百万クローネに下つたが、一九三四年には一億八百萬クローネに上向し、又輸出に於ては同期に於て九千三百五十

産 業 別	調査対象 (1934年)	就業労働者 總數	1 週間平均 労働時間數	
			1934年	1933年
鐵 鋼	34	22,609	48.1	47.0
鐵 器	62	9,990	48.0	46.0
鐵 造 機 械	216	42,959	47.9	45.9
電 氣 機 械	27	8,579	48.0	46.2
製 陶 業	10	2,600	47.9	45.2
硝 酸 製 業	30	2,994	46.8	46.2
製 材 業	150	14,781	45.5	45.0
家 具 製 業	150	7,800	47.0	46.2
紙 造 業	82	18,423	47.8	47.5
靴 製 業	39	11,822	47.5	46.2
織 造 業	66	6,717	41.0	42.8
織 造 業	9	2,661	34.0	30.1
全産業 (上述以外を含む)	2,966	323,165	46.7	46.1

萬クローネから九千萬クローネに減じたが又一億七百八十萬クローネに増加してゐる。

更に經濟界活力の復活は工業に於ける平均労働時間の増加にも視はれる。スウェーデン社會省は一部工業労働に就て一九三四年十一月の労働時間平均數を一九三三年の同月に於けるそれと比較して前表の如き結果を示してゐる。

この調査は可成り不正確で、嚴密に一九三三年及び三四年の狀態を比較することは許さない。蓋しこの兩年に於ける調査事業の内容と、事業の總數に於て、從てその包括の労働者數に於て兩年の調査は一致してゐないからである。然し、極めて概括的にはこの一年間に於て全國の工業労働の就業時間數が増加傾向を示してゐるとの大勢を視はしめるようである。

經濟界の一般的回復はまた失業者の減少にも表はれてゐる。嚮に一言したようにスウェーデンに於ける失業者數は一九二八年以降その増加著しく同年に於ける労働組合員失業率一〇・六%なりしも爾後加速度に増加を示し一九三二年末に於ては三一・三%の最高點に達した。然し爾來、この失業率は急降し、一九三三年には一九・一%、一九三四年には一三・七%に下降するに至つた。スウェーデン失業調査委員會の公表によれば、一九三四年五月末現在に於ける同國の登録失業者總數は一六、二五七人で前年同期に比し約四萬人を減じ、又、一九三三年末現在に比し五萬四千八百人を減じてゐる。

失業者所屬を産業別に見るときは、最も多數の失業を輩出したのは工業及び手工工業の四萬九千人、次に農林業の一萬八千人、第三位は商業及び運輸業の一萬人である。

從來、スウェーデンの失業は主として救済のための公共土木事業と公機關による現金給與とであつた。一九三四年五月に於ける政府の實施中の救済公共事業は三八九件で前年に比し二二五件を増加し、之により約二萬三千人に對し平均日給四・四二クローネの賃銀による雇傭を與へてゐる。この外政府が助成金を交附し地方官公衛の行ふ救済公共事業六一八件、之による平均日給四・五五クローネにより一萬八千人以上に雇傭の機會を與へてゐる。而して一九三四年五月末に於て失業者にして政府から補助金を受けて地方官廳から失業給與金を受けてゐるもの三一、〇六五人と傳へられてゐる。而して失業委員會が失業救済のため直接せる金額は一九三三年七月一日—一九三四年五月三十一日の十一箇月間に於て七千六百二十萬クローネに達してゐる

失業保險制度の制定
スウェーデンの失業保險制度制定の運動は既に二十六箇年に亘つて試みられてゐる。此間、幾多の法案の提出せられ、又議會に於いて屢々討議が行はれたが常にブルヂェア派の議員の反對によつて成立を見なかつた。然るに、社民黨内閣成立するや政府は一九三三年失業保險案を議會に提出し、上院の支持と賛成を得たが下院に於ては僅かに四票の差を以て否決の運命に遭

遇したが再度の法案提出によつて辛くも法案の通過を見るに至つた。

この制度は傭主に何等負擔を與へるものでなく、労働者の掛金と國家の補助により制度を運用せんとするもので、その適用範圍は農工商労働者のみならず、海員及び商業使用人に亘り七十萬人を包括せんとするものである。而して、此制度によれば二年間内に五十二週間以上の掛金を支拂へる者に對し百二十日分(二十週間)を限度として一日二クローネ乃至六クローネの給付を與へんとするのである。而して政府の豫算によればこの保險制度の實施の經費年額は三千六百萬クローネで、この内二千一百萬クローネは被保險者の掛金により負擔せしめ、殘額一千五百萬クローネは之を國庫に於て負擔せんとするものである。

労働運動

一九三三年夏以來繼續せられた造船業に於ける大罷業は遂に十箇月の日子を費して漸く落着を見た。この争議は政府の重要政綱の一たる失業政策に少なからぬ障害を與へるを以て、政府は速かに之の解決に全力を盡し、漸く賃銀の當分の切下を條件とし、其他の事項に關しては大體に於いて從來の労働條項に變化なく之を一九三七年四月一日迄有効期間を延長すること、して争議は解決した。

然し、この争議は同國の労働運動の將來に少なからぬ影響を與へた。蓋しこの争議は一般民衆に強制的仲裁制度要望の聲を

生ぜしめるとともに、從來の労働運動に對する或程度の制限をさへ要求せしめるに至つたからである。即ち一九三四年六月の議會は之の決議を以て政府の商業政策に反する私的團體の行動禁止の方法を政府に研究せしめることとなつた。この所謂政府の商業政策に反する行動とは國際労働組合聯合會の決定に基きスウェーデン労働組合總同盟の提唱せるドイツ商品非買同盟運動を指す。議會の決議はこの外労働争議、住宅其他經濟事項に關する紛議のため直接當事者に非ざる者のための利益保護立法案の制定を政府に命じた。而してこの法案が準備せられたるときは即時臨時議會を召集すべきことを要請してゐる。

政府は議會の要請に基き「戰鬪的行動の經濟的形體に關する法案」を準備した。この法案は一九三五年の通常議會に提出せらるべきものと豫想せられてゐる。

同國の労働組合は大體に於て極めて順調の發達を示し、一九一一年以來その組合員数は増加を示してゐる。而してその發達は他國に見るやうに不況期に於ても挫折を見なかつた。例へば同國労働組合員の内アムステルダム・インターナショナルに所屬するもの、數は一九一一年乃至一九三二年に於て七九、九〇〇人から六三八、五〇〇人に激増を示した。然るに一九三三年に於ては始めてその數が減少し、六三三、二〇〇人となつた。この減少の大部分は海員組合の組合員の減少に負ふ所である。

社會民主黨 一九三三年の總選舉に於て第一黨を克ち得た社民

黨の黨員數は依然増加を示し、一九三三年末に於ける黨の勢力は、前年に比し、支部數に於て一五五、黨員に於て一三、八〇〇人を増加し、國內支部總數二、二二二、黨員總數三二六、七三四人に達するに至つた。

一九三四年に於ける社民黨の活動に就ては特に述べべきものはないが、多年共產主義者乃至サンチカリストの堅城を以て誇つてゐたスウェーデン北部地域に於て新たに五支部八四二人の黨勢力の擴大を生じたことは注目し得る。

一九三四年九月執行された縣會議員の選舉に於ては社民黨は依然優勢を示した。即ちこの選舉により社民黨は議席三十四を増加し得た。而してこの地方選舉に於ては農民黨一五、共產派(二黨)一五を同じく増加し、之に對し保守黨は五四、又自由人民黨は二一の議席を喪失した。而して特に注意を惹く事實は反動勢力たる國民社會主義がこの地方選舉に於いて全然一敗地にまみれ一個の議席をさへ獲得し得なかつたことである。然し翌月行はれたスウェーデン第二の大都市たるゴテボルグ市に於ける選舉は社民及び保守黨が各その議席を失へるに對し第三インターナショナル系共產派及び國民社會主義黨が各議席を増加したことは又等しく注目に値する。

ノールウェイ

労働運動

労働組合大會 ノールウェイの労働組合運動は、國際的には他のスカンデナヴィア諸國の労働組合と提携して、北歐の一角を連衡し、その有力なる一分派を形成して居るが、一方現在の國際労働界の一盟主たるアムステルダム・インターナショナルとは、大戦前之を脱退して以來、正式の加盟關係なく、兩者の間は僅かに國內多數の組合がアムステルダム系統の業別國際聯合會に加盟してゐる結果親善關係が維持されてゐるのみであつて、モスコの赤色労働組合インターナショナルに對しては、一時密接なる關係の成立したることもあり、一部の有力なる加盟組合では、共產派との共同戰線協定をさへ締結したこともあつたが、近年漸くそれらの關係も清算解約せられ、却つて大勢はアムステルダムに同情するもの増加の傾向を示して居つた。従つて一九三四年十一月二十五日より十二月七日まで十三日間に亘つてオスロ市で開催された労働組合總同盟の第十四回三年次大會に於ては、國際關係の問題が、國內の労働立法、組織改正の問題と等しく重要視せられたのは當然であつた。

ノールウェイに於ける労働組合員數は、合計約十八萬餘あり、内約十七萬は總同盟系統に屬するもので、しかも總同盟系統の組合員數は、最近漸増の傾向にあり、今回大會に於ける報告によれば、一九三一年の前回大會以來加盟組合員數は、十三萬五千人より十六萬五千人に増加したと云はれる。之は、國內經濟

界の不況にして、労働運動の妨害となるべき立法の制定されし時代としては、顯著なる現象であつて、同國に於ける無産政黨運動の進出と共に注目されて居る。

總同盟大會は、加盟労働組合三十三團體及び地方聯合評議會の代表合計約四百名、其の他國內の労働黨、協同組合の諸代表デンマルク、スウェーデン、フィンランドの友誼代表、アムステルダム・インターナショナル代表二名等出席の上開會となつた。尙大會では、モスコの赤色インターナショナル代表を招待すべき提案も出たが、之は表決の結果一七五票對一六九票で否決となつた。

今回大會の議案には重要問題頗る多く、合計十七項目に達する議題中、労働争議調停判決採否投票に關する法規、海外諸團體との關係、デュネーヴの國際労働機關との關係、失業者組織化總同盟の組織改正、労働黨の非常時對策支持、役員改選等は重要事項であつた。

大會は、會長ハルヴ・ルド・オルセン氏司會の下に開會となつた。

ノールウェイ労働組合總同盟の國際問題に對する態度は、從來各國の注目するところとなつて居つた。先づデュネーヴの國際労働機關に關しては、一九三一年の前回大會に於ても、毎年開催の國際労働總會にはその代表を参加せしめざるべき前決議の再認が行はれたが、(協調會「海外労働年鑑」昭和七年版三六二頁以下參

しては最後の決定はなく、又開會直前赤色インターナショナルより共同戦線組織に關する書簡到着し、「統一委員會」を設置して、國際労働運動の統一を成立せしむる爲め、ノールウェイ總同盟の活動すべきことを提案して來たが、この案は、大會の否決するところとなり、同時にスカンデナヴィア諸國の結束協力を一層鞏固にすべきことが決議された。

赤色インターナショナルの提案せるノールウェイ労働組合總同盟が中心となつて、赤色及びアムステルダム兩インターナショナルの合併に盡力すべき問題が、大會に上程せられたる時、アムステルダム代表のシヴェネルス氏も討議に参加して、共產派の提案中に含まれし誤謬を訂正するところがあつた。例へば、赤色インターナショナルでは、アムステルダム・インターナショナルが、モスコ側の労働組合と統一交渉を行つたと云つて居るが、之は事實無根であり、従つて、アムステルダムが、ロシアの労働組合に對して、承認不可能なる如き加盟條件を附したこともない旨を明言し、進んで、氏は、元來赤色インターナショナルなるものは、現在に於ては、有名無實であり、従つてその交渉などは本氣に考慮すべきでなく、又斯くの如きものと共同戦線が組織出来るとも考へ得ざる旨を主張し、ロシアの労働組合に限らず、いづれの國の労働組合にても、苟しくもアムステルダムと共同戦線を組織せんとするものは、宜しく規定の手續を経てアムステルダムに加盟すべきであると力説した。尙ほス

照)尤も當時、海軍關係の會議にのみは、海員組合の参加を認むることとなり、且執行委員會として、國際労働機關の構成活動、殊にノールウェイの社會立法と國際労働總會の決議事項との關係に關して調査考究せしめ、その結果を次回大會に提出せしめることとなつて居つた。然るに其の後一九三四年四月の全國代表會議では、執行委員會の提案に基いて、労働時間問題に關しては、スカンデナヴィア諸國の労働組合は同一歩調をとるべきこととし、それが爲め一九三四年の國際労働總會には、總同盟の代表を参加せしむることとし、現に同年は、總同盟指定のノールウェイ労働代表一名及び顧問三名がデュネーヴに出席した。されば今回の大會には、執行委員會としては、大會に對して、將來デュネーヴの國際労働總會参加の可否は、議案の内容及びその労働階級にとつての重要性を考慮し、加盟諸團體乃至全國代表會議と提議の上、その都度決定すべき旨の決議案を提出した。之は、大會の討議後、反對投票僅かに五七票にて大多數の協賛するところとなつたが、その討議には、アムステルダム及びスウェーデン、デンマルクの友誼代表も参加して、國際労働會議の議案がいづれも労働階級にとつては重要な關係ある旨力説するところがあつた。

次に海外労働團體との關係については、今回の大會では、長時間の討議があつたが、依然として明確なる決定なく、執行委員會では、アムステルダムへの即刻加盟を提案したが、之に關

ウエーデン及びデンマルクの友誼代表も、アムステルダム加盟を勸説するところがあつた。

斯くて大會では、本部をして兩インターナショナルとの聯絡を保たしめ、以て國際労働運動統一の可能性を研究せしめることとし、それと同時に國際關係の明瞭となつた際、特になるべく一九三五年中に於て、執行委員會をして加盟組合員全部の投票を行はしめ、態度を決定することとなつた。

右の如く今回の大會に於て、國際問題は解決を見るに至らなかつたが、それは一面ノールウェイ労働組合の内部の複雑を示すものであると同時に、本部側としては、右の決議の實行を最後として、將來は斷然從來の方向の「論理的結果」たるアムステルダム加盟に決すべきことを明言して居つた。

今回大會に上程された内部組織問題は、一九二三年の大會に於て採擇となつた産業別改編の件と失業者組織化の件とであつたが、前者に關しては、産業別組合主義の計畫實施の捗々しからざることが報告され、今後一層この方針に基く組織改正に努力すべきことが決議された。失業者問題については、將來失業者の團體をば、本部及び地方評議會の監督の下に組織すべきことが決議され、特に少年労働者の失業の際には、之に加入せしめて適當の手當をすることとなつた。その他一般失業問題に關しても、數通の決議が可決されたが、殊に失業救済事業に雇傭せらるる労働者の従業條件に關する決議は重要であつて、國會

其の他公共團體に於ける労働組合代表としては、失業救済事業が、労働者の賃銀引下乃至生活標準低下に利用せられざるやう注意することとし、殊に組合側市會議員の多數を有する市會に於ては、救済事業に於ける團體協約締結の際には、右の點に注意し、普通の従業條件以下に低下せしめざるやう努力すべきことが決議された。尙ほ政府及び市當局者と協力して、年少失業者に對してもなるべく廣く授職せしむるやう盡力することとし、又救済事業の従業者及び年少の失業者は、凡て「一般労働組合」に加入せしめ、以て失業者以外の労働者と同一待遇を享受せしむべきことも決議として採用された。

所謂「反労働的惡法」は、今回大會の重要議題の一であつたが、近年ノールウェイに於ては、労働組合運動の自由を拘束する如き種々なる法規の制定せられ、例へば一九二七年制定の刑法新規定を初めとして、一九三三年には封鎖及びボイコット取締法發布され、一九三四年には、争議調停に關聯して判決採否の投票を行ふべき規定が設けらるゝ状態で、今回大會には、それらの惡法反對を目的とする決議案も多數上程となつたが、大會は執行委員會をして、各加盟組合の執行委員會及び地方評議會と協議して、労働者收監及びボイコット取締法規をば、無効無用ならしむべき運動の指導原則を作製せしめると共に、一方労働黨と協力して、惡法撤廢に努力せしむべく決議を可決した。争議調停の投票制度に關しては、該法案は一九三四年制定と

なつたが、未だ實施には至らないが、大會は、該法施行を回避すべきことを目的とせる手續を規定した決議を採用した。それは、海員組合以外の全加盟組合員に適用すべきものであるが、それによれば、團體協定に關する投票は、無記名にて文書を以てし、有権者は全部投票に参加せしめ、萬一投票の結果、有権者大多數の意見が代表せられざる如き場合には、關係労働組合執行委員會は、改めて投票を仕直すことになつて居る。元來、今回問題となつた法案は、所謂産業平和委員會と稱する勅命機關の原案に基くもので、該委員中には、總同盟會長オルセン氏も参加してゐたのであつたが、今回の大會は、この問題に關して、會長及び會長を支持せる執行委員八名に對する不信任投票を行ひ、進んで右の労働側委員をば産業平和委員會より撤退せしめると共に、將來官設の委員會に参加する労働側代表は、自ら提案に對する意見を決定する前、豫め必ず所屬團體の權威ある機關と協議すべきものたる旨決定するところがあつた。

大會中、労働組合運動の現状、團體協約及び日常闘争に關する事項は、秘密會議に於て論議されたが、一九三五年春改訂を要すべき協約も數件あり、それらに關する態度を決定すると共に、執行委員會として、なるべく早き時期に雇主團體と交渉して、各特殊團體協約中に一般的規約として挿入すべき事項をば總括的協定として採用せしむべきことに努力せしめることとなつた。而して總括的協定の内容は、主として、賃銀率に影響な

き労働時間の短縮及び失業緩和の爲め時間外の残業を制限すべき範圍を規定すべきこととした。尙ほ時間短縮及び残業禁止に關しては、大會は、労働黨代議士會に對して、労働保護法を改正し、以て組合大會の要求事項を實現せしむべき法案の作製提出を要求せる決議をも通過した。

以上の外今回の大會に於ては、労働黨がかねて作製せる「非常時對策（財政金融問題、失業對策、中小農民救済、住宅、産業復興等の政策を纏めしもの）」及び一九三四年の國會に同黨より提出せる不況對策の支持、及び労働黨内閣組織を要求せる決議も可決となつた。又大會は、労働組合と協同組合との争議防止の爲め産業組合中央會と協定を結ぶべき權能を全國代表會議に附賦することとなつた。

役員改造の結果、印刷工組會長、オラヴ・ヒンダール氏會長となり、肉類業労働組會長ラルス・エヴンセン氏主事となつた。

デンマルク

労働運動

デンマルクに於ては、過去五箇年間に亘つて社會民主黨と自由黨の聯立内閣在職し、社會民主黨のスタウニング氏首相として、北歐の一角によく民主主義の旗幟を鮮明に掲げて居つた。その結果同國労働運動の發展も順調にして、アムステルダム系統の労働組合員數の如きも、一九三一年より一九三三年の間に

合計二十六萬九千五百二十二人より三十萬一千八百六人に増加し、社會民主黨員は、内閣組織以來四萬九百五十人より十九萬七千人に増加し、聯立内閣は、社會民主黨員九名と自由黨員三名とにて構成されてゐる状況である。而してこの期間に於て労働組合側としては、専ら賃銀標準の維持に力を注ぎ、政府も亦之が支援に注意せる結果、物價及び賃銀指數を見るに、一九一四年を一〇〇として、一九三四年物價は一六二にして、賃銀は二六七を示し、一九一四年乃至一九三三年の期間に於ける物價の騰貴は六二パーセントなるに反して、賃銀の増加は一六七パーセントとなつて居る。尙ほ以上は名目賃銀ではあるが、實質賃銀に於ては、物價の騰貴及び労働時間約一一パーセント短縮を計上しても二八パーセントの増加をしてゐると報告されて居る。之に對して雇主側では、鋭意賃銀の引下に努力するところあり、過去數年間團體協約の改訂毎に之は交渉上の重大問題となり、それが爲め一九三一年には、労働組合側では、五乃至七パーセントの値下を承認せざるを得なかつた。尤も之が代償として労働組合側では、有給賜暇制度の確立を獲得した。一九三二年度の契約更新の際には、雇主側の賃銀値下要求に抗争の結果、賃銀現状維持の協定成立したが、次いで一九三三年には、雇主側では、賃銀二割方低下を主張し、遂に政府の干渉となり一九三四年二月一日までは現行團體協約の存続と同期間に於ける罷業ロックアウトの禁止を規定せる立法の制定を見るに至つ

た。尙ほ一九三三年中に雇主側では、一九三四年七月一日期限満了となるべき團體協約に對しても之が破棄を主張し、賃銀値下を要求したのであつたが、當時労働組合では、賃銀値下に關する一切の交渉を拒絶せしめ、こゝに爭議調停法に基く調停官の出動となり、幾多の交渉を重ねし結果、一箇年間据置の協定成立に至つた。それと同時に政府は、國會に爭議調停法改正案を提出して、政府の調停の判決に關する一新原則を採用することとなつた。元來デンマルクの雇主は、鞏固なる團結を有する上、その中央機關は強大なる権能を賦與されて居り、大戦後に於ては労働條件に關する協約は凡て有効期間一箇年としその大多數は毎年二月一日又は三月一日に期限満了となるべきものでそれが爲め、雇主側では、毎年初頭契約改訂の運動を開始し、殊にその加盟團體の單獨交渉をなすを許さず、爲めに動もすれば爭議は全國的となるのであつた。而して雇主側ではその全國中央機關に協約締結の権能が賦與されて居るに反して、労働組合側では、總同盟執行委員會は、之の権能を有せず、あくまで加盟組合の自治権は尊重されて居る上、約十萬はアムステルダム系統の組合に加入してゐない缺點があつた。斯くて、調停機關の出動を見るに至つた際の如き、雇主側では、全部がその判決を承認した場合に於ても、労働組合側の一部には不服のものある爲め、協定不成立となり、爭議は延引悪化することも往々であつた。然るに、今回制定となつた改正立法によれば、労働

組合員の七割五分が投票に参加し、而してその五割以上が反對投票をなした場合には、調停判決は労働者側の拒絶となつたものと認められ、又投票参加人員が七割五分以下の場合には、一分を減する毎に、反對投票は一分二厘を増加すべき計算になつて居る。又投票の權利を有するものの二割五分以下のものが投票した場合には、判決は承認されたものと認められる。而して各産業に對して下されたる判決に對する投票は、之を合計して計算し、その多數が賛成投票の場合には、各判決全部が承認されたものと認めるのである。斯くして承認されし判決は、法律上の拘束力を有することとなり、之に服従せずして罷業又はロックアウトを敢行する團體に對しては處罰をする規定となつた。以上の規定は一九三四年初めて之を實施したる結果、現行團體協約は一箇年の期間延長となり之に違反して罷業を敢行した共產系の海員組合は各二萬クロネの罰金に處せられ、其の他四月十四日より決行された協同組合屠殺所労働者の罷業は、屠殺業主が雇主團體に加入してゐない爲め、不法罷業とは認められなかつたが、肉類輸出貿易に重大の關係あるものとして、特殊立法を制定して強制裁判に附議せしめ、解決したことがあつた。

總同盟大會 以上の問題は、やがて五月八日より十日までコペンハーゲンに開催されたデンマルク労働組合總同盟大會に於ても論議せらるゝこととなつた。大會には、加盟組合代表六百

名、外に友誼代表多數の出席あり、會長ニイガールド氏司會の下に開會された。氏は、事業報告に於て、デンマルク労働組合が、近年不況と失業者増加にもかゝはらず、漸次發展したが、未だ總同盟に加盟せざるもの十萬二千二百九十二人あり、之は所謂「自由」労働組合に屬するもので、従つてデンマルクに於ける「自由」労働組合員は、合計四十萬四千九十八人に達する旨報告し、進んで労働時間短縮問題に論及し、之が一大國際的問題たることを述べ、又労働組合の結束統一を力説するところがあつた。次に社會民主黨友誼代表として出席したる首相スタウニング氏は、各國の政治經濟的發展を論じて、之がいかなる影響をデンマルクに對して及ぼせるやを説き、最近制定せる労働爭議強制調停法の内容に言及し、之こそ政府が經濟的危機解決上必須の處置なりしと云ひ、労働組合が、よく政界經濟界の認識を深め、且一般社會に對するその責任を自覺すべきことを論じ、社民黨と労働組合との協力を力説するところがあつた。氏の挨拶は、デンマルクに於ける計畫經濟樹立にも言及したもので、前年以來制定されし爭議調停法規が、全國産業統制化の一部をなすもので、その意味に於て、從來の労働組合の方針には背馳するとも、國家的に必要なものであるとその説明をしたものであつた。

大會は、會長及び首相の演説を中心として討議を進めることとなり、出席議員中賛否の論も種々あつたが、結局執行委員

會の方策を承認することとなつた。即ち執行委員會の態度を否とするもの四票にすぎず、又前記の調停立法及び政府の措置に反對せる決議に對しては、之を可とするもの僅かに二十四票にすぎず、執行委員會の事業報告は、反對投票四票にて可決となつた。尙ほ總同盟及び加盟組合の有給職員に對する停年恩給制度創設案は、長時間に亘る討議の結果、二七六票對二六九票で採擇となり、之に伴ふ規約の改正も可決となつた。

之に次いで友誼代表たる商務大臣ハウゲ氏の「世界的危機に於けるデンマルクの地位」と題する演説あり、デンマルクの經濟的地位と、政府及び國會が、不況對策乃至デンマルク産業強化の爲めとりし處置を論じ、現政府を支持することこそ、やがて民主主義の維持と民衆權利の伸張の最善の保障たるにより、デンマルク労働運動にとつて利益あることたることを説明するところがあつた。

オランダ

労働運動

一九三三年に於ける國際政局の變轉とそれに伴ふ經濟的乃至社會的諸事象の新しき展開とは、最近各國労働運動をして、從來の政策方針を再検討して、新しき國際的情勢に適應すべき補修更進行はしめつゝあるが、オランダの社會民主労働黨にても一九三四年度の年次大會に於てその綱領を修正するところがあ

つた。オランダ社会民主党は、一九三二年分裂の結果、その極左派たるシムッド氏一派は分離獨立し運輸労働者インターナショナル書記長エド・フィンメン氏を黨首とせる「獨立社会黨」を組織するに至つたが、その後一九三三年四月二十六日國會の任期満了による總選挙に於て、社会民主党は、得票の劇減を見たのみならず、その公認代議士は二名を減じて合計二十二名となり、之に反して共産黨代議士は倍加して四名となり、フランス派も一名當選する状態にて、こゝに社民黨内部に於ては、之等の事象の原因を徹底的に討究して、もし必要ならば従来の主義方針を改訂すべき議起り、六月三十日委員會を任命して、調査することゝなつた。オランダ社会民主党の基本綱領は一九二二年制定のものであつたが、之が根本的改正に對してはその必要なしと認むる空氣濃厚であり、従つて、改正の要點は主として労働階級以外の社会階層との關係、民主主義の原則擁護、反戦及び軍縮問題等に限ることゝなつた。

社会民主労働大會 一九三四年度オランダ社会民主党大會は一九三四年三月三十一日より四月二日まで三日間に亘りウトレヒト市に於て開催せられたが、今回の大會に於いては第一日は執行委員會及び代議士會の事業報告の討議に終り、それらは凡て満場一致可決となつた。執行委員會報告中注意すべきは社民黨が従來加盟し、その關係を維持し來つた「反帝國主義同盟」が、黨の主義政策と背馳する團體なりとの理由により、之

より脱退したことであつた。次いで役員選舉があつたが、多年黨幹部として功績を認められたオウデゲースト氏は、老年の故を以て黨首を辭任し、後繼者として労働青年同盟幹部たりしかア・ヴォルリンク氏が選出された。その他マテイセン氏及びゲ・ヤ・ウウルトブレク氏は執行委員を辭して、之に代つてアムステルダム前市長エス・エル・デ・ミランダ氏とヤ・ファン・デル・キエフト氏が選出された。

今回大會に於ける重要議案は、前記委員會の報告に基く綱領政策の改訂であつたが、之に關する決議案は、四通あつて、それらは、(一)黨の労働階級以外の社会階層に對する態度、(二)民主主義に對する見解、(三)軍備縮小及び戦争反對運動、(四)經濟制度上に於ける社会主義實現の計畫準備に關するものであつた。

院内總理アルバルグ氏が第二インターナショナルに報告せるところによれば、大會の第二日目それらの決議案は、同氏によつて上程せられ、それに續いて討議は行はれ、出席代議員中約四十名は討議に参加したが、之に對して、アルバルグ氏は、第三日目には、三時間に亘つて長廣舌を振ひ答辯するところがあつた。

決議案の第一たるオランダ社会民主党の労働者階級以外の人々に對する態度に關しては、大會出席の代議員の意見は一致して居り、苟しくも社会民主党がその目的を貫徹せんとせば、出

身階級や宗教の別なく、何人と雖も社会民主主義の目的を承認するものは、之が入黨に對して異議を唱ふべきでなく、殊に最近中産階級即ち農民及び俸給生活者のフ、リズムに接近せんとする傾向を防止して、之を労働者階級と協力せしむる必要切實なる際として、左の決議は満場一致にて採擇となつた。

「一九二九年秋以來全世界に亘つて荒れ狂ふ未曾有の經濟的危機は、労働者階級の大部分を極端なる貧困に陥れしのみならず、凡ゆる社会階層をしてその恐るべき効果を味得するに至らしめた。資本家階級の間に於てすら、その被害甚大にして、或る程度までは恢復し難き損害を蒙りつゝあるに、一方小農階級及び商工業に於ける中産階級の多數者は破滅に類し、多くの若き智能労働者は、前途暗慘たる有様である。その結果それらの階級の多くの人口は、今や絶望の極、却つて労働階級に對してその憤懣を洩らさんとし、現下の危機の責任が、資本家にあらずして、労働者階級及びその團體にあるが如く見做しつゝある。吾が社会民主労働黨は、創立以來、苟しくもその利害關係より又は信念に基いて、資本主義社會の變革を要望する凡ゆる人士に對して、不斷に加入を勸説したものである。本黨は會で、労働階級のみを利益を代表する排他的政黨たらんとし、又労働階級間のみ支持者を求めんとしたことはない。本黨は、常に資本主義の凡ゆる犠牲者の利益を念としたものであり、その所謂民主的社會主義とは、國民全體、人類全體の理想たるべきものであり、その階級間の利害關係の衝突に對する見解の結果、労働階級を以て有效なる社会主義闘争上に於る指導的役割を演ずべきものと見做す

に至つたのである。然しながら、本黨は小農、小作人及び商工業運轉業に於ける小企業者に對して、貧困と不安とより救済するべき唯一の途たる民主的社會主義獲得上に於て、労働者階級と協同すべき必要を不斷に説いて止まらなかつたのである。而して又智能労働者に對しても、科學と技能とが始めて完全に人類の用をなすに至るべき方途たる民主的社會主義獲得上に於て、本黨に加入すべきことを絶え間なく叫んだのである。本黨は實に、この極端なる貧富の懸隔と不公平と絶え間なく再起する戦争の危険とに滿ちたる世界の修羅場裡に於て、福祉と友愛と自由と平和とを特徴とする社會を渴望する凡ゆる人々に訴へたのである。現下の重大時機に於て、本黨は、資本主義の壓迫蹂躪の犠牲となりつゝも、社會變革を要望しつゝある人々に對して、繰返して訴へんとするものである。それらの人々に對して、等しく經濟的缺乏の爲めに惱める人々同士の争ひ、現存社會を倒壊すべき努力の上に於て協力すべき勢力を無益に浪費すべき争ひの危険なることを警告すると同時に、それらの人々が、既に過去に埋没されし古き形式の社會の復活に努力を傾注することに反對するものである。資本主義の進化は、既に民主的社會主義の基礎を築き、且斯くの如き社會秩序の實現を可能ならしめたのである。云々」

次に民主主義に關する決議も、満場一致可決するところとなつた。アルバルグ氏によれば、従來民主主義に對する信念の確固たらざりし人々でも、最近各國の政局及びその結果に顧みて労働階級にとつて 民主主義的諸權利と自由とがいかに貴重で

あるかを悟つたので、大會に於ては、この決議に對して反對するものはなかつたことである。該決議の内容は、最近オランダに於て種々なる方面より民主主義を脅威する危険が増大しつゝあると同時に、歐洲各國に於ては、民衆の自由と民主主義的政治施設の破壊が行はれつゝあることを説き、進んで「民主主義は、單に原則や、目的に對する手段ではなく……それ自身追求さるべき目的にして、本黨は、獨裁と恐怖政治を排撃するものである。多くの他の國々に於ては、民主主義は一時影を没したが、本黨は、オランダに於ても又他のいかなる國に於ても苟しくも民主的傳統の存するところでは、その支持者が民主主義に對して忠良なる限り民主主義は亡びざることを確信する」と云ひ、左の如く結んで居る。

『本黨は、經濟的貧困に悩みつゝある労働階級其他の階級の民衆をば、ファシズムと共産主義より保護し、且労働運動其他今日の危機の影響を蒙れる各階層をして合法主義の一途を棄てざらしめんことを、殊に現下の情勢の下にあつてその義務とするものである。其他にも本黨の動因となるものは、右の如き方向をとることは、やがて民衆の權利、自由及び現存民主的政治施設を一層混亂せしむることとなりとの信念である。本黨は、苟しくも民衆が、民主主義的手段によりその闘争を遂行し得る國に於ては、政治的武器としての暴力の使用は、有害無益のものとして排撃する。本黨は、暴力手段に訴へんとする凡ゆる準備を排撃し、且黨員に於ても、又黨全體としても非合法的活動を排撃するものである。云々』

縮を實行すると同時に國際的にも之が促進をすべきであるとなし、尤も下の時局の下にあつては、相當國際的軍縮の進捗を待ち、始めて一國軍縮に着手すべく、國際的軍縮こそ國內的軍縮成功の準備条件なりとの意見であり、執行委員會の決議案として大會に提出したものは、この後者たる多數派意見に立脚したものであつた。

修正委員會の報告が大會に提出されたとき、同委員會の意見として、空襲の際に於ける非戦闘員保護の手段をあらかじめ講じて置く事に對しては、殊に反對すべき根本的の理由なき旨の陳述があつたが、之に對して、代議員の一部から、之は戦争準備に等しいと云つて反對論が出たが、アルバルダ氏は、苟しくも空襲の慘禍を多少とも免れんとする方策をば、原則的に反對するを不可となし、進んで空襲に對する一般公衆の保護は、軍事當局者の任務ではなく、寧ろ非戦闘員の事項であると云ひ、又空襲に對する絶對安全の設備などは、技術的にも財政的にも不可能のことであり、毒瓦斯の危険を幾分なりとも緩和し得るなどは、空襲にすぎざる旨を説明して、原案賛成を要求するところがあつた。之に續いて大會の議論の對照となつたのは、開戦の切迫した際としてとるべき態度の問題であつた。之に關しては、オランダにファシスト政権が成立しない以上、オランダ自ら開戦する處はないが、最も危険なのは、隣接國の開戦であつて、その場合に於て、黨としては、オランダを戦争渦中に

尙ほ大會に於て、右の決議を通過するに當つて、この決議が外國の、殊に民主主義の潰滅に歸した國々に於ける社會民主労働に對する批判を意味するものでないことは、該會議起案者は勿論、討論参加者全部の言明したことであつて、オランダの社民黨としても、民主的手段を尊重するのは、政府があくまで民主主義を維持する期間のみたることは云ふまでもないことで、この點に於て、昨年八月パリで開催された社會主義インターナショナル大會の決議の趣旨と同感であるさうである。

第三と第四の決議は、今回の大會に於て最も重要視されたものであつて、各賛否の議論喧しく、いづれも満場一致の可決を見るに至らず、僅かに大多數の賛成投票を得て通過したものであつた。

元來オランダの労働運動では、軍備撤廢及び戦争反對は、世界大戰以來その根本政策として標榜されたもので、軍備撤廢に關しては、社民黨では、一國率先主義を主張して居り、又反戦政策に關しては、一九二八年及び一九三一年の兩度の大會に於て明確なる政策を決定したのであつた。従つてそれらの政策に變更を加へることは、容易ならぬ重大事と見做され、修正委員會に於ても、慎重なる考慮の結果、よく／＼現下の國際情勢を見極めた上、修正を決定したものであつた。その結果委員中今日の時勢に於て一國軍縮政策の到底維持すべからざることを主張するものも三名あつたのであるが、大多數は、國內に於て軍

排込まれざる爲め、凡ゆる手段を講ずべく、又その際たとへ目的がオランダの中立擁護の爲めであつても、國防の全力を盡して動員することは、却つて戦争擴大に資するのみで、黨としては中立擁護に必要な最少限度の動員は認め得ることではあつたが、この點に關しても從來あらかじめその行動を規定したるゝなく、そののみならず一九二八年及び一九三一年大會の決議には萬一黨の承認し得ざる如き動員の行はれた場合に、黨としていかなる措置に出づべきかも規定なく、前記の場合と同じく唯黨は行動の自由を保留すと書いてあるのみで、言外に總罷業行動に出づべきことが暗示されてゐたのみであつた。然しながら、修正委員會に於ては、今日は右の一九二八年及び一九三一年の決議を最早そのまゝ存続を許すべき時代でなく、又同決議の内容は、國境を接する兩國内に於て同時に實行した場合始めて有效なるものであるが、今やドイツにはヒトラー政府確立し之に反して同國に於ける労働運動は潰滅した際、萬一オランダの労働運動が、前記決議の趣旨を守る如き場合に於ては、ドイツは、或ひはオランダ政府を壓迫して之を参戦せしめ、或ひはオランダの國境を突破してベルギー、フランスへの侵入を企つべく、斯くて一九二八年及び一九三一年の決議遵守は却つて戦争勃發を助長する結果に陥るべしとの意見であつた。従つて今回大會に提出された決議案には一九二八年及び一九三一年決議の廢棄が宣言されて居つた。尤も本部が、斯く決したるは、前

年八月ブリュッセルに開催されたアムステルダム・インター・ナショナル及び同月パリに開催された社会主義インター・ナショナルの反戦決議が動機にもなつてゐたのであつて、是等のインター・ナショナルに於て明確なる反戦々術の規定されてゐる以上、オランダ社民黨のみが独自の行動に出づることは、無効にすぎないからであつた。

斯くて大會に於て熱心なる討議の結果大多数で可決となつた決議は、先づオランダ社民黨が、両インター・ナショナルの一九三三年のブリュッセル及びパリ大會に於て採決となつた反戦決議の趣旨に賛成の意を表し、國際政局の變化せる今日、フランスト各國政府の戦争熱を激發せざる如き國際的共同政策をとるべき必要を説き、『本大會は、一九二八年及び一九三一年採用の決議を廢棄し、且一國軍縮主義の要求を存続すると同時に、開戦の危機切迫せる場合には、本黨は、戦争開始に至るべき處ある係争問題をば、國際聯盟規約とブリアン・ケロッグ協定、並びに、オランダに於ては、その憲法第五十七條の規定の嚴肅なる取極に基き、平和的解決方法に附せしめんが爲め、その可能なる凡ゆる努力をなさんが爲め、労働運動の國際的行動に参加すべきものである。萬一労働運動による凡ゆる議會運動及び政治的努力にして、係争兩國政府をして平和的解決に同意せしめ得ざる場合には、この種解決を拒否する政府をば侵略者と認むべきである。その場合に於ても、侵略者たる國の労働運動としては、尙ほ手

段を盡し總罷業に訴ふるも戦争防止に努力するを義務とする。一方其の他の國々に於ける労働運動としては、侵略者たる國に對してボイコットを敢行すべきである。本大會は、前記總罷業の宣言に關しては、各國労働組合自らに於て之を決定すべきものと信する』云々と主張したものであつた。

最後に、全回大會の重要問題たりし社会主義實現に關する決議は、社会主義實現に關する具體的計畫を立案する爲め、科學的調査部を設置し、労働組合總同盟(N.V.V.)の任命せる委員と協力して、資本主義より社会主義へ推移すべき過渡期に於ける實行方策を製せしめ、特別大會に附議して、可決の上は、之を以てオランダ労働運動の行動綱領とすべきことを内容としたものであつた。オランダ社民黨が、この計畫を決定するに至つた直接動機は、前年ベルギー労働黨及び労働組合に於て、アソリド・マン博士の起案せる『労働計畫』にあるべく、こゝにも最近各國に於て漸く著しくなりつゝある一國社会主義的傾向の發展が看取せられる。尤もオランダに於ては、断片的には、從來も社会主義化計畫の發表されたことがあり、今回の決議にも引用され居る如く、一九二〇年には調査委員會を設置して、社会化政策を立案せしめ、之は黨大會にて採用するところとなり現に一九三三年の總選挙の際には、黨の社会化委員會より追加報告を發表して宣傳に努めたことあり、次に一九二三年には、『労働組合總同盟と協力して、『經營組織化と労働者經營参加』に

關する調査報告を發表したることあり、一九三一年には、黨の委員會で、『新機關』と題する報告を製し、社会化する企業の組織管理の諸形式を、検討したこともあつた。今回の決定は、それらの調査研究を綜合大成して、社会主義の建設的計畫を製せんとするものであつて、アルベルタ氏が、各國夫々經濟機構の特質を異にするを以て、オランダの社会主義とベルギーのそれには自ら相異あり、従つてオランダに於ては、オランダ独自の計畫を有すべきであると云つて居るのは味ふべき言葉である。

總同盟大會 オランダ労働組合總同盟に於いては一九三一年以來屢々特別大會を開催して失業對策に努めるところあり、一九三三年に於てもウトレヒトに於て失業對策としての労働時間短縮問題について協議するところがあつたが、一九三四年に於ても本問題はその主要議題となり、一般注目の的となつた。

三四年度大會は九月八日、九日兩日アムステルダムに於て開催せられたが、大會報告によればオランダに於ける失業者は一九三一年六月の九萬七千に對し、三三年六月には二十七萬五千に、三四年六月には三十萬となり、而して三四年十二月には四十萬に達せんとする有様であり、會長ターパー氏は右に關し失業と關聯して特に重要なものは外國人労働者の問題にして、オランダに於ては工場によつて殆んどその従業者の過半数外國人労働者を就業せしめつゝあるところもあり、ドイツ人労働者のみ

にても現に一萬名を算するに至り、内國人労働者に間接の壓迫を加へてゐる。しかも目下の關稅障壁、經濟の國內自給的傾向はオランダ商品の販路を防ぎつゝある有様であり、而してこれに對しては從來の原則を棄て、國內労働市場開發のために新手段を執るべきこと、且つこの問題はオランダ經濟の非自立性、即ちオランダに於ける重工業原料品、特に鐵の缺乏等に鑑みて充分慎重に考慮するべきことを要請した。

次に労働時間問題についてはターパー氏はオランダ失業克服の最も効果ある手段は労働時間の切下げにして、四十時間労働の實施さるべきこと、失業救濟事業としては運河開鑿、道路敷設、農村工業化に關し急速に計畫の樹立さるべきこと、又右と關聯して工業銀行、國立抵當銀行の設立、輸出保證制度の擴充等を指摘するところがあつた。

エストニア

反ファシスト運動を標榜して民主主義の維持強化を旗幟としたエストニアの強力内閣はベーツ氏の大統領確認と、もに益々その專制を發揮し殊に同國ファシスト運動の首領と目せられた自由主義者聯盟の頭目アルツール・シルク博士の一九三四年十一月タリリン刑務所脱獄以來ファシスト運動は勿論一切の政治運動を一層峻厳に壓迫するに至つた。十二月には更に一箇年間戒嚴狀態の延長を認め、同時に新聞紙取締法を發布して國政に

對する一切の批判を嚴罰することを定めたのみでなく、積極的に新聞紙はその第一面に於て政府所定の「見出し」をつけて政府のニュースを掲載することを強制するに至つた。

民主主義を標榜せるベーツ氏の専制は單にフッシストの壓迫を以て満足しない。その壓迫は社會主義團體に及んだ。一九三四年のメーデー示威運動に於て、タルリンに於ける労働黨支部はその宣言書中に第二インターナショナルの宣言の文句を挿入したとの理由から、黨支部の執行委員は即時逮捕せられた。尤も彼等は一箇月にして釋放せられたが正式裁判に附すべきものと言ひ渡された。社會主義的新聞はまだ公然にその發行が禁止せられた譯ではないが國內の總ての印刷所は社會主義的刊行物の印刷に従事することは事實上非常に壓迫を蒙つてゐる。

壓迫は更に労働組合運動の上にも擴がつてきた。ベルタウでは波止場争議に關聯したことから、多年社會主義運動に盡瘁した下院議員たるウント氏も下獄の悲運に遭遇するに至つた。

元來ベーツ・ライドネル將軍の專制政治は、フッシズム運動の撲滅を大旗として立つた。これがため「民主主義的」專制政治の犠牲となつてもフッシズムの脅威から免れんがため労働者中にはこの「民主主義的」專制に心ならずもそれを歓迎したものは少くなかつた。以て一時的にはフッシストの勢力を非常に減殺せしめる效があつたが、今や專制政治は漸くその本質を明確にし、労働運動の壓迫にその魔手を延ばすに至つたがため

労働者階級、農民及び都市中産者の部面に漸く專制に嫌惡の色を増し、これとともにもまたフッシズムに暗躍の機會を與へんとした。一九三五年初、タルリンに於ける全國一千二百の自治體代表者の協議會が開催せられむとするや、これに先だちて、ベーツ大統領は「完全なる民主主義」を拒否すると同時に「專制政治」をも排撃するとの所信を披瀝するとともにエストニア國はこの際宜しくその憲法に一大刷新を加へ、組合組織を基礎とする國家の新方式を採用すべきであるとの意見を公表するに至つた。それはこの國の「民主主義的專制政治」の背後に潜んでゐる事情とその政治型體の進むべき行手を明示せる重要な宣言である。ラトヴィアに發した獨裁の火は今や隣國に延焼しつゝあるが如くである。只、此國に於けるかゝる進化が反フッシズムに發して反フッシズムに終り得るやは必ずしも信じ難いものがある。

労働組合員は明らかに組合主義的國家組織に反對してゐる。彼等がかゝる組織は何等國家の活力を復興し、その經濟力を促進し得べき媒劑とは考へない。従つて、全國労働組合總同盟は一九三四年五月その總務委員會が承認した覺書を同年十一月大統領に提出し、組合國家に反對し、國民經濟の興隆に對する「計畫」を提言した。

この經濟回復計畫覺書は先づエストニアに於ける現在の經濟國難を資本の缺乏及逃避といふ植民地的性質の原因にその根基

を求め、更に近隣ソ聯に於ける技術的進歩による競争力の擴大に對しエストニア雇傭主の徒にその經濟的劣勢を労働賃銀の低下によつて補はんとするを論難し、労働總同盟の賃銀闘争が是認さるべきものなることを指摘してゐる。

總同盟の經濟計畫は資本逃避の取締を要求するとともに、その逃避を合理的に回避し得しむるがため工業化特に電化事業の促進を主張するとともに中央研究所を設置して産業技術の合理化の研究及促進を徹底せしめ動力、殊に水力、スレート及泥炭等の天然資源の計畫的開發を提唱し、信用授與施設の擴充、産業に關する國家の監督、貿易及銀行業に對する組織的監督機關の新設を提唱してゐる。覺書は更に轉じて社會政策に言及し住宅政策、團體的労働法の擴張、公共事業に於ける低賃銀原則の廢棄、國營事業に於ける官吏及び労働者の俸給及び賃銀の増加を要求してゐる。

エストニアに於ける労働組合の勢力は極めて微弱である。一九三一年に於ける労働組合員の總數は、アムステルダム・インターナショナルの推定によれば一萬六千人以下にして總同盟に屬するものは其一部分に過ぎない。國の總人口百二十萬中八十萬人は農民を以て占め、農民黨に黨籍を有するベーツ大統領の治下に於いて工業的労働組合の勢力の微弱なることには何等不思議はない。嘗て社會主義者として左翼運動に奔命した現交通大臣が政府は労働組合の支援を必要とせずと言ひ放ち、政治的集

會の禁止は労働組合總同盟の集會にも適用すると解答し、また同國の木材労働者組合が建築業労働組合との合併を策したとき政府がかゝる勢力の統一は同盟罷業勃發の危險を擴大するに過ぎないとして之を許さなかつたことは、同國の労働組合運動の狀態を説明して餘りがある。

ラトヴィア

職團創設

ラトヴィアは、一九三四年中政變の結果獨裁政權の確定せる群小諸國の一として、其の後の發展動向の注目せられつゝあつた北歐の一國であるが、一九三四年五月十五日當時國會定員百十七名中僅かに十四名の代議士を有するに過ぎざりし農民同盟に屬する首相カルリス・ウルマニス氏が、地方富裕農民階層の後援の下に、國會を解散し、全國戒嚴令を施行し、政黨其他社會運動を禁止し、「ラトヴィア人のラトヴィア」の標語を掲げ、全國の廓清更新を叫び、パロチス將軍を陸軍大臣とし、マルゲルス・スタジニェクス氏を副首相として、獨裁政權を樹立して、爾後同年十一月十五日までの約六箇月に亘りて、全國を「非常時狀態」の下に統御したのは、從來の左右兩翼政黨の活動が、國家の民主主義的基礎を危殆ならしめ、人民の利權を無視せんとするを矯正するにありと宣言されて居た。

ラトヴィアの反動的國民主義は、反ナチス的にして、ドイツ系

統の國民社會主義運動に對しては、絶對排撃の態度を固執し、一九三三年中國會に於てもナチス系統團體禁止法を制定した程であつた。しかしながら一九三四年五月の政變は、單にナチス運動の彈壓のみならず、社會主義團體の禁止をも敢行し、社會民主黨に屬する國會議長カルニンス氏以下黨幹部の有力者は凡て逮捕され、武器隠匿の科にて軍法會議に附せらるゝ状態であつた。而してウルマニス首相の獨裁政權の下にあつて、最も注目すべきは、その勞働組合に對する政策であつた。

勞働組合組織改造の衝に當つた社會福利省の勞働監督官フ・ルドマニス氏の報告によれば、一九三四年五月以前に於いては、ラトヴィアの勞働組合は、殆んど全部各種の政黨と提携結合して居り、その結果勞働組合運動は不統一にして、同一職業に於いても、多きは四種の各異れる組合に分立對抗する如き状態であつた。一九三四年三月末日現在全國に於ける勞働組合は、合計六十團體あり、その組合員數は約五萬人であつた。而して右の内アムステルダム系統に屬する「ラトヴィア勞働組合總同盟」に屬する組合は、合計二十九團體にして、その組合員合計二萬二千四百三十一人あり、その幹部は、凡て社會民主黨の錚々たる人々であつた。尙ほ總同盟所屬組合員中一萬七百三十五人は鐵道従業員組合其他官公業に従事せる勞働者の團體に加入し従つて官公業以外の社民系勞働組合員數は僅かに一萬一千六百九十六人にすぎなかつた。之を全國商工運輸業従業員(官公吏ハ

び自由職業者を除く)總數十萬四千人に比すれば、社民系勞働組合員數はその一パーセントに相當して居た。

ラトヴィアには、右の外、官吏組合十五團體あり、その組合員數合計二萬四百七十三人、内最も多いのは、鐵道従業員協會の九千六十九人であつた。之等の團體は、政府の報告には、「ブルジョア系統」に屬するものと記されて居り、其の他の同系組合十一團體、六千五百六十七人と結んで「ラトヴィア勞働者總同盟」を組織して居た。従つて社民系以外の勞働組合數は、合計二萬七千四百人あつた譯である。尙ほその他に單獨組合數團體あり、その加盟員數約二千乃至三千と云はれて居つた。

一九三四年五月十六日政府は、法令を發布して、凡て集會には、警察の許可を必要としたが、其の後、勞働組合の資金、役員、異動、組合解散、清算人の任命等に關する法令制定せられた結果、「ラトヴィア勞働組合總同盟」及びその所屬加盟團體は、其の他の官公吏組合を含む十團體と共に解散を命ぜられるに至つた。それらの組合解散の理由を見るに、總同盟は勞働組合運動の一部を結合せしにすぎず、しかもそれは社會民主黨系統に屬するものゝみなりとの理由で解散されたもので、次に「一般勞働組合」は數種の職業の勞働者を團結し、しかもそれらの職業中には既に二種以上の勞働組合ありとの理由で解散された。又鐵道従業員組合は、ラトヴィアの鐵道従業員が四種の團體に分裂組織化され居り、互に反目抗争せりとの理由で解散され、農

業勞働者組合は、農業勞働者には組織化の觀念乏しく、現に同組合員は僅かに四百五十八名にすぎず、且農業勞働問題は將來農林省に於て考究處理すべきものなりとの理由で解散となつた其他同様の理由にて解散された組合もあり、又政府の任命せる事務官の監督の下に存続を認められるもの六團體、政府の手で役員の変更を行つたもの十一團體、合併を命ぜられた結果十一團體が合同して六團體になつた場合もあつたと云はれる。

斯く政府の干渉の結果、種々なる問題も惹起し、例へば年少勞働者の希望に基いて、勞働組合をして文化的活動にも従事せしめることになつたり、又週休其他従業員時間改善が爭議に訴へずし一行はれたこともあり、勞資間の紛議は凡て勞働監督官廳の處理することとなつた。而して一九三四年末には、全國の勞働組合員數は、減少して、合計約四萬になつたと報告された。

一方社會福利省及び内務省にては、新法令を制定して、勞働組合運動を規制することになつたが、該法案によれば、ラトヴィアの國民は、凡て法律の定むるところに基いて勞働組合に加入することを得ることになつて居るが、勞働組合員たるものは、ラトヴィア政府に對して忠誠にして、且その品行方正のものたるべきことが規定されて居り、而して勞働組合とは、國家社會の發展に努め、且組合員の物質的其の他の利益を擁護すべき目的を以て、同一職業に従事する人々をば結合組織せるものにて、

之は法人として認められることになつて居る。而して社會福利省では、勞働組合評議會を創設し、福利省大臣を議長として、福利省の勸告に基き政府の任命せる副議長一名及び委員七名を以て之を構成し、以て勞働組合加入に關する規定履行の監視、勞働組合所屬各種委員會の委員任命及びその任命の可否決定、勞働組合の監督及び指揮、勞働組合にして本法、又はその受理せる指令に違反し、或ひはその活動が公共の利益に背離せんとする傾向を有する場合に、その解散等を管掌することになつて居る。評議會の決定は、凡て福利大臣の認可を経て效力を發生する。次に該法案によれば、勞働組合は、凡て福利省大臣の指令に基いて行動するもので、各組合の事業は、勞働組合評議會の指名せる議長一名と、組合總會に於いて一名づゝ投票選舉せる委員を以て構成せる委員會の指揮下にあり、右の委員數は評議會に於いて之を決定し、又總會は、評議會の任命せる代表者を以て舉行せしめる規定になつて居る。

其の後一九三五年一月となつて、政府では、各政黨清算の完了と同時に、立法上の目的より一種の諮問機關を設置することに決定したが、之はやがて全國職業制度の最高機關たるべきもので、職團 Corporation の數に相應して設置さるべき會議所の代表を以て構成することとなつた。會議所は、既に商工會議所が創設されたが、其の他に農業會議所及び文化會議所も設けられることになつて居り、尙ほ勞働組合の改編終了の際には新勞

働組合を基礎としたる労働會議所も組織されることになつた。ラトヴィアの職團制度の全貌は、未だ之を窺知することは出来ないが、兎に角大體イタリヤのそれを典型としてゐることは、前述の紹介によつても大略察知せらるゝことと思ふ。

リツアニア

労働總代会創立

リツアニアは、バルト海沿岸諸國中でも、その反動的傾向の最も著しいので知られて居り、殊に一九三三年ドイツに於けるナチス政權成立以來、政府當局者のヒトラー運動の模倣漸く露骨となり、社會主義運動に對する壓迫も甚しく社會民主黨が一九一九年以來發行せる機關新聞「ソチアルデモクラテス」も、一九三三年六月十六日軍令を以て禁止されるに至り、殘存せる唯一の言論機關を失ふこととなつた。

リツアニア政府では、最近全國の工業労働者を團結して、所謂製労働組合の如きものを組織した。その眞意の奈邊にあるかは知り得ないが、とにかくドイツの「労働戦線」の如き機關たらしめんとするものたることは疑ふべくもなく、その發會式を一九三四年二月十八日カウナス市工場監督官主催の下に同市に於いて舉行し、全國各企業より一名づゝの労働者代表之に参加し、工場監督局起草の規約を採擇し、次いで全國代表委員會の委員十九名を選出し、又同委員中より理事委員會を任命した。

右の規約によれば、その團體は、労働者總代会と命名して、

- (一)労働者の代表機關として、國家及び地方當局との交渉上に於いて労働者の利益を代表し、
- (二)國際會議其の他に於いて、リツアニア労働者代表を參加せしめ、
- (三)間接直接に労働者と關係ある政治的、社會的性質の凡ゆる事項に關して、意見の發表及び政府への建言をなし、
- (四)労働者の經濟的、社會的及び精神的福利の向上、又は雇主との關係改善を目的とせる諸施設を創始し、
- (五)失業對策を研究し、
- (六)職業輔導事業の組織及び或る種の生産部門に於ける専門家の養成に努めることを目的とせるものであると云ふ。而して前記の代表委員會は、委員長一名、指導委員十九名、同じく代理委員十九名を以て之を構成すべく、之等の委員は凡て労働者代議員大會に於いて選出することになつて居り、リツアニア人にして年齢二十四歳以上、謀反罪にて處罰されしことなきものは、何人でも委員たる資格を有するのである。代表委員會の執行機關としては、委員長と理事會と監事會とがある。委員長は、工場監督長官之を任命し、代表委員會三分二以上の要求あるときは、之を罷免交送せしめることが出来る。委員長は、理事會を召集し、之が議長の任務に服し、又法律上労働者總代会を代表し、その決議の實行を任務として居る。理事會は、代表委員會の選出するもので、理事長一名、副理事長一名、書記一名、執行委員一名、會計一名及び代理理事一名で組織し、代表委員會の解散及び新代表委員會選出

までの期間その事務を代行するを任務としてゐる。監事會は、同じく代表委員會之を選出し、監事三名より成り、理事會の監督を任務とするものである。

尙ほ代表委員會では男女の別なく年齢十八歳以上のリツアニア人労働者を以て労働協會を組織せしめることになつて居る。之は、會員の物質的、精神的利益殊に賃銀労働時間を擁護するを任務とせる機關で、其他共済、貯蓄、保險、消費組合を設置し、争議の和解、調停を行ひ、或ひは法律相談に應ずる等、他の國々に於ける労働組合の如き事務に従事するものである。而して、その統制機關としては代表委員會の選出せる部長一名、委員四名、同代理三名より成る管理部があり、會員加入の許否及び除名等を決する権能を有して居る。尙ほ協會は、地方支部を設けることも出来、それには各部長一名と委員二名とより成る管理部が置かれることになつて居る。地方支部の管理部任命は、代表委員會の許可を要する。

フィンランド

最近の情勢は表面比較的平靜を保ち、一九三二年の總選挙により社民黨は第一黨を制し得たが、ラブラ運動は再組織により「愛國民衆運動」と改稱し、共産派撲滅に成功して以後は切りに魔手を社民主黨に延ばし、黨内の惑亂を試み、社民黨内に一沫の不安を漂はせてゐることは黨指導者の明らかに認めてゐる。

所である。

フィンランドの經濟状態は幾分の改善を示し、失業者數も漸減傾向を示し、一九三三年初頭八七、八五七人を示した登録失業者數は一九三三年末に於いては四一、〇二六人に減少した。然し、労働賃銀は依然低水準を保ち、比較的順調に進んでゐる労働組合運動は主としてその運動の中心を賃銀水準の引上に集中してゐる。而して労働賃銀の水準の低いことは議會も之を承認した所である。かくて政府は一九三四年一月賃銀調査委員會を設置し、私企業に於ける労働賃銀水準調節の可能性に關する研究を行はしめるに至つた。この委員會には労働者側から二人、僱主側から四人の代表委員を出してゐる。

この委員會の報告によれば不況期に於て賃銀の低落を見た産業は木材(採伐及び流木及び製材)、季節的農業、及び建築業を主とし、他の産業の多くは保合を示し、中には却つて騰貴を示したものも數へられてゐる。地方官廳の從業員の賃銀は必ずしも十分ではなく、就職せるも尙ほ家族の扶養に不足を感じ、官公の救済手當を受領するものは一九三三年に於いて一千五百人を算したが、爾後多少の改善を見、一九三四年には六七〇人に下つてゐる。

最後にかゝる事態に直面して委員會は左の如き賃銀政策の採用を政府に勧告した。

イ 政府が任名又は補助を與へて公利團體又は事業をして行

はしむるものは好況期間に於いてその實施を避け、不況期に於いてその實施を計ること。且つこの目的のため平素特別基金を
設定すべきこと。

ロ 失業者は一應通常の公共事業に採用を試み、その不能なるとき初めて救済事業に採用すること。

ハ 不況期に於ける公共事業に於ける賃銀は當時私企業に於いて支拂ふ最高賃銀と同額たらしめ賃銀水準の低下を防止すること。

ニ 公共事業請負契約に於いてその従業労働者に支拂ふべき賃銀水準を政府に於いて決定し且その支拂を監督すること。

ホ 常に支拂賃銀を調査し、その水準特に低き地域に於いては事情を詳細に調査しその増加を試み、若しその目的を達し得ざるときは公共事業を起工すべきこと。

この他委員会は政府が現在實施してゐる賃銀統計を農業その他全國總ての支拂賃銀を包括作製すべきことを勧告した。

委員会の勧告は政府に於いて之を承認し、第一着手として勧告の二三に就きその實施を試みんとし、一九三四年十一月、賃銀水準最も低率と見られてゐる木材業に於ける賃銀規制に乗り出し運輸土木省から十一名の官吏を地域監督官に任命し、別に主任監督官一名を任命し、監督官の賃銀規制に關し政府に意見を述べる権限を與へた。而して地域的に賃銀水準低き場合に於いて關係大臣は直接當該備主に對し賃銀引上方を懇願する権限

を與へられた。而してこの懇願が不成功に終る場合にその事實を公表し得ることと定められた。此他、賃銀水準特に低き地域に於ける公共事業の實施に就いては議會の多數の支持を得てかかる起業權を大臣に與へ、更に必要の場合の救済的事業起工の爲めの特別基金設定に就いては各年度會計剩餘金を之に繰り入れ總額五億マルクを限度として基金積立を承認する法律が發布せられた。

最近フィンランド労働者中には漸く最低賃銀制度が主張されてきてゐる。然し、右の委員会は、この制度が賃銀水準を引上げるものでないとの見解を持ち、又、備主中には此制度に對して強固なる反對がある。例へばフィンランド製造業者協會はその機關紙を通じて最近に於ける一部労働者の労働賃銀の低落は之を承認するも之等労働者に於いてすらその生活水準の不況未だ襲來せざる一九二八年の當時に比しそれ以下とはなつてゐないと數字を引用し木材バルブ及び製紙業に於ける賃銀状態を説明し、且つ之等二個の産業に於ける労働者の少くとも四割は低廉なる住宅の提供を受け、住宅の提供を受けざる者に就いても家賃は一般生計費に比し近年急落を示してゐると述べてゐる。又協會の主張する所によれば最近に於いて木材採伐労働者に對しての饑餓賃銀が支拂はれてゐるとの攻撃あるに對し、此職業に於いては他の産業に於ける失業者にして斯業に何等經驗を有せざる者が之に入り込み、之等の徒がその無經驗による労働を以

て生活賃銀を稼ぎ得ざるものとするもそれは備主の罪に非ざるのみならず、又、各地に於いて事情を異にする産業に於いて法律による最低賃銀制度は到底實施し得ないと結んでゐる。

全國労働組合總同盟大會 一九三一年再組織なれるアムステルダム系の全國労働組合同盟は一九三二年初頭組合員數二萬五千人を算したが一九三三年には減少を示し、所屬全國團體一五、組合員總數一八、〇五八人と報告せられてゐる。

全國労働組合總同盟は一九三四年四月二十二—二十四日ヘルシンダフ、トールスに其の第二回通常大會を舉行した。

大會は比較的平凡に終始した。その討議問題中多少注意を惹いた事項は數年前の労働爭議に於いて裏切りものとして脱退せる金屬労働者及び港灣労働者の組合員復活問題と労働時間に關するものであつた。前者は比較的平穩裡にその復活を承認したが、労働時間問題に就いては執行委員中に一週間三十六時間制と四十時間制を主張するものに岐れて兩派互に譲らなかつたが遂に三十六時間制度は多數決を以て可決を見た。而して大會は社民黨と提携して三十六時間制の實現を執行委員會に委任した

(吉田藏、稻葉秀三、水上鐵次郎)

中 歐 諸 國

一九三四年二月十三日より三日間に亘るオーストリア各地社会民主党員の蜂起は社会運動史上未曾有の悪戦苦闘の跡を現出したるも遂にドルフス首相の下にある祖國軍の彈壓の下に全國の社会主義運動は悲壯なる結末を遂げその結果として組合員總計約六十萬に及ぶ社会民主党系のオーストリア労働組合總同盟も亦解散を命ぜられるに至り、昭和九年版労働年鑑中歐の項参照) 而して社会民主党華やかかなりし頃は、労働者の大示威の日として祝福せられし五月一日も一九三四年に於ては一の追憶の日として同時に新憲法の誕生の祝福日として迎へられることとなつた。オーストリア國會は四月三十日上下兩院合同の「國民會議」に於て全院一致の下に新憲法を採擇したのであるが、既にその合法性を剝奪せられたる社会民主党議員は一名の出席もなく、三三年十月に於けるその華々しさと比べてうたゝ感慨にたへないものがあつた。

しかるに五月の新憲法の祝福の大祭もオーストリアにとつては、二箇月後に來たるべき大悲劇の前奏曲であつた。これよりさきにオーストリア・ナチスとオーストリアに於るカトリック系諸政黨との間に對立あり、一九三三年一月のドイツに於けるヒッ

トラー内閣の成立はオーストリア・ナチスの運動に攻勢を加へ、漸次ナチスはその勢力を加へ來つたのであるが、同年九月のドルフス首相の獨裁權力樹立以來その彈壓に逢ひ、殊に三四年に入つてよりは多數のナチス指導者は捕縛せられ、政府は一月十九日ミュンヘンを本據とする對境ラチオ宣傳その他に關して正式にドイツ政府に抗議を提出し、又國際聯盟への提起等についても聲明書を發行した。

乍然二月の社会民主党彈壓の結果、その反感の現はれとして國民中多數のナチス加盟者續出しドルフス首相はこれを憂慮してイタリアの助力を得てオーストリア・ナチスに對しても社会民主党と同様の手段に訴へんと企圖したのであるが、六月二十五日突如ウインナに於てナチスの蜂起を見、一世の才傑ドルフス首相も遂に四十二歳を一期としてその兇彈の下に倒るゝに至つた。

ナチス暴動の結果オーストリア政府は全土に亘り、約千二百名のナチス黨員及び六百の社会黨員を逮捕監禁し、シュニツ博士首相に就任し、一應形勢の安定を見るに至つた。一九三三年一月のヒットラー内閣成立と、もにチェコスロヴァ

キアに於てもナチスの策動漸く顯著となつたが、同年十月五日政府はナチス及びドイツ系國民主義團體の解散を命じ十一月二十四日にはナチス派に屬する労働組合たるドイツ労働組合總同盟、ドイツ鐵道従業員組合、坑夫組合等も同様に禁止せられ、こゝにチェコ・ナチス運動は一頓挫を來たすこととなつた。中央ヨーロッパに於ける唯一の民主主義國たるチェコは爾後よくその孤立的存在を保持し、ドイツ・ナチス及びオーストリア國民運動の彈壓の結果その合法性を剝奪せられたるドイツ並びにオーストリア社会民主党の再建本部所在地となり、反ファシズム戰線にその活躍地盤を提供したのであるが、最近に至り、ナチス勢力の擡頭侮り難きものあり徐々にその地盤を恢復し、一九三四年十一月にはチェコのドイツ語領域に於てドイツ系男女九萬人を動員したる大デモンストレーションを組織するに至つた。右デモンストレーションの指導に當りしはコンラッド・ヘンライン氏を主領とせる祖國戰線黨 (Heimwehrfront) であり、一九三五年の總選挙に於けるナチスの活躍が刮目せられてゐる。

オーストリア

新憲法制定

中央ヨーロッパに於ける社会民主主義の中心と唱はれしオーストリア共和國も、三四年二月中旬ウインナを中心とし全國主要都市に於ける三日間の砲煙彈雨の裡に悲壯なる最期を遂げ

爾來少壯宰相ドルフス氏は専ら新政體の樹立に銳意努力しつゝあつたが、四月三十日ウインナに召集せられし國會は新憲法案を可決すると共に自己の解體を承認し、こゝに大戰後幾多の波瀾難關を経て確立せる民主主義共和制は第二インターナショナル書記長フリードリヒ・アドラー博士が、共和國憲法の規定に基き、死亡せる國會議員の次點者として最終議會に参加を要求せる悲痛なるエピソードを結末として、終局するに至つた。

新憲法は一九三一年五月のローマ法皇ピオ十一世の公布せる教理に基き、制定せられたものであつて、共和制を廢止して、オーストリアをば「職業的組合を基礎とせるキリスト教ドイツ人聯邦」となし、政府は獨裁的政權を掌握し、之が輔佐の機關として參議院 (Bundesrat)、聯邦文化院 (Bundeskultur)、聯邦經濟院 (Bundeswirtschaftsrat) 及び地方院 (Länderparl.) の四代表機關とそれ等の機關より選出せられし聯邦議會とを設置する。參議院聯邦文化院、聯邦經濟院、地方院の構成は左の如くである。

- イ 參議院……… 經歷並に業績に徴し國政を十分認識し得る知者にして不偏の士四十人乃至五十人。大統領の指名、任期十年。
- ロ 聯邦文化院……… 教會その他の宗教團體、教育、學藝關係の代表三十名乃至四十名。
- ハ 聯邦經濟院……… 農林業、工業、鑛業、貿易業、商業、運輸業、金融業、自由職業、官公吏の七職能組合より選出せらるゝ七十名乃至八十名。

地方院……十八名の州代表よりなり、各州並に聯邦直轄都市ウ
ィンナは各二名の代表を送る。

大統領は、三十五歳以上の男子たるを要し、ウィンナ市長の司
會の下に開催せらるゝ、全國四千七百の市町村會議に於て選舉せ
られ、その任期は七箇年、任期満了の際は再選も差支へなく、そ
の權能としては宰相の任命及び宰相の推薦又は協賛ありし國務
大臣の任命を初めとして、廣大なる非常權力をも賦與されて居
る。國民に對しては、信仰の自由其の他の權利は認められて居
るが、それ等の政治的自由には凡て種々なる條件が附加されて
居る。國民には發議權は認められてゐないが、滿二十歳以上の
ものは、國民投票の投票權が與へられて居る。ラヂオ放送、外
國觀覽客招致の宣傳、在郷軍人の雇傭、書籍出版の取締、賭事
聯邦文化院の召集等の事項は、凡て聯邦國家の權力に屬し、組
合制度建設上に於ては、自由職業、文藝及び官公吏の組合組織
及び經營は中央政府の管掌するところであるが、其の他の職業
に於ては一般方針上に關與するのみである。

各州政廳は、知事一名、助役一名、及び州會議員五名を以て
構成し、知事は宰相が任命するか、或は聯邦議會の推薦に基き
宰相の裁可せるものを任命し、宰相は知事罷免の權利を有し、
尙ほ聯邦議會の要求ありしときは、知事を罷免しなければなら
ないことになつて居る。而してウィンナ市には從來の市會を廢
止して州議會が設置されることになつて居る。

非常權に關する規定によれば、政府は非常時に際しては、聯
邦議會の協賛を経ずして緊急令を發布し得ることになつて居る
が、この種の緊急令を以て憲法の改正を行ひ又は聯邦議會の否
決せる政府の法案を實施せしめることは出来ないことになつて
居る。尤も同時に宰相が文化院と經濟院との解散を命じた場合
には、この限りではない。尙ほ緊急令は聯邦議會の事後承諾を
得るを必要としてあり、萬一議會の三分二の要求ある場合には
該令を撤廢することになつて居る。緊急令の施行期間は凡て三
箇年であるが、期限の更新は出来ることになつて居る。

國會副議長ラメック氏は、かねて四月三十日を期して國會の召
集を命じて居たが、同時に宰相ドルフス氏を始め、副宰相エミ
ル・フレイ氏其の他政府部員全部は出席したが、代議士席には社
會民主黨員は一名もなく、又ラメック氏の朗讀せる死亡代議士
氏名中にも、二月死刑となつたコロマン・ワリッシュ氏及び前週
釋放後死去せるオットー・ベルツ博士の名前も列擧されなかつた。
反對黨としては、汎ドイツ派のヘンベル博士及びヘルマ
ン・フッパ博士の二名が出席したのみで、是等の人々は、過去
十二月間に亘る政府の非立憲的恐怖政治を攻撃し、民衆の自由
を蹂躪し、無辜の婦女少年を迫害し、スパイ政治や監禁制度に
より全國の民心を攪亂せることを責め、進んで今回の憲法改正
が宰相以下その就任に當つて遵奉を宣誓せる共和國憲法第四十
九條の規定に基く國民投票によらざることを指摘するところあ

り、之に對してキリスト教社會黨のジンゲル博士は、政府を擁
護して、過去國會失敗の責任は社會民主黨にありと主張した。
汎ドイツ派代議士は、第一讀會後退席したが、新憲法案は、直
ちに第三讀會を通過して、それと共に過去十四箇月間に政府の
發布した緊急令四百七十一通も可決となつた。該緊急令中には
今回の新憲法の規定を無視するものもあり、例へば新憲法には
犯罪の科なくして拘禁することを禁止してゐるが、緊急令では
禁止政黨に加入し、又はそのため活動せる疑ひある者は、公判
に附せずして長期監禁を認めて居る如きであつた。

勞働政策

オーストリア政府は、一九三四年二月各地の社會民主黨員の
蜂起を鎮壓して、從來の勞働者團體全部の解散を命じて以來、
内は専ら反政府派たるドイツ系ナチス團體の抑制彈壓に努め、
外はイタリア其の他隣接諸國と協調して獨立の維持に奔走し、
少壯宰相ドルフス氏は不幸半途にして兇彈に斃れたが、新制定
の憲法は十一月一日より施行となり、職團國家の面目は著々と
して整備するに至つた。オーストリアの組織勞働者約七十萬は
社會民主主義運動潰滅と共に、官設の「勞働者俸給使用人總同
盟」に改編統一されることとなり、既に二月暴動鎮定後直ちに
新組織に着手し、三月二日には全國の筋肉勞働者及び俸給使用
人團體の單一中央機關の創設を規定せる法令の發布を見た。(協
調會編「勞働年鑑」昭和九年版四二二頁以下参照)其の後同年七月十

二日には一九一九年の經營協議會法を撤廢して勞働指導者制度
を創始し、次いで十二月三日「オーストリア勞働者使用人總同
盟」の規則が、社會行政省令として發布されるに至つた。

勞働組合總同盟規則 該法令の内容は、一九三四年三月二日の
法令に基いたもので、總同盟の權能、加入條件等を規定する外
職業的乃至地域的構成、總同盟及びその加盟團體法の構成、適
用、職權等に關する細則をも設けたものである。

元來今回オーストリア政府の計畫せる總同盟の構成は(甲)工
業及び鑛業、(乙)手工業、(丙)商業及び運輸業、(丁)金融、保
險、(戊)自由職業の五種の業別全國同盟會より成るもので、新
法令では、それらの全國同盟會は各全國的職業別組合を以て構
成することになつて居り、而して全國職業組合は、又州別組合
に細分せられ、州別組合は、地方組合にて構成することになつ
て居る。各州(ウィンナ市を含む)に於ける異種職業の州別組合に
して、同一全國同盟會に所屬するものは、合同して州聯合會を
組織することになつて居り、州聯合會は、又各州の州評議會に
加盟することになつて居る。尙ほ州評議會は、地方(郡、縣等の)
評議會に細別されて居り、同一地域の各種職業組合は合同して
地方評議會を組織する規定である。

總同盟及び前記のその所屬諸團體には、各同一構成の諸機關
が設置されることになつて居り、即ちそれらの機關は、總會と
執行委員會と會長の三種であつて、執行委員會は總會に於て之

を選舉し、會長は執行委員中より選舉することになつて居る。各種の團體に加入せる被備者は、地方組合に於てのみその投票權を行使し得るもので、十九歳以上のものにして、六箇月上組合に加入して、組合費を完納せるものは、凡て有權者と認められる。選舉は、直接無記名投票にて行ひ、投票の大多數を獲得せる候補者を當選とする。

總會は、上級の團體にあつては、委員會又は所屬團體長を以て構成し、地方評議會の總會は、地方組合の委員會を以て構成し、州組合の總會は、地方組合長を以て構成し、斯くして漸次に上級團體に至り、總同盟の總會は、全國組合及び州評議會の會長を以て構成する。而して統轄上に於ては、上級の團體が直屬の團體に對して適當の監督管理を行ふことになつて居り、例へば、地方組合長を任命する場合には、當該州組合長の承認を要し、州組合長はその屬する全國組合の協賛を必要とすることになつて居る。而して總同盟以下全國組合、州聯合會、州評議會及び全國同盟會の幹部選任には社會省大臣の協賛を要する。又各團體の内規は、凡て總同盟の委員會にて制定せる模範規約に基いて起草することになつて居り、それには直屬上級團體の承認が必要とされて居る。

各團體の職權に於ても、又右と同一原則に基いて、各下級團體は、夫々その直屬上級團體より委任せられた權能をば、その監督の下に行使することになつて居る。例へば、全國組合の權

を協賛し、職業組合組織に關する凡ゆる重要問題を裁決する權能を有してゐる。

總同盟の収入は、加盟員の組合費及び立法又は協定に基き收得せる財産の所得より成り、組合費は、地方組合にて集金し、毎月之を全國組合に送致し、而して全國組合は、總同盟の委員會の監督の下に其費途を決定する。全國組合は凡て毎年四月一日までに前年の會計報告を、十一月十五日までに明年の豫算を總同盟の委員會へ提出することになつて居る。會計報告は、總同盟の承認を経た後、之を、總同盟加盟組合員には無代配當される機關誌 *Der Gewerkschafter* に公告する。總同盟では、組合費の徴收移送及び加盟團體の財産使用方法を監督すべき役員を任命することになつて居る。

社會行政大臣は、總同盟の活動に對する一般監督權を有し、豫算及び會計報告の審査をなし、その指名人は、總同盟の凡ゆる會合に参加し、書籍、會計、文書等を點檢する權能を有してゐる。會合の場合には、その時日と議案とを豫め主務大臣に届出づることになつて居る。

以上の外、本法には過渡規定として、社會省大臣が、總同盟の委員長、副委員長其の他の委員と、全國同盟會の委員長及び副委員長、州議會令の委員長及び副委員長、下オーストリア州評議會の委員長、副委員長其の他委員を暫定的に任命し、又總同盟の委員長が、大臣の許可を得て、全國組合の委員長、副委

能としては、(イ)當該全國同盟會の承認を経て、現行立法の認むる範圍に於て、團體協約を締結、改訂及び解約し、又それらの協約は、全國組合長及び全國總同盟會長の署名を得て始めて效力を發生するものとし、尙ほ全國組合は、協約締結前、關係州聯合會と協議し、協定すべきこと、(ロ)當該全國同盟會長の承認を経て、協約をば、調停委員會及び團體協約に關する法律に基く共通原則たることを宣言し得ること、(ハ)尤もこの點は、一九三四年三月二日令に、團體協約は、總同盟の加盟組合員たる否とを問はず、凡ての労働者使用人に自動的に適用するある規定を改訂してゐる、(ニ)集團的労働争議の場合には、和解調停の手續をとること、(三)州組合の勸告に基き、一九三四年七月十二日の法律に規定せる労働指導者の任免をなすことが規定されて居る。次に全國同盟會には、(イ)關係雇主團體の同意を得て職團の社會及び經濟問題の解決に努め、(ロ)總同盟の決定せる原則に基き、經濟的社會的の施設及び職業輔導機關の創設運用をなし、(ハ)加盟全國組合の締結せる團體協約の檢査承認をなす等の職能が與へられて居り、總同盟の重要任務としては(イ)加盟團體の地域的又は職業的範圍を決定し、(ロ)二團體以上の全國組合を當事者とせる團體協約の締結、改訂、停止をなし、(ハ)其の他立法を以て委任せられ、又は下級團體に委任せざる職務を遂行することが定められて居る。總同盟の總會は、總同盟の規則を改訂し、選舉規程を起草し、豫算及び會計報告

員長其の他の委員を任命し、州評議會の委員長が、各種地方評議會の役員を任命し、全國同盟會の委員長が、地方評議會と協定して、地方組合の委員長其の他を任命すべきことが規定されて居る。

以上の社會省令發布當時、政府側の説明によれば、オーストリアに於ける新しき職業組合制度は、既に充分基礎確立せし結果、立法を以て之を明確に規制すべき時機に到達したとのことで、即ち總同盟の組織基本となるべき全國組合は既に三十四團體あり、内工業及び鑛業九團體、手工業三團體、商業及び運輸業三團體、金融一團體、自由職業十一團體にて各全國同盟會五團體を形成して居り、全國組合は既に三月二日の法令による純粹労働組合的活動に従事して居り、之に對して總同盟は指導監督の任務を遂行しつゝあるので、今回の新法規は、労働組合に對して特にその職團主義的機能たる團體協約締結の權能を賦與するのみの目的であつて、尙ほ三月二日令によれば、團體協約は、總同盟のみが之を締結し得ることになつて居るのを改訂して、全國組合が當事者たることになつて居るが、法人認可を得てゐるのは、總同盟のみなる關係上、名義上の調印は、總同盟が行ふのみならず、總同盟には、協約を審査して、その承認を拒絶する權能が與へられて居り、之は全國同盟會を通じて行使することになつて居ると云ふ。

この社會省令に規定された總同盟の構成は、將來職團制度の

完成して、勞資合同の全國的及び州別職團の組織さるべきことを豫想して起案されたのであると。

チェコスロヴァキア

勞働組合總同盟大會 三年毎に一回開催せらるべきチェコスロヴァキア勞働組合總同盟第十回大會は一九三四年十二月八日より十一日までブライグに於て開催せられた。總同盟加盟員數は目下のところ六十四萬二千名、出席代議員は四百名であつた。タイエル氏はその活動報告に於て現今の經濟不況打開のため種々の國際會議の召集を見、種々の決議のなされたるもチェコスロヴァキア當局はこれらに對し、何の關心をも示さざりしこと、チニコに於ける勞働組合運動はこの期間に於て極めて苦難なる道を歩み、特に社會保險並びに失業救済基金獲得に於て幾多の辛酸を嘗めたる旨を述べ、又共產黨系分子との統一戦線の結成については總同盟は勞働者は統一組織を樹立すべしとの意向なること、統一組織の樹立は統一戦線の結成よりもより重大意味ある事象なること等を指摘した。

週四十時間勞働問題、國民最低賃銀制の公布、社會保險の改正等についてシェーフェル氏より報告が提起せられた後、大會は現在の總同盟の主要任務は失業並びにそれに基く社會不安に對する闘争及び共同組織の樹立に存する旨の決議を採擇した。これに關し大會はチニコ政府の現今失業對策の不十分なること、失

業の成因が唯經濟不況にのみ基くものに非ずして、經濟機構の合理化及びその他の變化にもよることを考慮すること、従つて斯かる状態の下にあつては經濟統制のプランの樹立が要求せらるゝ旨を指摘し、更に政府は法制を以て勞働時間の制限、就職手段の擴大化、公共事業の遂行、最低賃銀の制定等を規制すべき旨を勸告した。

次に本大會に於ては金融及び信用政策について討論がなされたが、その決議は次の如きものであつた。

- 一 貨幣は本質的に交換價値の眞の手段として使用せらるべきものなること。
 - 二 經濟政策は歪曲せられたる信用政策に基く負債の過度の重壓を軽減すべきものなること。
 - 三 信用は大規模の公共事業を可能ならしむるため組織すべきこと
 - 四 信用は長期信用となすべきこと。
 - 五 地方財政及び市財政は再組織化さるべきこと。
- 金利引下げ及び諸利率間の不均衡の緩和は經濟改造の重要手段たることを指摘し、この點に關し國際勞働局の協力を要請した。

尙ほチェコスロヴァキアに於けるドイツ人勞働組合の大會は本大會に先立つて十月三十日及三十一日の兩日ライヘンベルグに於て舉行せられ、主として四十時間勞働問題について討論がなされた。

ポーランド

勞働運動

ピルストスキー將軍獨裁下のポーランド勞働運動は依然として著しき發展なく、一九三四年に於ても社會黨(P.P.S.)、アムステルダム・インターナショナル加盟のポーランド勞働組合總同盟等には大した變化を見なかつた状態であつた。一九三五年二月の報告によれば總同盟加盟員數十六萬九千人であつて三三年十月の二十一萬四千に對し、五萬人の減少を見られ、ポーランドの社民系勞働運動が、獨裁下にその苦難の路を歩みつゝあることが看取し得られる。

ポーランド勞働組合總同盟執行委員會は一九三五年二月十五日ポツナンに於て開催せられ、主として勞働組合戦線の統一、四十時間勞働問題、社會保險について討論が行はれた。

三四年二月二日ワルシュワで開催せられたポーランド社會黨の大會は本年度に於けるポーランド勞働運動中の最も特筆すべき事象であつた。本大會は主として獨裁下に於けるポーランド勞働運動の振興、將來に於ける勞農政權の樹立を目標とせる行動プランの作成について討論を行つたのであつて、先づ現下の政情の分析に當り反對勢力として注意すべき二つを挙げた。一はピルストスキー將軍を主班とせるポーランド政府上層グルー

プであつて、本グループは經濟的には重工業資本家と通じ、産業合理化の遂行によつて勞働時間の延長賃銀引下げ、失業軍の増大に寄與し、ポーランド經濟恐慌を益々深化せしめつゝあり、他はドイツのナチスの一派と通じてポーランドに於けるナチス勢力の擴大化を圖らんとするグループであつて、一九三三年以來急速に小資本家階級、知識階級間にその勢力を擴大しつゝある。これらの勢力に對し、ポーランド社會主義者はポーランド政府とポーランド・ナチスとの提携を防止し、ポーランド・ナチスの政權獲得を妨げ、大衆運動の基礎に於いてプロレタリア政權の獲得を目指して活動すべきことを決議した。

- 行動プランに關聯して本大會に於いて決議せられた主要項目は次の如きものである。
- 一、危機とカルテル。二、ファシズムと國家。三、勞働階級の地位。四、ポーランド富有階級の地位。五、ポーランドに於けるファシズム。六、プロレタリアと農民。七、社會主義の經濟プログラム。八、政策

本大會に於いて一番問題となつた議題はプロレタリア革命成功後の勞農政府の形態についてであつた。これについては種々討論が行はされたが、革命後の過渡期に於いてはプロレタリアートと中産階級の獨裁を樹立すべしとの修正意見が採擇せられることゝなつた。

尙ほ決議中政策に關する部分の内容は以下の如くである。

「ポーランドの社会主義革命を遂行するため、ポーランド社会黨は大衆により支持せられ、その監視の下にあるべき労働政府の樹立を目標とする。この政府は獨裁権を興へられなければならない。反革命の凡ゆる企圖を抑壓するには獨裁権は過渡期に於いては不可欠のものである。獨裁権力の施行は労働階級の意志及び関心の表現となり大衆の意志が國家政府に於ける決定的要素たるべきことを保證すべき原則を樹立するであらう。反動的分子の一番の後労働政府は次の如き事業を遂行するであらう。大衆の自由及び自治の終局的確立、少數民族の自治確立。行政、司法、國防の民主化。一般國民の市民軍への編制。

斯くの如き政府は労働者及び農民の結合的努力を通じ、富有階級の支配が完全に消滅し、その権力が終局的に破壊せらるゝに至るまでは大衆の運命は開發せられざるものなりとの決意、努力に於いてのみ到達せられ得る。最近ポーランドに於いて遂行せられた労働者及び農民の團體闘争は無感覺、冷淡、不活動が消滅し、労働者、農民の統一戦線が今までになく強固に遂行せられることに對する證明をなしてゐる」と。

労働時間法令

他方ポーランドの社会政策を見るに社会福利大臣は左の如き諸産業における従業員労働時間を規制する數個の條令を發布した。

道路運輸業 道路運輸業の従業員労働時間は一九三三年十二月十三日社会福利大臣によつて規制せられ、一九三四年一月

一日から施行された。本令は左の者に適用せられる。

乗合馬車の馭者、その助手及び馬方。乗合自動車及び貨物自動車、運轉手、助手並に車掌。貨物の車輛積込、荷物及び手荷物の運送並に旅客交通の監督に従事する者。

以上のものについては、一九一九年十二月十八日附八時間労働日法の規定と異なる施設を設けることが出来る。尤もこれらの者は一日十時間且つ十三週間に六百二十時間を超えて施設することを要しないことを條件とする。車輛及び馬匹の直接係員は日曜及び祭日に於いて、馬に對する糶秣の給與並びに一定の種類掃除及び準備の作業等々に二時間又は三時間以内を限つて就業することが出来る。

上記の場合並びに一日の行程の終りに夜間に於いて到達する場合には、乗合馬車の馭者、自動車運轉手及び助手の夜業が許容せらる。二十四時間中に本令所定の時間數だけ労働したる各労働者は連続十時間を下らざる休息時間をうる権利をもつ。労働者が車輛又は馬匹の世話を行ふ必要な一時間を下らざる自由な期間は日々の労働時間中に算入せられない。その責任ある車輛又は馬匹の損傷に對し應急の處置を施すため労働者の費したる時間はその労働時間中に算入される。日曜に勤務した労働者はその週中において一日の休日をとる権利をもつ。

一日十時間を超過し又は各十三週間に亘り六百二十四時間を超えて労働したる時間、並びに日々の労働時間は十時間を超過

せざるも十三週間の期間に亘り六百二十四時間を超過したる場合はいづれも過剰時間と認められ、これに對しては八時間労働日法所定の割増率が支給せられる。

軌道従業員 都市、郊外及び都市間連絡の電車線に雇傭せられる労働者は一九三三年十二月二十七日公布、一九三四年一月一日施行の社会福利大臣令の適用をうける。本令は左の種類の労働者に適用せられる。運轉手、車掌、検査手、荷物手、轉轍手、保線手。

これらの労働者の労働時間は一週平均四十八時間たるべくいかなる場合にも一日十時間半又は四週間に亘り百九十二時間を超過することは許されない。各労働者の平均労働時間は精密に規定せられることを要する。社会福利大臣は所管大臣と協議の上、その他の種類の労働者にしてその作業が電車の運轉と直接に關聯するものに對し右の時間規定を擴張適用することを得、六時間の労働の後一時間の休憩を與へらるべき旨の八時間法の規定に従ひ得ない労働者に對しては労働時間中に於いて食事をとることを認められねばならない。

看護施設 一九一九年の八時間労働日法を改正せる一九三三年三月二十二日法によれば、社会福利大臣は所管大臣の同意を得て日曜及び祭日の労働をも含め一週六十時間を限度として、看護施設の従業員労働時間に關する規則を條令によつて規定することを得るとなつた。よつて社会福利大臣は一九三三年

十二月二十日一條令(一九三四年一月一日施行)を公布し、病院看護人その他病人の看護に關する勞務に従事する者の労働時間は一週六十時間、一日十時間を超過するを得ざる旨規定した。食事時間もこの時間中に包含せられる。

因に、一九三三年十二月二十日附の別の一令は、六時間の労働後一時間の休憩をとるべき旨の前記八時間労働日法の規定の適用を停止し得る場合を定めてゐる。労働爭議調停法

ポーランド社会福利大臣は、司法大臣、商工大臣と協議の上、高工業従業員並びに雇傭主間の團體爭議を處理する爲め、今回設置せられる苦の特別仲裁委員會に關する一九三三年十月二十七日附大統領令實施の爲め、一九三四年一月二十四日施行令を發布した。

同施行令によれば各種仲裁委員會の設置、其の構成、仲裁委員と陪席委員任命の方法、仲裁手續、裁決の効果、全般的拘束力を生ぜしめる手續に關する細目を規定して居る。特定の爭議を處理する爲めに、仲裁委員會の任命を求めんとする申出は爭議關係の個人又は團體の申請によるか、又は社会福利大臣の發案によつて之を行ふ。爭議當事者双方の共同による要請に基き、委員會は一時其の活動を停止して爭議の友誼的解決を待つことも爲し得る。爭議に直接關係のある當事者は委員會に代表者を送る。即ち雇傭主は雇主團體のある時には其の

團體で、團體がなければ個人を以て、労働者は登録したる労働組合を通じて各自を代表させるのである。争議の勃發した當該職業や産業に従事する労働者の爲に労働組合が組織されてない場合労働組合が委員会の活動に参加する事を拒んだ場合は労働者代表の参加を待ち、又は、之を待たずして裁決を下しうる。社会福利大臣は仲裁委員会の活動を監督する。委員の職は名譽職であり仲裁手續は無料である。

次に仲裁委員会の構成は左の如くである。
一、社会福利大臣指名の委員長。二、争議の勃發した場合其の關係する産業なり職業なりを管轄する大臣任命にかゝる二名の仲裁委員。三、商工會議所並びに最も代表的な労働組合の推薦にかゝる候補者中より委員長が任命した常任陪席委員、(但し當事者双方を代表する陪席委員の数は同數で、總數四名を超えざるを得ず) 四、争議當事者から任命した候補者中より委員長が任命した臨時陪席委員よりなる。

仲裁委員たる資格はポーランド國民にして、争議の勃發した地方の社會的經濟的條件に通曉する事を要し、仲裁委員会陪席委員の地位に對する候補者は労働裁判所の陪席判事としての法定資格と同一要件を具備する事を要する。上院下院議員は陪席委員たることを得る。

陪席委員たるものは、臨時陪席委員に關する特定の除外例を除けば、凡べて其の課せられたる職務を辭退するを得ない。當

事者双方が陪席委員候補者の申出を拒絶し或は陪席委員が委員会の活動に参加する事を拒絶したる場合には、右争議に關係を有する所轄官廳大臣指名にかゝる三名の委員が裁決を下す。仲裁手續に關して云へば委員会の委員長は先づ各大臣任命にかゝる委員を招集、豫備會議を開く。この會議では、當該争議に關係ある職業の種類決定、争議により影響を受ける地域、争議の中心題目、委員会開催の場所、争議當事者代表として招集せらるべき人々等の諸問題を決定する。この會議が終了すると委員長は争議當事者に對して臨時陪席委員の指名を求め、委員会の會議に必要な準備の爲の手續を行ふのである。仲裁委員会の手續は公開せず、營業並びに技術上の秘密は之を嚴守するを要する。

裁決は委員と書記出席の上で多數決により決定を行ふ。賛否の投票同數の場合には委員長が決定権を有する。裁決の結果は當事者双方に對し、裁決後四日以内に書面を以て委員長から送達せられる。當事者は右裁決書類到達後四日以内に委員長の手を通じて社会福利大臣に對し上訴することを得る。一度裁決が下されたるときは委員会は解散しその件に關する記録は社会福利省の手で保管せられる。(稻葉秀三、水上鐵次郎)

バルカン諸國

歐洲大戰の點火者バルカン諸國の政情は今も尙ほ歐洲大戰前に比し必ずしも大なる改善を見てゐない。各國々内に於いては混淆せる異民族間の調和の維持に全力を傾注するも、尙ほその安定は期し難い。所謂四國條約の締結も依然ブルガリアの他諸國に對する舊怨を依然解けきらしめてゐない。

かゝる國家の基礎の安定の缺如は關係諸國の國民經濟の大なる發達に所期の効果を擧ぐることを不可能ならしめ、之等各國は依然戰後状態を繼續し、各國各種の主義からその社會運動を禁壓し若くは重壓し、労働運動は未だ見るべきものは殆んどない。殊に之等諸國が何れも農業國にして住民の大部分は農民を以て占めてゐる。而して、一九三〇年以後の世界不況は著しく農産物の價格を激落せしめてバルカンの經濟をして混乱に陥れた。

最近數年間に於けるバルカン諸國の貿易状態を見るに、ブルガリアに於いては一九三一—一九三四年に於いてその輸出は四億九千五百萬レイから二億一千四百萬レイに、輸入は三億八千八百萬レイから一億八千六百萬レイに激減を示し、ユーゴスラヴィアに於いては同期間に輸出は四億ディナールから三億二千

萬ディナールに輸入は四億ディナールから二億九千八百萬ディナールに減少した。其他ルーマニアに於いても著しく繼續的に貿易は悪化を示し、卸賣物價指數は一九二六年を一〇〇とすればルーマニアに於いては此期間に於いて六五から五八へ、又、一九一三年を一〇〇とするブルガリアの夫れは二、三三二から一、八七三に下向してゐる。

かくしてバルカン諸國は何れも多大の失業に悩めるがごとくである。その失業者の數に就いては知り得ないもルーマニアの如きは最近二十萬人に達したと見られてゐる。かやうな状態は國內にフッショ化勢力を馴致することは必然の過程である。先づブルガリアは一九三四年五月にクーデターを敢行した。その當初の目的は首相自ら聲明したように「左翼的にも非ず、右翼的にも非ざる」ものであつたとしてもその獨裁の過程は明らかにフッシ的のものである。労働組合は再組織が行はれ、イタリア式の職團制度を確立した。

更にユーゴスラヴィアに於て國王の兇變後は年末に至り國民主義者乃至フッシストの強力内閣が成立せられ一九三五年初め議會を解散した。ルーマニアも亦漸くフッシ勢力の擡頭が覗は

れそこにも「強力政府」の誕生が必ずしも夢ではないであらう。第二インターナショナルの勇將ジョー氏はルーマニア及ユーゴスラヴィアの一九三四年に於ける各労働組合同盟に列席して之等の國の労働運動を實際に目撃して之等諸國が世界恐慌と各國の政治機構の大なる變革の壓迫を受けたに拘はらず労働組合がその地位を維持し或は發展せることは一九三五年に於ける労働運動の多幸を想はしめると述べてゐる。その豫斷と祈念は果して實現せられるやは何人も保し難いであらう。

ブルガリア

職團制度

ブルガリアに於いては、一九三四年五月十九日夜、一部の軍人及び政治家が結束して、首都ソフィアの衛戍兵の援護の下に敢行したるクーデターの結果、既に基礎薄弱なりし民主黨のニコラス・ムシノフ氏を首相とせる内閣倒壊となり、キモン・ゲオルギエフ將軍を首相とせる獨裁政府は成立し、國會解散、既成政黨の解散、新政黨組織の禁止等の強行手段によつて、國內の統一革命を期することとなつた。このクーデターは、かねて半歳餘に亘つて計畫されたもので、國王ボリス陛下は參畫せず、主として前陸軍大學校長ダミオン・ヴェルチヴ氏の裏面に於ける策動の結果と云はれ、ゲオルギエフ首相自身も、この政變は、左傾にあらず、右傾にあらず、中間なりと聲明したものであつ

た。獨裁政府の社會運動に對する彈壓は、峻嚴であつたが、殊に從來ブルガリアの痛と云はれたマケドニア運動、就中その極左團體たる「内國マケドニア革命團(I.M.R.O.)」に對する禁遏は假借なきもので、「全國に強力政府を樹立する」と共に、地方制度改正政策として從來半自治地方たりしペトリッチ及びキーンステンデル市附近の行政區劃の改造が行はれた。このブルガリアの獨裁政權は、その背後に於いて何等大衆的勢力のそれを支持するものなく、禁止せられた民間團體も、その後國外に亡命して、密かに活動を繼續する状態であつた。最近、ゲオルギエフ内閣辭職して、國會總選舉の行はれることになつたが、然しながらその間に於いて、政府の労働組合對策は、フランスム一流の特徴を具備したものであつた。

ゲオルギエフ政府では、先づ官公吏組合の統一整理に着手し、一九三四年七月法令を發布して、吏員の團體は、各省各部門一團體にすることとし、純然たる職業的團體ならば、既成團體に繼續加入してゐることは認められるが、同一部門の同種團體は凡て合同して單一組織とすることとし、之が加入は任意であるが、組合費の納入は組合員以外にても俸給より差引かれることとなつた。而して官吏組合は、財産を所有し、之を處分することが出来、又その規約に基いて法律行為をなすことが出来る。各組合には、管理委員會と總會とがあり、前者は議長一名、副議長一名、主事一名及び委員にて構成するが、委員の三分二は

互選とし、三分一は當該大臣が指名する。其の他に監督委員會も設置することになつて居る。總會は、二箇年に一回之を開催し、その他特別大會をも召集し得るが、總會出席代表の三分一は、職權による代表者である。

尙ほ右の條例發表當時、解散されし團體の爲め宣傳を行つた者に對しては、現職官吏ならば罷免、官吏以外ならば五千レヴ以下の罰金に處せらるべき経過規程も設けられて居つた。

右の結果アムステルダム系統に屬する「ブルガリア鐵道従業員組合」其の他は解散を命ぜられ、新しく「ブルガリア鐵道従業員海員團」と稱する單一組合が交通大臣によつて設けられ、創立當初役員は凡て大臣の任命するものが之に當つた。

其の後政府は、その干渉政策をば官吏組合以外にも及ぼして自作農、手工業者、労働者、商人、製造業者、獨立労働者又は銀行保險業従業員は、凡て當該職業の團體員たることを得ることとなり、この種の團體は、同一職業に對しては全國各一團體のみを組織せしめることになつた。この職業團體は、(イ)國家及び地方機關に参加すべき代表者の任命、(ロ)政府の經濟及び社會政策實施の手段としての活動、(ハ)公共機關又は個人を相手として組合員の職業上及び一般利益の擁護、(ニ)相互扶助基金其の他社會的施設の設置等を目的としたもので、労働者と雇主とは同一團體に屬するを得ず、又同一企業に雇傭せらるゝ場合に於いても、筋肉労働者と智能労働者とは各異なる團體を組

織することとし、國內に六箇年以上居住せし外國人は職業團體に加入は差支へないが、投票權を有さず、又役員たるを得ないことになつて居る。法人たる團體も又職業團體に加入することが出来るが、法人の代表者は、投票の場合には、その數を論ぜず、一法人一票とする。而して職業團體は、之に加入せると否とを問はず、同一職業に屬する全員の利益を法的に代表するもので、職業團體の組織構成、執行機關の構成及び數、役員任命及び權限等に關しては、各職業毎に法律を以て規定することになつて居る。

職業團體の執行機關の選舉は、當該大臣の認可を必要とし、大臣は選出せられし執行委員全部の認可拒否、新委員指名乃至必要の場合には、職權に基く任命を行ふ權能を指して居る。執行機關の委員長は、委員中より大臣之を任命し、法律又は規約に特定せる場合には、團體を代表することになつて居る。主事も亦大臣の任命するもので、組合員少數の場合には名譽職とし然らざる場合には有給にして、その給與は該團體より支拂ふ。各團體の規約は、總會にて起草修正するが、關係大臣の認可を必要とする。

職業團體の資金は、當該團體によつて代表せらるゝもの全部より強制的に支出すべき年次釀出金と強制的ならざる追加釀出金其の他を充當し、強制釀出金の額は總會で決定するが、一定限度を超過するを得ないことになつて居る。

労働者は、凡て工場監督官の保管せる名簿に氏名を登録し、手工業者、商人、製造業者等は、商工會議所保管の名簿に登録し、其の他は市廳に委託せる特別名簿に登録することになつて居る。而して従来既存の組合團體の財産及び債務は、凡て之に代るべき新設團體に移管する規定である。

其の後一九三五年一月十一日には、労働者の團結組織に關する規則が發布されるに至つた。それには、労働者とは、一定の報酬に對して、肉體的又は智能的作業を營む者としてあり、労働組合の目的として、前述一般職業團體の目的以外に、(イ)團體協約の締結、(ロ)技術的職業的訓練の助成、(ハ)組合員をば教會と國家への歸依の精神を以て教育することが加へられて居る。而して規定によれば、滿十九歳以上の労働者にして、法律規則の規定に適合するものは、凡てその雇傭せられ居る地域の労働組合に加入するを得とあり、滿十四歳乃至十八歳のもの特別少年部に加入することとし、十八歳乃至二十一歳のもの國家又は地方政廳の施設に於ける労働組合代表の選舉には参加し得ないことになつて居る。中央又は地方政廳の吏員にして、特殊の團體を有せざるもの、及び官設企業労働者は、各その職業の労働組合に加入するを得ることに規定してある。

労働組合は、その組織上から見て六種になつて居る。即ち同一職業に従事せるもの十名以上を以て組織せる地方組合と、同一地方の全労働者を結束せる地方一般組合と、同一小地区の一

般組合全部を結合せる小地区組合と、小地区組合を合併せる大地区聯合會と、地方職業團體全部を統一せる全國聯合會と、ブルガリア労働者全部を糾合せる全國總同盟とである。それらは凡て各地域に一團體づゝになつてゐる。

地方團體及び全國聯合會は、各その執行機關の任命権を有して居るが、委員の數及びその權利義務は、行政法規を以て之を定める。總同盟の執行機關には、必ず右各全國聯合會代表一名と總同盟大會の任命せる同數の委員とを含むものとする。聯合會及びそれを構成すべき團體の數は國民經濟大臣之を決定し、凡て執行委員は、當該團體の重大性に準じて、全國宣傳局長官又は同大地区長官、或ひは國民經濟大臣の勸告に基き小地区當局者、或ひは労働監督官、若しくは全國宣傳局の地方機關の認可を要する。主管當局者は、執行委員の一部のみを認可することを得るが、その場合には三箇月以内に改めて選舉を行ふか、或ひは職權を以て任命することを得る。

國防法によりて有罪と認められ又は起訴せられしもの、刑法上の罪にて二箇年以上の刑の宣告を受けしもの、又は當該團體の目的及び一般秩序に對して公然反對を唱へしものは、執行委員たるを得ない。執行委員の任期は二箇年であるが、法律に違反せる委員に對しては、任命を認可せし當局者は職權停止を命ずることが出来る。

労働組合の總會は、組合員三百一名以上の地方組合では、二

十五人毎に一名の代表者、三百名以上の地方一般組合では、地方組合長と二十五人毎に一名の代表者、小地区組合では、小地区内の一般組合長と各團體員二十五人毎に一名の代表者、大地区聯合會では、大地区内の全組合長と組合員二百人毎に一名の代表者、全國聯合會では、地方組合長と各團體の總會にて任命せる組合員百人毎に一名の代表者を以て各構成し、總同盟大會は、大地区聯合會長全部及び各組合員二百人毎に一名の代表者にて形成する。

労働組合の豫算は、總會にて決定し、國民經濟大臣の認可を要する。収入は、當該労働者全部の強制離出金と、強制ならざる追加離出金、寄附其の他より成り、強制離出金額は、二箇年毎に總同盟大會にて決定するが、二日間の賃銀又は失業者の場合には一日間の手當の額を超過するを得ない。離出金は、社會保險手簿に貼付する印紙を以て雇主之を徴集し、失業者の場合には労働監督官にて失業手當より差引く。強制離出金を集金した場合には、之を地方組合へ三〇パーセント、小地主組合へ二〇パーセント、大地区聯合會へ一〇パーセント、全國聯合會へ二〇パーセント、總同盟へ二〇パーセントの割合に分配する。

以上の外經過規定もあるが、斯くブルガリアに於ても、労働組合を初め各種の職業團體に對して政府の統制管理が行はるゝ結果は、やがてこゝにも職團主義の一體系が成立すべきは、當然の歸結と云ふべきである。

ユーゴスラヴィア

一九三三年秋に實行せられた全國の労働會議所議員選舉に於けるアムステルダム系労働組合の闘争が豫期に反して壓倒的の大捷に終つたことは労働組合運動に多少の刺戟を與へたかの如くであつたが、同國は以來アレキサンダー國王の專政下に於て社會黨の組織は勿論、自由なる労働運動すら極端に制限せられてゐる。一九三四年マルセーユに於ける國王の兇變もかゝる状態にては何等大なる影響を及ぼさず、寧ろその取締は一層峻厳を増加したに過ぎない。

國王兇變後ユーゴスラヴィアの狀勢は漸く國民主義的要素の擡頭を招來するに至つた。それには隣國ブルガリアに於ける革命の影響を無視するを得ないが、尙この國に於ける獨特の要素を數へることが出来る。第一はナロドナ・オド・ブナーナ、即ち歐洲大戰前から存せる國民主義者團體、第二はユーゴのヒトラーと稱せられるコスタ・ベチナツ氏を首領とする以來のコミタチスに關聯する諸團體、第三はアレキサンダー國王の統一政策の徹底化運動、而して最後に最近勃興したフリスストである。

國王兇變後攝政パウロ親王は所謂「國民内閣」の組織の日を待つた。その日は對ハンガリア問題に端を發して首相と外相との間の溝渠が曝露せられウヅノヴチ内閣が瓦壞した一九三四

年十二月十九日に到来した。新内閣は十二月二十一日に成立した。閣員十四名中セルビア人系九名、モスレム人系一名、クロアイト人系三名而してスラヴ系一名で、前外相ボグス・イテフ・チチュ氏を首班とする明確なる國民主義的フランス的傾向を示してゐる。それは將來に於ける勞働運動に何等かの變化を齎らすであらうことを暗示するものである。

ユーゴスラヴィアも亦他のバルカン諸國と同じく農業國でその勞働運動も亦格別注意すべきものはない。

一九三四・二一・一四一六、ユーゴスラヴィア勞働組合總同盟はサラエヴォにその通常大會(通常大會は各三年に一回)を開催し、三十七組合、三萬人を代表する出席者を迎へ、アムステルダム・インターナショナルの代表者も出席して大會を賑はした。大會は四十時間乃至四十八時勞働制、製麵業及婦人兒童の夜業禁止、團體交渉による勞働條件の規約、失業、養老及び災害社會保險の實施、徒弟制度の規制、年齢十四歳迄の無料教育保證、結社の完全なる自由、勞働組合が他國の合法的諸團體と提携し得る完全なる自由の獲得等の要求を決議した。更に大會は經濟問題に關し輸出入に對する統制會議を設置し、外國貿易を國家の獨占に歸せしむること、關稅同盟の締結、トラスト及カルテルの國際的及び國內的統制を主張してゐる。銀行、保險、商業及工業使用人大會

一九三四・五・二〇―二一ベルグラードに其大會を舉行した。大會はその決議により商業使用人に就ては一日八時間、銀行業に於ては六時間勞働制を採用することを主張し、現行規定による解雇豫告期間六週間の規定を一層明確にし、勤務二年半以上に達するものは解雇の場合手當を給し、最低賃銀制を定め、關係勞働組合の實施してゐる職業紹介事業を公立紹介所に合併せしめ、外國人雇傭を一層制限し、使用人年金制度を擴張して之を失業保險に併合せしめることを主張してゐる。

ルーマニア

所謂「強力政府」の組織により議會を一舉に解散し、外交に於ては親佛政策から親獨政策に一大轉換を期圖せんとし、之がためクーデターを敢行せんとする空氣は極めて濃厚であつた。元來この計畫は前首相アヴェレックス氏が前藏相アルゲトイアタ氏及び自由黨脱黨者と結んで秘策を廻らし、その背後にはカール陛下が糸を引いてゐるとさへ噂を生んでゐた。一九三四年五月は將にルーマニアの政界も累卵の危きを見せたが、多年軋轢の激しかつた現政府黨たる自由黨は農民黨と相結んで議會政治擁護に邁進し、外には、今日のルーマニア對外政策の責任を一身に背負ひ、特に佛國の信認の厚いティツレスク外相に對する佛國の支援とは漸くにしてルーマニアをして辛うじて危機を脱せしめるを得た。

ルーマニアは他のバルカン諸國と同じく全くの農業國である。總人口一千八百萬中八〇%以上が農民人口の占むる所である。かくて同國の工業勞働運動が極めて微弱なるは自然の理である。加之、國王に對する一部人民の不信、國內に於ける民族的軋轢、恐慌に基く農産物價格の極端なる低落等々幾多の事情は勞働運動を一層不振ならしめるのである。

一九三四年四月、政府は國民經濟回復の手段として農村經濟の活力を刺戟するため一種のモラトリアムを實施した。この法令の定める所によれば、農民の負擔支拂を事實上十五年間延長するのみならず、負債の或る部分は國家に於て負擔し一種の徳政が試みられることとなつた。今次の内容は、農民にしてその債務を一年以内に完済する場合にはその債務額の七五%を免除し、債務を十五年以内に完済する場合には同五〇%を免除する。但し都市に於ける土地抵當債務は二五%のみを免除することを定めてゐる。

政府は國の財政難對策の一として一面に於て官吏の整理及び俸給引下を計畫するとともに、他方かゝる整理の結果生ずべき失業殊に知識階級の失業緩和の一策として國民勞働保護法を發布した。

國民勞働保護法

ルーマニアに於ては早くから俸給使用人及び勞働者としての外國人の就業に關する制限を定めてゐる。即ち一八八七年の法

律がそれでその後一九一二年に改正を見た。然るに一九三四年七月十六日の國民勞働保護法はこの一八八七年の規定を更に擴充するとともに外國人の就職を一層制限するに至つた。

國民勞働保護法によればルーマニアに於ける總ての企業は法律所定の從業員種別に應じ、所定種別從業員總數中八割以上はルーマニア人を以て充つべきことを原則的に定め、會社の重役會々長、重役及び委員に就ては五〇%以上をルーマニア人を以て充つべきことを含んでゐる。

法律は從業員を次の六種に分類する。第一は責任ある管理を行ふ者、第二は責任を有する技術員、第三は事務員、第四は技術員、第五は熟練勞働者、而して第六は不熟練勞働者これである。然し會社の常務取締役及び主任者は上述の六種別に屬せざるものとし、外國人を以て充つることを自由としてゐる。而して從業員二十名を超へざる企業に就てはその外國人を雇傭し得る割合に就ては別に商工大臣が決定するものと定めてゐる。

國民勞働保護法は更に將來設立せられる新産業に就て特別の規定を設けてゐる。即ち將來設立せられるとあるべき新産業企業にしてその性質上特に多數の外國人の雇傭を必要とするものは、設立後二年を限りその期間所定割合以上の外國人を許可を得て雇傭することを認むるとともに、この所定期間經過後自國人を以て代らしめるがためこの特定期間内にルーマニア人の技術的訓練をなすべきことを含んでゐる。

また同法は國防に直接關係ある企業に就て特別の條項を定め
てゐる。國防に直接關係ある企業とは鑛山、運輸、軍需品、爆
發藥、瓦斯又はその他の基本的要素の製造、動力業を指し、是
等に就て外國人を雇傭し得る割合は特に任命する委員會の提案
に基き毎年一回商工大臣が決定することゝなつてゐる。

この法律の實施のためルーマニアの總ての企業はその従業員
の氏名、職名及び俸給又は賃銀額を記入せる名簿を一九三四年
末までに商工省に提出し、總てこの法律の規定に違反するもの
は各場合に罰金若しくは廢業を命じて遵守を嚴重にしてゐる。

労働組合總同盟大會

三年一回の總同盟の大會は一九三四年十月二十八日より三十
日までブカレストに於てイオン・フルエラス氏司會の下に全國
組合十四、地方組合二五一、その組合員總數四一、六二五人を
代表する代議員參加して舉行せられた。

執行委員は政府が國際労働條約の實施に冷膽なるを論難し、
工場監督官の擴張を必要とする理由として十四歳以下の兒童が
製麵粉業や硝子工業に於て晝夜酷使せられてゐる事實を例示し
た。

最後に大會はその決議として労働爭議法の修正、結社自由權
の確立、官吏の組合加入の法認、四十時間労働制の實施、週休
制度の擴張及び強制、工場監督及び制度の擴充、労働契約法の
改正等を要求し、失業對策として公私事業に於ける四十時間勞

働制を主張し、特に失業多き産業に於ては一週三十六時間制を
即時採用すべきことを要求した。

私企業俸給使用人組合聯合大會及ルーマニア官吏同盟大會

私企業俸給使用人組合聯合大會は一九三四年三月一六日ブカレ
ストに大會を舉行した。本大會は政府の企劃してゐる官吏待遇
の改正(昇進及び俸給修正)が私企業に影響を與へるであらうこ
とを豫期し、現在立法による既得權の維持、社會立法違反者の
嚴罰徹底化、商店々舗以外の商工業に於ける一週間労働四十二
時間制度、現在の銀行營業時間の維持、日曜日規定の嚴守、
労働會議所の制度を改正し現在に於ける小製造業者代表議員を
廢し純然たる従業員代表機關たらしむべきことを決議した。

ルーマニア官吏同盟大會は一九三四年六月十七日より二十四
日までブカレストに臨時大會を開いて政府の起案せる官吏待遇
改正(條件惡化)に關する討議を行つた。之より先き、ルーマ
ニア官吏及び労働者一般組合はこの問題に就て政府に覺書を提
出し、政府の官吏及び労働者待遇改正案を非難し對案を示して
ゐる。

この一般組合の覺書は政府今般の計畫を以て政府所期の節約
を達成し得ざるものとし、現在一年間に於て死亡若しくは退職に
よる政府従業員減少は約一萬三千人なるを以て極力その補充
を避け、假りに止むを得ざる補充を行ふも之を一千人に止むる
ときは一年約五億レイの節約を生じ得べく、尙ほ之を以て不足

とするときは停年制度を實施することにより一年約七億五千萬
レイの節約を達し得るとし政府原案に對する決然たる反意を示
し、而して左の決議を採擇した。

官吏規則は之を全面的に適用し、之に矛盾する諸規定を即時
廢止し、凡て官吏に關する法案は必ず豫め本同盟に諮問すべき
こと、行政官の新任命は今後三年間停止すること、俸給は月額

最低三千レイ、最高二萬レイとし、單純なる俸給令を定め、他
の特別手當を一切廢止し、公的委員の手當は全廢すること、技
術官にして事務官の職務を執行する者には事務官俸給令を適用
すべきこと、邊境地域に於て職務する官吏は本俸に對し五割の
手當を附與すること、恩給法を改正し官吏間に於ける不平等を
矯正すべきこと等々。

(吉田巖、水上鐵次郎)

國

最近世界各國に於いてファシズムは、經濟的不況の深刻化、失業の不斷の増加及び經濟的危機等により益々勢力を増大し、あらゆる社會運動を暴壓せんとする傾向をまし、斯かる情勢は第三インターナショナルの方針を轉向せしめるともに戰線統一問題を再度提案せしむることとなつた。

然るに右提案は再び成功を見ず、共同戰線成立せざるも今回は前回に比し充分慎重に協議せられ、地方的には協定の成立せる國も少なからず出づるに至つた。特にイタリアの如きは、ドイツ、オーストリアと同じく、ファシスト政權強力にして社會黨、共產黨共に國內に在住し能はず、何れも國外に亡命し、そのためファシズム排撃、戰爭反對、ファシスト政府の暴力行爲に對する闘争等の分野に於いては、統一提携を有利とし、一九三四年七月兩黨代表者商議の結果、戰線統一條約の調印を見、又フランスに於いても、二月のパリ暴動の結果、フランスのファシストの意外に強力なるに不安を抱き始めた民主主義者の工作により、戰線統一運動は進められ、七月二十七日兩黨代表者より成る戰線統一委員會に於いて共同戰線に關する條約案が可決せられ、イタリアに於けると同じく、ファシ、排撃、戰爭

際

反對、投獄中の反ファシスト主義者の解放運動に於いて協力すること、兩黨何れかの黨員が逮捕せられたる場合には一方の黨は他を支持救済すること等が定められ、尙ほ共同闘争遂行中兩黨は互に他を攻撃せず、共同戰線以外の分野に於いては兩黨の理論戰術並びに黨員獲得は自由なること等も約されるに至つた。然るに他方、チエコスロヴァキア、スペイン、イギリス、オランダ、スウェーデン等、未だデモクラシーの強力なる諸國に於いては兩黨は依然對立して居り、共產黨の戰線統一提案に對し拒否の態度を持續してゐる。

共同戰線運動は又、第二、第三インターナショナルの間に於いても本年度の重要な問題であつた。

一九三四年十月十五日共產黨インターナショナル代表カチン氏及びトレン氏は、第二インターナショナル代表ヴァンデルヴェルト氏及びアドラー氏と、ブリュッセルに於て會見し、共產黨インターナショナルより、スペイン労働者救済に關し戰線統一をなすの案を手交した。ヴァンデルヴェルト、アドラー兩氏は之を受理し、之に對しては第二インターナショナル執行委員會に諮りて回答せんことを約した。

國

社會主義國際執行委員會

社會主義インターナショナル執行委員會は、十一月十三日より十六日までパリにおいて開催され、重要な議題の一として戰線統一問題が上程された。左翼派なるフランス、スペイン、スイス、ベイン、イタリア、ポーランド、オーストリア等の社會黨は、「歐洲におけるファシズムの強力化、之に伴ふ戰爭の危機と戰はんがために第二インターナショナルは、第三インターナショナルと提携すべきであり、之は又労働階級の要望でもある」旨述べ、共同戰線のため共產黨インターナショナルとの討議を開始すべしと主張した。しかしこれに對して共同戰線は時機尙早なりとなす本部案はイギリス、オランダ、スウェーデン等之を支持し、白熱的討論の後投票の結果本部案が可決され、共同戰線は再び葬り去られたのである。

しかし、本部は、一九三三年三月の大會に於いて、第二インターナショナル本部が第三インターナショナル本部と協議をなし、戰線統一の態度を決するまでは各國社會黨は共產黨と提携交渉をしてはならないと指令したにも係らず、フランス、イタリア、オーストリアに於いてはこの指令を無視して提携を樹立し、本部は之に對し是等各國に於ける新情勢が止むなく提携せしめたることを認め、以後各國加盟政黨は共同戰線を樹立する自由を有する旨宣言した。

かく第二インターナショナルが第三インターナショナルとの戰

線統一を肯んぜざるは、第三インターナショナルの提案は常に誠意を缺き、その目的とする所は、共同戰線の名に於いて、第二インターナショナル内部を攪亂し、その所屬社會黨員を獲得し、労働階級の間にヴルシヴィズムの影響力を擴めんとすること、及常に共產黨の社會黨を罵倒することに依るものである。之は各國の社會黨共產黨に於いて同様の傾向を示して居ることである。

アムステルダム・インターナショナル

一九三四年の國際労働總同盟(I.F.T.U.)の活動は、前年に引續いて、ファシズム排撃と戰爭反對運動に集中された。而して殊に重要なものは、ナチス政府の彈壓を逃れて國外に亡命せるドイツ、オーストリア人の救護事業及スペインの反動政府の壓迫下にある労働者の救護問題であつた。

一九三四年二月十四日パリに開催されたI.F.T.U.の執行委員會は、オーストリア事件に關し、「正義と自由のために生命を賭して居るオーストリアの労働者に對し深甚なる同情を表すると共に、全世界を擧げて、これが後援と助力を惜まざる」旨の宣言書を發表した。

又一九三三年八月ブリュッセル市に於て開催された大會の決議に基き、マッテオッチ基金への寄附勸誘が著々實行され、同年末迄に労働組合、労働黨、英國労働組合評議會、英國労働黨等より、七萬六千スイス・フランを集める事が出来た。この外フラン

ス(十萬フラン)ベルギー(十七萬八千ギルダ)スキス(十萬スキスフラン)チエコスロヴァキア(四十五萬クロネ)デンマーク(六萬クロネ)ザール地方(七萬五千フラン)等諸國には、亡命者の移住が殊に多かつたために、それ等各國に於て募集せられた基金は直ちに國內居住の亡命者のために費消されたのであるから、これを合すればマテオッチ基金は非常なる巨額に上るべく、一労働組合團體が行つた國際的救済事業中最大なる物と云ふ事が出来るであらう。

又I.F.T.U.は、一九三三年五月國際労働局に、ドイツ亡命者の移住せる諸國に於てはそれ等亡命者に公民権を與へ、職業紹介をなす等の便宜を図るべく、これが國際協定締結に盡力せん事を要求した。同年七月開かれた國際労働會議は、この案に多少の修正を加へ、直に國際聯盟に移牒した。國際聯盟が同年十一月、ユダヤ人及びドイツ、オーストリア人亡命者救済委員會を任命したのは、I.F.T.U.の提案に基いたものであつた。

I.F.T.U.は直に労働者代表を委員に送るべく交渉を開始したが、同委員會は、政府代表のみを委員となす機關であつたので、正式委員となる事は許されなかつたが、亡命者中に労働組合員多數を占むる事情に鑑み、世界最大の労働組合團體たるI.F.T.U.をその補助機關として任命する事に決定を見た。而して第一に着手すべき事として、同委員會は、I.F.T.U.各加

盟團體の助力により、亡命者の人數、職業、出身地、旅行券、身分證明書等を調査登録し、以て同委員會の詐欺的又は不法利用並にナチススバイの侵入を防止する事とした。

スペイン問題は、一九三四年十一月十三日より十六日までパリに開かれたる執行委員會に提出され、スペイン政府の非人道的暴虐に絶對反對なる事を聲明し、殊に労働組合運動に關し、十二月三日に開かるべき國際労働局委員會に出席の、代表カブレロを投獄し、出席不能ならしめるは、全スペイン労働者の惜しむ所にして、直に釋放すべきを主張し左の如き決議文を發表した。

「I.F.T.U.執行委員會は、反動とファシズムの暴力に對し、敢然デモクラシーと自由を守らんがために戦へるスペイン労働者に加へられたる報復を、スペイン政府の不名誉として抗議する。又ファシスト專制への準備として労働者の權利と自由を抑壓せんとする政府を排撃し、人道正義のために不法監禁及處刑を停止せんことをスペイン政府に希望する。」

又同時に、ジョー氏及びメルテンス氏は、スペイン共和國大統領に宛て、下獄中のカブレロ氏をして、十二月三日の國際労働局委員會に出席し能ふやう取計らはれたき旨電請した。

一九三四年度中央委員大會は八月二十七日より二十九日に至る三日間、ウエイマスに於て會長シトリン氏司會の下に開催された。十五箇國の加盟團體代表の外、アイルランド、ノール

ウエイの労働組合代表、社會主義インターナショナル、國際労働局代表等も出席した。

先づ會長シトリン氏は、開會の辭に於て、英國労働組合評議會(T.U.C.)の行ひたる運動に従事したるため、追放を受けたドルセワト州労働者の百年記念について述べ、又オーストリアのために一致協力して行はれた救済事業に讃辭を呈した。氏は又、經濟的、社會的見地より見て、ファシズムは峠を越したること、従つてI.F.T.U.の今日の義務は、「デモクラシーに歸れ」のスローガンの下に、全力をあげてファシズム反對運動に一致協力する事であるとの確信をのべた。

次に、アメリカ労働總同盟(A.F.L.)との提携に關し、アメリカ婦人服労働者組合(A.F.I.加盟組合中第三位なり)代表は、兩同盟の將來益々緊密なる關係を保たんと希望し、シトリン氏は、A.F.L.が、國際労働局に加入せるを祝し、今後アメリカ労働者のため諸國と協力して活躍せんことを希望する旨述べた。なほ、サンフランシスコに開かるべきA.F.L.大會への招請に對し、シトリン氏が出席することゝなつた。

I.F.T.U.の組織改造問題もこの日協議されたが、労働組合書記局(I.T.S.)加盟組合は完全なる獨立自治を得たき希望を有し、之に關してはI.F.T.U.、I.T.S.の合同委員會を組織して協議することゝなり、總同盟より、シトリン氏、ジュオI氏、シニヴェネルス氏、書記局よりは、フィンメン氏(運輸國際)、

ジョウ氏(紡績國際)、スピークマン氏(技術家、事務員國際)、ウイン・デル・ヒーク氏(被服業國際)及びジョング氏(工場労働者國際)等委員として任命された。

第二日には、ファシズム反對問題が提出された。シニヴェネルス氏は、之に關して左の如く報告をして居る。

ドイツの如きファシズム專制の下にある諸國の労働組合の完全なる潰滅、組合運動の崩壊は、I.F.T.U.をしてファシズム反對運動を第一義とすべき事を示してゐる。ドイツ、オーストリア、バルト沿岸諸國及びその他ファシシ化せる諸國の情勢は、労働組合運動を極度に困難ならしめ、特に長期に亘る經濟危機失業と相俟つてファシズム反對運動を不利に導いてゐる。それにも係らず各國の反ファシズム運動は、次第に勢力を得て來て居る。デンマーク、スキス、チエコスロヴァキア等に於ては、ファシズム團體の粉砕されたものも多數にのぼり、是等は皆組合の活動の結果による物である。然乍ら一方、ポーランド、ハンガリア、バルカン諸國等の如くドイツ、イタリアのファシズムの影響をまぬがれ得ぬ國に於ては、組合の活動も阻止せられ勝である。I.F.T.U.の取りし、對ファシズム・ポイコトも諸國に於て、特にオランダ、ベルギー、スキスに於て相當効果を得たる事も報告された。なほドイツ、オーストリアに於ける情勢及びこれに關連して労働組合のなすべき事が種々協議せられた。

なほ特に興味ありしは、ドビシユ氏のザール地方に關する左の如き報告である。

「ザール地方に於ては、ナチスの暴力行爲は、ベルリンより支持を受けてゐるが故に之が反對運動は困難を極めてゐる。我等同志は祖國に對する反逆者と呼ばれる事にも動かされず、國際聯盟の我等に保證したるところの思想の自由、労働組合の自由のために戦つたのである。國際聯盟の亡命者救済委員會の設立せられたのも一に労働組合員の力によるものである。而してなほ、組合員は、ベルリンよりの命令によつて行はれる暴力行爲に敢然と生命を賭して戦つて居るのである。」

大會は右報告中にある如きザール地方労働組合の反ファッショ闘争に對し深き同情を表し、殊に一九三五年一月に行はるべき國民投票に關し十分なる支持を與ふべき事を約した。而して之に關連して、他のフランスム専制下にある諸國に於てI.F.T.U.の取れる手段について、之が著々功を奏して居る事が報告された。

第三日には、戦線統一問題が上程されたが、左の決議文の示すごとく、否決となつた。

「一九三四年八月二十七日より二十九日までウエイマに於て開かれた中央委員大會、はジュネーヴィエの報告に基き戦線統一問題を考慮したるも共産黨並にモスコイ赤色労働組合インターナショナルの戦線統一及提携に關する提案は何等誠意なき策略に過ぎざるものと斷言す。又労働組合運動の分裂及衰微に對し、「自由なる」労働組合に

長年敵對せる赤色労働組合インターナショナルこそ責任を負ふべきものである。而して、I.F.T.U.は一九一九年以來、絶えず労働組合運動統一のために努力を拂ひ來り、戦線統一は今日こそ最要なりと考へるが、I.F.T.U.のみが全世界の労働者の提携し得る唯一の團體である事を確信して居る。而して全労働者の來りてI.F.T.U.に加盟せる労働組合に加入せん事を望み、共産黨労働組合、及、赤色労働組合インターナショナルが解散してその組合員のI.F.T.U.に復歸せん事を切望す。」

同日午後、戦争反對運動及び軍縮問題に關しフランス代表ジュネーヴィエより報告説明があつた。右によれば現下諸國に於ける政治的危機はフランスムの發展と相俟つて益々戦争勃發の危険を多からしめて居るが、之が對策として、諸國民衆の最後の希望たる軍縮會議の再開を要望し、戦争防止の最效果的手段として、軍需品の民間製造を阻止し、之が、製造、販賣、運輸等に關しては國際的に管理統制するの案を提出すべきであり、國際聯盟は、諸國間の政治的經濟的紛争を、國際裁判により解決をなし、戦争を未然に防止し萬一之に應ぜざる場合は、侵略國として、ボイコット、總罷業等の直接行動に訴へて戦ふべき旨の決議を可決した。

業別國際労働組合大會

アムステルダム系統に屬する業別國際労働組合聯合會(I.T.S.)は、最近二十九團體あり、その加盟組合員數約千四百萬人

に達して組合員數に於ても又加盟國數に於いても漸次増加の傾向あり、その加盟團體の所在地は全世界の三十七箇國に亘りて六百餘團體に達して居る。左に三四年度に於て大會を開催せる二三の業別インターナショナルにつき紹介する。

炭坑業 國際炭坑夫聯合會は、一九三三年初頭加盟組合員百七十五萬三千七百二十二人を有し、業別インターナショナル中第三位を占むる一大國際團體を構成し、その加盟團體も一國一團體に纏つて居り、結束最も鞏固なるものである。近年一般經濟界の不況により炭坑業も甚しく不振に陥り、それが爲め組合員數も減少したが、最近再び恢復の徴候があり、ドイツ及びオーストリアの炭坑組合の破滅ありしにもか、はらず、一九三四年四月現在百六十萬五千三十四人に達して居る。

坑夫インターナショナルでは、一九三四年八月六日より九日までフランスのリル市に於てその大會を開催し、十箇國の代表百十九名が出席した。

今回大會に於ける重要問題は、炭坑に於ける労働時間の件で之に關しては、長時間に亘つて討議あり、大會の可決した決議には、

「本大會は、各國政府及び雇主が、一九三一年炭坑労働時間(一日七時間四十五分)條約案批准につき、何等相當なる根拠なきに、之を阻止しつゝある態度を不可とするものである。炭坑労働者は、全労働者の爲め一週四十時間制を要求する點に於て、アムステルダム・イ

ンターナショナルを支持し、且それと意見を同じくするものである。然しながら我が國際炭坑夫聯合會大會が一日七時間制要求を決定して以來技術に於て合理化に於て一層の發達をなし、その結果労働生産力を著しく増加せると共に、労働者の危険も増加したるに、本大會は、捲揚時間を加へて一日六時間労働制度を要求する。」とあつた。次に戦争及びフランスム排撃問題も、亦今回大會の重要問題で、之に關して一大論議も惹起したが、大會は、

「國民主義とファッシズムとは、國際協調にとつてのみならず各國労働階級の自由と權利と文化的資産にとつても脅威たるものである。……本大會は、列強諸國に對して凡ゆる軍備活動の停止を要求すると共に、世界平和の爲め全世界の労働者が要求せる軍縮協定並びに經濟方面の協定を要求し……加盟團體に對して、戦争とファッシズムの危険につき一般公衆の啓蒙に努力すべきことを命ずる云々」と決議した。

尚ほ從來坑夫インターナショナル會長たりしイギリス代表ピター・リー氏老齡にて退職し、又大會に於て組織改正の議成つた結果、國際事務主事アキル・ドラットル氏も辭任し、國際事務は會計と合併して、イギリスのエッビー・エドワーズ氏が主事に就任することとなつた。

帽子製造工

國際帽子製造工聯合會大會は一九三四年八月五日より七日までチエコスロヴァキアのライヘンベルグ市で開催されたがその重大議事の一として労働時間問題が議せられた。同大會に於て、一週四十時間制に關するアムステルダム・インタ

「ナショナルの綱領を確認し、進んで、四十時間制度は、それが各国に於て、各産業の労働組合が宣傳の結果國內的に施行し得し時始めて國際的に實現し得るものなれば、本大會は、この改善をば、工業化し合理化せる諸國に於て實行すべく凡ゆる努力をなすべく、加盟組合に切望する」旨決議した。

帽子工國際大會では、國際労働組合運動組織改造及び同種職業團體合同の件も上程され、熱心なる討議の結果、從來問題となつて居つた被服工インターナショナルとの合同等に關して、「合同の爲め、本インターナショナルを解散することは、原則としても、又實際上に於てもその必要を認めず……この態度は、職業的嫉視又は敵意より出でしにあらざして、能率上の考慮より出する」旨決議するところがあつた。

尙ほドイツ及びオーストリアの組合解散の結果、執行委員會の年次定期會合を廢止することとし、執行委員會は必要に應じて、主事之を召集し、その他の期間は書記局と執行委員とは通信聯絡をなすこととなつた。尤も主事は、會長及び副會長の承諾、或ひはそのいづれかと中央委員會との協定の上でなくては何等の決定権を有さぬこととなつた。

被服工 被服工國際聯合大會も、一九三四年八月二十三日及び二十四日の兩日ロンドンに於て開催された。上程議事中には合衆國の産業復興法や、獨逸に於ける政局などの問題もあつたのは、注目された。

は、一九三〇年には百八十五萬九千九百三十八人あつたが、その後減少して一九三四年は僅かに六十六萬八千三百三十五人にすぎない状態となつた。之は主としてドイツ及びオーストリアの労働組合潰滅の結果であるが、其の他の理由としては、不況の結果減少した國々、例へばフィンランド、フランス、イギリス、ハンガリア、ポーランド、ルーマニアの如き例もあると云はれる。尤もベルギー（一萬）、チェコスロヴァキア（七千）、デンマルク（三千）、オランダ（一萬五千）、スペイン（七千）、スウェーデン（二千）、スイス（一萬三千）、及びユーゴスラヴィア（一千）等に於てはいづれも加盟組合員数の増加が報告されて居る。

金屬工國際聯合會の第八回大會は、一九三四年八月二十日及び二十七日の兩日間ロンドン市で開催されたが、今回大會に於ける主要議題は、従業時間短縮及びフラスム排撃の二件であつた。

聯合會主事カ・イルグ氏は、大會に於て、労働時間短縮問題に關する決議案上程の際、目下各國とも失業の増加甚しく、もしそれらの失業者數に加ふるに操業短縮又は輪番作業に従事せる労働者をも考慮に入ると、場合には、従業時間は一週三十時間を以て適當と見做す旨説明し、各國の雇主團體が労働時間短縮反對の理由として、生産費の増増をあげてゐるのを反駁して、機械製造業の生産費中賃銀として支拂はるゝ部分は僅かに二割乃至二割五分にすぎず、又製鐵業に於ては一割乃至三割二分にすぎざることを指摘した。斯くて大會は、「現下の危機は、一般生産状態の根本的變革なしには解決し得ざるものたるを以て、本大會は、就中失業緩和の爲め、一週労働時間を四十時間に短縮し、且之は四十八時間制の下に於けると同額賃銀に於て行ふことを眼目とすべきことを要求する。斯くて、多數の失業者を再雇し、又景氣恢復に多少の貢献をすべき」旨決議した。

次にイルグ氏は、戦争及びフラスムに關する決議上程に當つて、今や自由の擁護こそ重大問題なる旨を述べ、「或る程度の自由の認められざるに於ては、労働運動とその目標及び文化的進歩の存続は不可能である。苟しくも、文化の發達せる人類にとつては、政治的、經濟的、精神的自由なき人生は無價値である」と痛論した。この問題に關する大會の決議には、「目下軍縮會議々長ヘンダーソン氏の管掌に屬する軍需品製造輸出に對する一般監督に關する國際條約案の起草を出来るだけ迅速に行ふべく」國際聯盟に對して要求されて居つた。

金屬工労働組合國際聯合會本部は、前年ドイツに於けるヒットラー政権成立後、ベルリンよりベルヌへ移轉したが、今回大會に於て當分ベルヌに存置することが承認され、役員改選の結果イルグ氏主事に留任し、執行委員としては、チェコスロヴァキアのハンブル、デンマルクのシャルベル、フランスのシュヴァルム、イギリスのマクケンナの諸氏が選出された。

飲食料品労働者 加盟組合員數二十餘萬を有する飲食料品労働

アムステルダム系統國際労働組合運動内部では、最近組織改造問題が起つて居り、被服工インターナショナルの今回の大會でも、イギリス代表よりこの問題が議案中になきことを指摘されし結果、同インターナショナルとしては、殆んど同時にロンドンで集合せるアムステルダム・インターナショナル執行委員會及び中央委員會に於て議事の経過を見て、同問題に關する態度を決定し、次回大會に提出することとなつた。

大會中、ドイツの形勢に對する被服工インターナショナル本部側の政策に對する批評のあつたのと、合衆國の加盟團體たる婦人労働者組合代表のルーズヴェルト大統領の「新方針」に關する報告が異常の緊張を以て聴取せられたのは、時節柄興味ある現象であつた。又合衆國の未加盟團體の代表も一名出席して居り、大會の模様參觀の後、同組合も加盟すべきことを申込んだので、之は、スペイン及びフィンランドの新加盟組合と合して、ドイツ及びオーストリアの脱退を償ふて餘りあるものと認められた。

役員改選の結果、前執行委員全部留任となつたが、ドイツ代表ブレットル氏のみは、特別執行委員として就任することとなつた。

金屬工業労働者 金屬工業労働者の國際労働組合聯合會は、アムステルダム系統の業別インターナショナル中でも有數の團體であつたが、最近發表されし報告によれば、その加盟組合員數

者國際同盟會では、一九三四年八月三十日より九月一日まで三日間に亘つてその大會をアムステルダムに於いて開催したが、當時十箇國の加盟組合十團體、組合員合計十四萬を代表する代議員五十六名の出席を見たが、爾餘十七團體の代表は出席しなかつた。

主事シッフルシユタイン氏の大會に提出せる報告には、同盟會が、パン製造業に於ける深夜業廢止、小企業に往々見らるゝ住込制度の撤廢、業務上疾病の豫防、國際勞働組合運動改造の爲め種々なる努力をせることが述べられてあつた。

今回の大會に於て注目すべき議事としては、飲食料品工インターナショナルの擴大強化及び國際勞働組合運動改組問題があり、之に關して大會は宣言書を發表したが、それは未加盟諸國の組合に對して加盟を勧誘すると同時に、フランスの彈壓下にある諸團體に對しては、協同一致の精神に基きて之を援助すべき旨を述べ、進んで各國勞働組合に對して、事情によつては加盟關係以外の何等かの方法にて、聯絡協力を行ふべき目的を以て調査を開始すべきことを執行委員會及び中央委員會に對して指令し、尙ほ國際勞働組合運動の機構をば、根本的の改革までに至らずして、例へば業別インターナショナルの數を減少する如き方法によつて改造すべきことを要求したるものもあつた。

次に大會は、加盟團體に對しては、立法又は團體協約によりて、パン焼業の深夜業の廢止、一週四十時間制、有給賜暇、住

込廢止等を要求すべきことを指令し、萬一深夜業廢止に關聯して争議を起したる團體に對しては、本インターナショナル本部は財政的援助を興ふべきことを決議した。尙ほ住込制度廢止に關しては、之を國際勞働會議の議題とすべきことも決議された。

國際勞働局關係の決議には、右の外、製粉業に於ける或る種の疾病(Dysentery)をば、業務疾病補償に關する條約案の病名表に追加するに至るまでに、該疾病に關する調査の進捗せるや否やを國際勞働局に問合はすべきことも決定した。

最後に、大會は、アムステルダム・インターナショナルの社會立法綱領をば採擇し、アムステルダムの國際經濟計畫化運動を支持する旨決議するところがあつた。

製陶勞働者 製陶勞働者國際聯合會(加盟組合員數約四萬人)の第八回通常大會は、一九三四年十一月十日から十二日迄パリに於て開催された。各國代表の報告によれば、デンマークとイギリスを除く、殆んど全ての國に於いて各國經濟のアウタルキの傾向と日本商品の進出の結果製陶勞働者は、未曾有の失業に苦んでをり、その危機を脱する最も良き手段は、勞働時間を四十時間に短縮する事であるとなし、その實現のために協力すべき事を加盟團體に要望した。

本聯合會とガラス工、工場勞働者國際聯合會との合同問題についても討議が行はれたが、結局この提案については更に考慮

する事を決議したのみであつた。

本聯合會の本部は、チコスロヴァキアのテブリツシ、ナウに設けることに決定され、ロル氏が、國際主事に任命された。次回大會は一九三七年中にイギリスに於いて開催される豫定である。

ペンキ工 國際ペンキ工組合聯合會本年度大會はコペンハーゲンに於て開催せられ、諸國に於ける七加盟團體の代議員が之に參列したが、二三の加盟團體は經濟上の理由から出席不能に陥つたとのことであつた。

大會に於て本聯合會と木材勞働者國際聯合會との合同に關する提案が長時間に亘つて討議せられたが、結局五票對二票にて否決せられた。その外大會は加盟者の決定、歐洲以外の諸國との關係等の内部的問題を審議した。

ランシング氏(オランダ)國際主事に選任、執行委員會はイギリス、スウェーデン、デンマーク及びオランダのペンキ工組合代表者によつて構成せられることに決定せられた。

智能勞働者 オーストリア、ベルギー、フランス、イギリスオランダ、其の他諸國に加盟團體を有する智能勞働者國際同盟はその第十二回大會を一九三四年九月二十四日より二十七日迄ロンドンに於いて開催したが、本大會には、諸國代表の外に國際聯盟、國際勞働局、國際藝協協會等の國際諸團體よりのオヴザーヴァー及び國際記者聯盟、國際婦人會その他イギリス諸團體

よりの代表者が列席した。

本大會の可決した決議は左の如きものであつた。

一 失業問題 社會の基礎的地位を占める智能勞働者の失業問題は、國家的にも國際的にも特に考慮すべき問題として、失業手当制度の確立、智能勞働者の再教育機關の設立等の救済法を急遽實現すべきである。しかしこれ等施設は一時的の物たるべく智能勞働者及非筋肉勞働者の失業問題と雖も一般失業問題の一部として、勞働時間の短縮、失業保險の擴充普及非筋肉勞働者の計畫的監督を考究する事が必要である。

二 建築師の稱號の保護 建築師の稱號の使用が法律の取締を受けて居ない場合に於ては、それは屬々無資格者に亂用された、ために建築師は無統制なる競争を餘儀なくせられ、同業者の過剩、従つて失業者を増し引いてはその職業的地位の低下すら齎すが故に、建築師の稱號を使用する者は全て所要の資格を有すべき事は、公益上、又彼等に托せらるゝ仕事の性質上必要缺くべからざるものである。建築師の稱號の取得並に使用條件を規制し、所要の條件を具備せざる者はこれが使用を禁止すべき國際條約に關して智能勞働者諮問委員會の注意を喚起する事。

三 テレヴィジョンと放送 著作家作曲家協會國際同盟と協議したる上、大會は、ベルヌ條約の第三條及第十一條の二を左の如く改正する希望を有す。

第三條 特に規定せられたる場合を除き、第一項により附與せられたる認可は、第十三條に定むる機械器具によりて放送を記録するの認可を含まず。

第十一條の二 文學及藝術作品の著作者は

- 1 放送、又は、文學、音樂、繪畫傳送のあらゆる手段により、その作品を公衆に發表する事。
- 2 かゝる作品をあらゆる有線無線の的手段により發表する事。
- 3 放送せらるゝ作品を、如何なる手段によるを問はず、特に擴譯機又は類似の放送手段により之を公衆に發表する事を認可する權利を享有す。

四 文學及び藝術作品の保存 大會はフランスの提案を承認す。

一切の文學及藝術作品は削除訂正を受くる事無く社會に保有さるべき事。これがためには作家の後継者による作品の冒瀆をも保護するの必要あるに鑑み、作家の死後發行權は後継者の物質的利益を障害する事なく適當なる智能労働者團體に移管すべきである。

なほ之が實行方法は書記に考究を一任する。

五 有償公共財産 大會は、ベルヌ條約改正のため開催さるゝブリュッセル會議に於て、有償公共財産問題の國際的重要性の認めらるべきであり、この問題について諸國政府に對し左の如き勸告をなさんとするものである。

「普通の著作權有效期間満了後、作家の直接後継者の物質的扶助、文學及藝術作品の保護、並にその職業團體を通じての藝術家及著述家の一般狀態の改善を規定する一種の徵稅制度を設置せられん事を要望す。

六 智能労働者と工業 イギリス代表提出の報告書を考究したる後、大會は之に附帶せる左の決議を可決した。

「近き將來の特徵となるべき國家的計畫經濟に於いて事務労働者が、その工業上並に公務上に於ける職能を有効に發揮し得る最大限度の自由を享有することは重要である。能率増進はかくして確保せられ、工業

は、行政、技術及監督に従事する者の善意により、公共精神のもとに發展せられる。

故に智能労働者國際同盟は、かゝる重要な部類の労働者の影響力は公共の利益のために發揮せらるべきであるとの信念を表明し、社會のために秩序ある自由を最大限度に確保するため、智能労働者は公務の專制的管理よりも民主的管理を希望する者にして、この事は必然的に社會的並に個人的自由の最廣汎なる領域に反映するであらう事を聲明す。」

七 近代のデモクラシー 大會は、イギリス代表提出のデモクラシーに關する報告書を考究し、現下の經濟的困難は如何に大なりとしても、文化の完全なる發展は自由の制度の下に於てのみ生ずること。又自由制度のみが非筋肉労働者をしてその物質的條件についてのみならず、身分と職業的品位についても、彼等の要求の充分にして完全なる實現を確保し得るものであることを主張する旨の決議を可決した。

八 智能労働者デー ポーランドの報告により大會は國際聯盟の常任委員會に對し、智能労働者の國際的團結及友愛と平和のために働かんとする固き決意を世界に示すため、適當なる國際的行動を行ふ件を考究する事を要請した。

なほ大會は、常任委員會に對し俸給被備者の發明權、競業禁止約款の規制、著作權物の時期遅れ販売に關する著作家及びその後継者の權利の諸問題につき、書記局の活動を繼續する旨を要望した。

建築と木材の兩國國際聯合會の會同 木材労働者國際聯合會と建築労働者國際聯合會の執行委員會の共同會合（一九三三年十二

月)の決定に従ひ、兩インターナショナルの加盟團體によつて投票が行はれた結果、合同案が可決せられた。

合同案によれば、新しき國際聯合會の大會は三年毎に開かるべく、大會直前にはこれと同じ場所に於て建築労働者と木材労働者とが別個に協議會を開く。次の國際大會に至るまでは、各六名の投票權所有委員より成る双方の執行委員會が合體して新しきインターナショナルの執行委員會を構成する。大會開催の場合には、國別並に産業別に適切な代表方法を大會に於いて定

めては如何とのことである。かゝる場合、兩産業間の平衡の原則は能う限り維持せられる筈であり、新しき執行委員會の會合と會合との間に起る事務は小人數の管理委員會で處理せらる。

合同する新インターナショナルは二十七箇國に於いて六十八團體を有し、總組合員は約八十五萬人に達する。而して名稱は建築及び木材労働者國際聯合會であり、本部はアムステルダムに置く事と決定した。

(水上鐵次郎、富取銀子)

昭和十年九月十三日印刷
昭和十年九月十七日發行

定價金貳圓

東京市芝區芝公園六號地
財團法人協調會
發行兼著作權者 大島辰次郎

東京市麴町區紀尾井町三番地
印刷者 濱野英太郎

發行所

東京市芝區芝公園六號地

協調會

電話芝一、一三一、一三六番
振替東京五三七〇四番

東京印刷株式會社出版所印刷

654
23

